

下諏訪町歴史的風致維持向上計画



平成21年3月

平成25年3月（変更）

令和2年3月（変更）

令和4年3月（変更）

長野県下諏訪町

目 次

はじめに

1	計画の概要	1
2	計画の期間	1
3	関連する他の計画及び施策	1
4	計画の策定と推進体制	2
5	計画策定の経過	3

第1章 下諏訪町の概要と成り立ち

第1節	下諏訪町の概要	4
1	下諏訪町の沿革	4
2	下諏訪町の特徴的な風土など	7
(1)	諏訪大社下社	7
(2)	中山道・甲州道中下諏訪宿	12
(3)	下諏訪温泉	14
(4)	諏訪湖	15
(5)	八島高原	16
(6)	清流	18
(7)	黒曜石	18
(8)	眺望	19
3	下諏訪町の市街地の成り立ちと現状	20
(1)	ムラの発生	20
(2)	農林業の集落	21
(3)	農林業と漁業の集落	21
(4)	諏訪大社下社門前	22
(5)	中山道・甲州道中下諏訪宿	24
(6)	下諏訪温泉街	25
(7)	製糸業の町	25
(8)	商業の町	26
(9)	市街地の景観	29

第2章 下諏訪町の歴史的風致及びその維持向上の方針

第1節	下諏訪町の文化財等と歴史的な建造物の状況	30
1	指定有形文化財（建造物）及び指定記念物の状況	30
2	歴史的建造物等の分布状況	31
第2節	下諏訪町の維持・向上すべき歴史的風致	33
1	下諏訪町で行われるお祭りの概要	33
2	諏訪大社の祭礼に係る歴史的風致	34
(1)	諏訪大社式年造営御柱大祭の歴史的風致	34
(2)	諏訪大社下社遷座祭の歴史的風致	38

3	お祭りに係る歴史的風致	40
(1)	道中長持ちの歴史的風致	40
(2)	騎馬行列の歴史的風致	43
(3)	小宮祭の歴史的風致	45
第3節	下諏訪町の歴史的風致に関する取り組みと課題	47
1	現在の取り組み	47
2	課題	52
第4節	下諏訪町における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	53
1	下諏訪町の関係する他の計画	53
(1)	第6次改定下諏訪町総合計画	53
(2)	下諏訪町都市計画マスタープラン	54
2	歴史的風致の維持向上に関する方針	55
第5節	関係機関の連携と計画の実施体制	56

第3章 重点区域の設定

第1節	重点区域の位置及び区域	57
1	位置及び区域	57
2	重点区域における文化財等	61
第2節	良好な景観の形成に関する施策との連携	66
1	重点区域における景観計画の活用	66
2	重点区域における都市計画の活用	69
3	その他の取り組み	70
第3節	下諏訪町全体に期待される効果	74

第4章 下諏訪町における歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

第1節	文化財の保存又は活用に関する事項	75
1	下諏訪町の文化財の保存又は活用に関する事項	75
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の方針	75
(2)	文化財の修理（整備を含む）に関する方針	76
(3)	文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	76
(4)	文化財の周辺環境の保存に関する方針	76
(5)	文化財の防災に関する方針	76
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	77
(7)	埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	77
(8)	文化財の保存・活用に係る下諏訪町教育委員会の体制と今後の方針	77
(9)	文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況と今後の体制整備の方針	78
2	重点区域における文化財の保存又は活用に関する計画	80
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の計画	80
(2)	文化財の修理（整備を含む）に関する計画	81
(3)	文化財の保存・活用を行うための施設に関する計画	87
(4)	文化財の周辺環境の保存に関する計画	89
(5)	文化財の防災に関する計画	90
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する計画	91
(7)	埋蔵文化財の取り扱いに関する計画	91

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況と今後の体制整備の計画	92
第2節 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	93
1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針	93
(1) 小公園緑地の整備	94
(2) 道路の整備	96
(3) 無電柱化・無電線化	98
(4) 案内施設の整備	99
(5) 建造物の復元修理	102
第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	
第1節 歴史的風致形成建造物の指定の要件	107
第2節 歴史的風致形成建造物の指定の予定	108
第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針	
第1節 歴史的風致形成建造物の管理の指針	109
【参考資料】	
別表1 指定有形文化財（建造物）及び指定記念物の状況	111
別表2 指定有形文化財（建造物）及び指定記念物並びに歴史的建造物等の概要	112
別表3 指定有形文化財（建造物を除く）及び指定無形文化財の概要	116

はじめに

1 計画の概要

下諏訪町は、諏訪大社の門前町、中山道と甲州道中の宿場町、下諏訪温泉の町として積み重ねられた歴史の上に人々が生活し、その歴史を経過してまちが形成されてきました。

本計画の策定と実行を通じて、「中山道と甲州道中が会おう大社といで湯の宿場まち」として歴史的な文化財や私たちの歴史的な伝統文化を再認識しながら、これらを良好に維持し、さらに向上させることにより下諏訪町の活性化を図りたいと考えています。

本計画では、下諏訪町全体の歴史的風致を洗い出し、そのなかでも重点的に維持向上を図りたい歴史的な風致を抽出して、歴史的な文化財や私たちの伝統的な活動を保存・活用するための方針と計画を立案し、これに基づいて教育委員会部局とまちづくり部局及び産業振興部局が連携して必要な施策を展開します。

「歴史的風致」とは？

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境です。ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第1条)

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度から令和4年度までの15年間とし、この期間に歴史的風致の維持向上のための施策を実施します。

なお、社会情勢の変化、文化財や歴史的風致の状況調査の結果などを反映して、必要のあるときは、計画期間及び内容を随時適切に見直すこととします。

3 関連する他の計画及び施策

○ 下諏訪町総合計画（平成28年4月）

第3章「優しさと生きがいを持つひとづくり」第1節「世代ごとの支援と伝承」第5項「文化の活用と伝承」による基本計画に基づき、文化財施設の利用の推進を図ります。及び、第5章「産業の活力と賑わいのあるまちづくり」第2節「活気と賑わいの創出」第2項「街なみ環境の整備」による基本計画に基づき、うるおいのある豊かな生活環境の創造と個性的で活力ある地域づくりをめざします。

○ 下諏訪町都市計画マスタープラン（平成16年3月）

第3章8「歴史と文化にふれあえる環境整備の方針」に沿ったまちづくりをめざします。

○ 景観計画(平成24年8月)

第2章「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に基づき、歴史文化を継承し、新たな創造と調和を基本とする景観形成を進めます。

○ 下諏訪町観光振興条例（平成元年4月）

条例に基づき、観光資源を活かした観光地としての健全な発展をめざします。

○ 下諏訪町観光振興計画（平成21年12月）

第6章「目指すべきビジョン」を目標に、歴史・文化・自然を活かし、住んでいる人も訪れる人も楽しめるまちづくりを進めます。

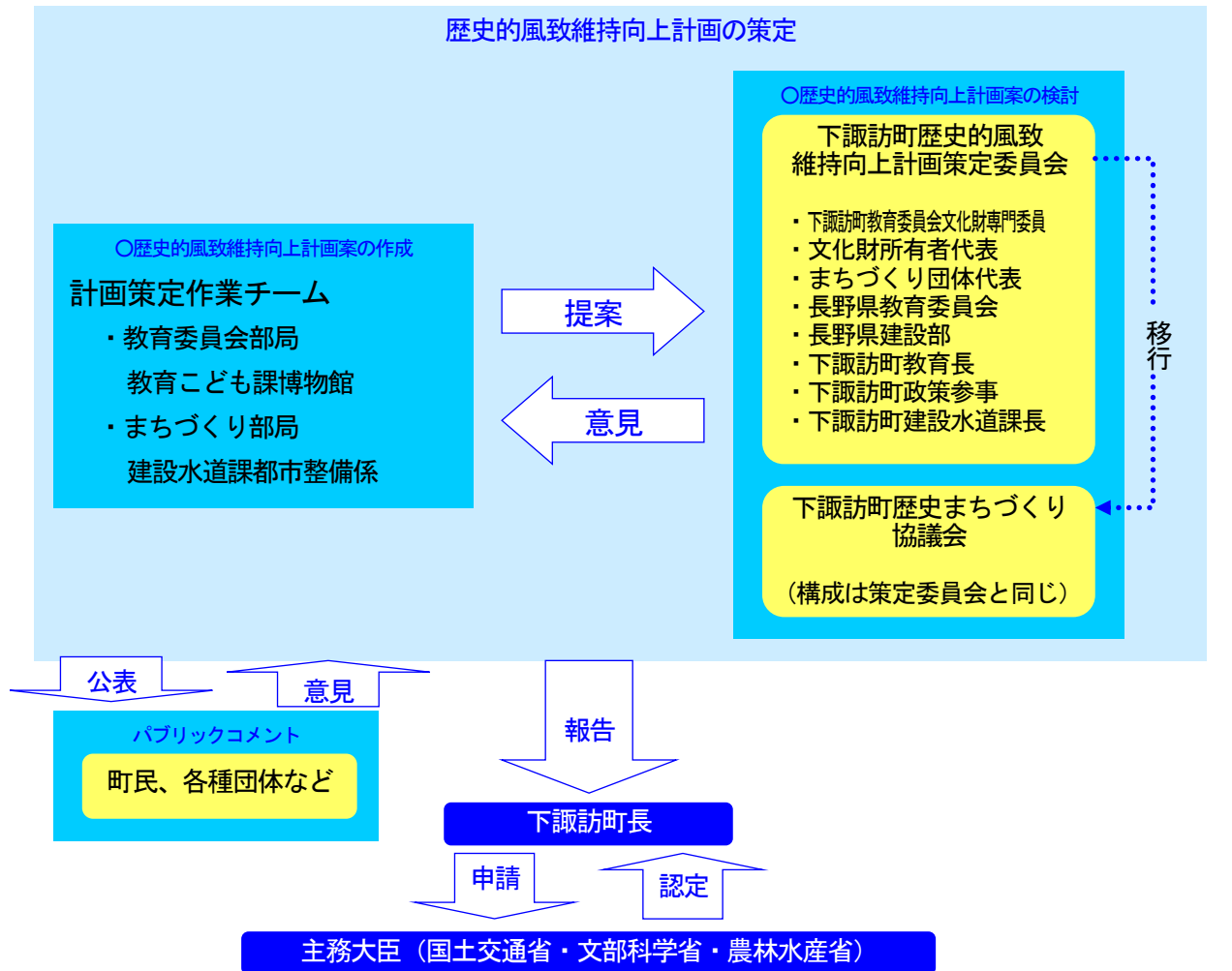
4 計画の策定と推進体制

本計画の策定にあたっては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号）に基づき設置する「下諏訪町歴史まちづくり協議会」において計画を策定し、計画の推進にあたっては「下諏訪町歴史まちづくり協議会」において必要な事項を協議し連絡調整を行います。

下諏訪町歴史まちづくり協議会委員

	役 職
学 識 経 験 者	下諏訪町教育委員会文化財専門委員
	下諏訪町教育委員会文化財専門委員
	下諏訪町教育委員会文化財専門委員
	下諏訪町教育委員会文化財専門委員
	下諏訪町教育委員会文化財専門委員
	下諏訪町教育委員会文化財専門委員
	富士見町文化財専門審議委員会委員、諏訪大社顧問
	建築士（諏訪建築士会下諏訪地区長）
	下諏訪町立諏訪湖博物館・赤彦記念館館長
文化財所有者代表	諏訪大社宮司
ま ち づ くり 団 体	下諏訪宿湯田町まちづくり協議会会長
	下諏訪宿横町木の下まちづくり協議会会長
	下諏訪宿立町まちづくり協議会会長
	NPO法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」専務理事
長 野 県	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長
	長野県諏訪建設事務所長
下 諏 訪 町	下諏訪町教育長
	下諏訪町政策参事
	下諏訪町建設水道課長

歴史的風致維持向上計画策定体制



5 計画策定の経過

- H20. 12. 24 第1回下諏訪町歴史的風致維持向上計画策定委員会 計画案の検討
- H21. 1. 7 第1回下諏訪町歴史まちづくり協議会 歴史的風致維持向上計画の検討
- H21. 1. 10~1. 20 パブリックコメントの実施
- H21. 1. 30 「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」認定申請
- H21. 3. 11 認定 文部科学大臣 (20 庁財第 451 号) 農林水産大臣 (20 農振第 1945 号)
国土交通大臣 (国都景歴第 49 号)
- H24. 12. 19 第5回下諏訪町歴史まちづくり協議会 計画期間の延長及び重点区域の追加についての検討
- H25. 2. 6 第6回下諏訪町歴史まちづくり協議会 歴史的風致維持向上計画変更案の検討
- H25. 2. 10~2. 24 パブリックコメントの実施
- H25. 3. 6 「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」変更認定申請
- H25. 3. 29 変更認定 文部科学大臣 (24 庁財第 760 号) 農林水産大臣 (24 農振第 2425 号)
国土交通大臣 (国都景歴第 69 号)
- R1. 5. 下諏訪町歴史まちづくり協議会 計画期間の延長についての検討
- R2. 2. 下諏訪町歴史まちづくり協議会 歴史的風致維持向上計画変更案の検討
- R2. 3. 「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」変更認定申請
- R2. 3. 変更認定
- R3. 5. 下諏訪町歴史まちづくり協議会 計画期間の延長についての検討
- R4. 2. 下諏訪町歴史まちづくり協議会 歴史的風致維持向上計画変更案の検討
- R4. 3. 「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」変更認定申請
- R4. 3. 29 変更認定

第1章 下諏訪町の概要と成り立ち

第1節 下諏訪町の概要

1 下諏訪町の沿革

下諏訪町は、長野県のほぼ中央に位置し南は諏訪湖に面しており、北には八ヶ岳中信高原国定公園の高原の鷲ヶ峰・八島ヶ原高層湿原を背に、これらの山から流れ下る川の扇状地に発達した町で、西は岡谷市、東に諏訪市、さらに北は松本市・長和町に接しています。



町の発祥は古く、旧石器・縄文時代にさかのぼることができます。和田峠周辺には黒耀石原産地遺跡が点在し、諏訪湖周辺にも多くの遺跡が確認されています。その特徴は黒耀石石器であり、各地への供給元として黒耀石石器の文化圏を形成していたとも考えられています。

弥生時代になると、稲作の伝播とともに諏訪湖のほとりにも稲作と漁労などで生活圏が広がったと考えられます。

醍醐天皇（10世紀初め）の頃に作られた和名抄によると、信濃国諏訪郡名の中に、「土武郷（とむのごう）」という地名があり、これが現在の下諏訪町と考えられています。

鎌倉時代には、諏訪神社の大祝、金刺盛澄・手塚太郎光盛兄弟が木曾義仲や鎌倉幕府に仕えて活躍、また鎌倉五山建長寺の住職が慈雲寺を開山したり、御射山祭に全国の武将が集まるなど政治・文化的にも信濃の中心として発展しました。戦国時代には武田信玄とのかかわりも深く、その当時の遺跡、文化が現在でも偲ばれます。

江戸時代になると、再び諏訪氏の治めるところとなり、中山道、甲州道中が合流する交通の要衝で、中山道随一の温泉宿場町として賑わい、また全国に一万余の分社を持つ諏訪神社の総本社としても栄えました。

明治7年に7ヵ村が合併し下諏訪村となり、明治9年に筑摩県が廃止されて長野県の所管に入り、明治26年6月30日に町制を布いて下諏訪町と改称しました。

大正を経て、昭和33年には隣接の岡谷市の一部の東町（編入後は社東町）・東山田を編入し、

昭和58年に諏訪湖の面積分割があり、今日の下諏訪町を形成しています。

下諏訪町の地形は、長野県のほぼ中央の糸魚川―静岡構造線と中央構造線が交差する諏訪湖周辺の諏訪盆地の北側に位置し、町域は標高759.1mの諏訪湖から1,887.4mの三峰(みつみね)山にかけての南北に約13km、東西に約9kmの範囲で、面積は66.90k㎡です。市街地は三峰山及び八島高原から諏訪湖へ流下する河川のわずかな扇状地上の約4.4k㎡に発達し、町域の約8割が森林で、山間部は諏訪盆地のなかでも起伏に富み急峻な斜面が分布しています。

町域の南端に面する諏訪湖は旧石器時代から縄文時代にかけては、現在より水面が2mから5m低い時期があったことが遺跡から確認されていますが、下諏訪町の市街地が形成された慶長年間(1596～1615)には現在よりも約2m水面が高かった記録があり、現在のJR中央東線近くまで諏訪湖であったと考えられています。また、諏訪湖はかつて高度経済成長期に水質汚濁や富栄養化によるアオコの大量発生などにより、その本来の風致を損なっていましたが、住民による水質浄化運動と昭和54年の諏訪湖流域下水道の一部供用開始から徐々に水質の改善が進んでいます。同じく町の自然的要素を代表する八島(やしま)高原は、標高1,630mの高原で諏訪湖と正対する町域の北端に位置し、八ヶ岳中信高原国定公園に属し、高原内の八島ヶ原高層湿原(やしまがはらこうそうしつげん)は、国の天然記念物に指定されています。八島ヶ原高層湿原は、日本最南の高層湿原であり、泥炭層は1万2千年をかけて約8mの厚さに達しており学術的な価値の高い高層湿原です。周辺の八島高原には約360種類もの植物が開花し、年間80万人を超える旅行者が訪れます。



八島ヶ原(やしまがはら)高層湿原

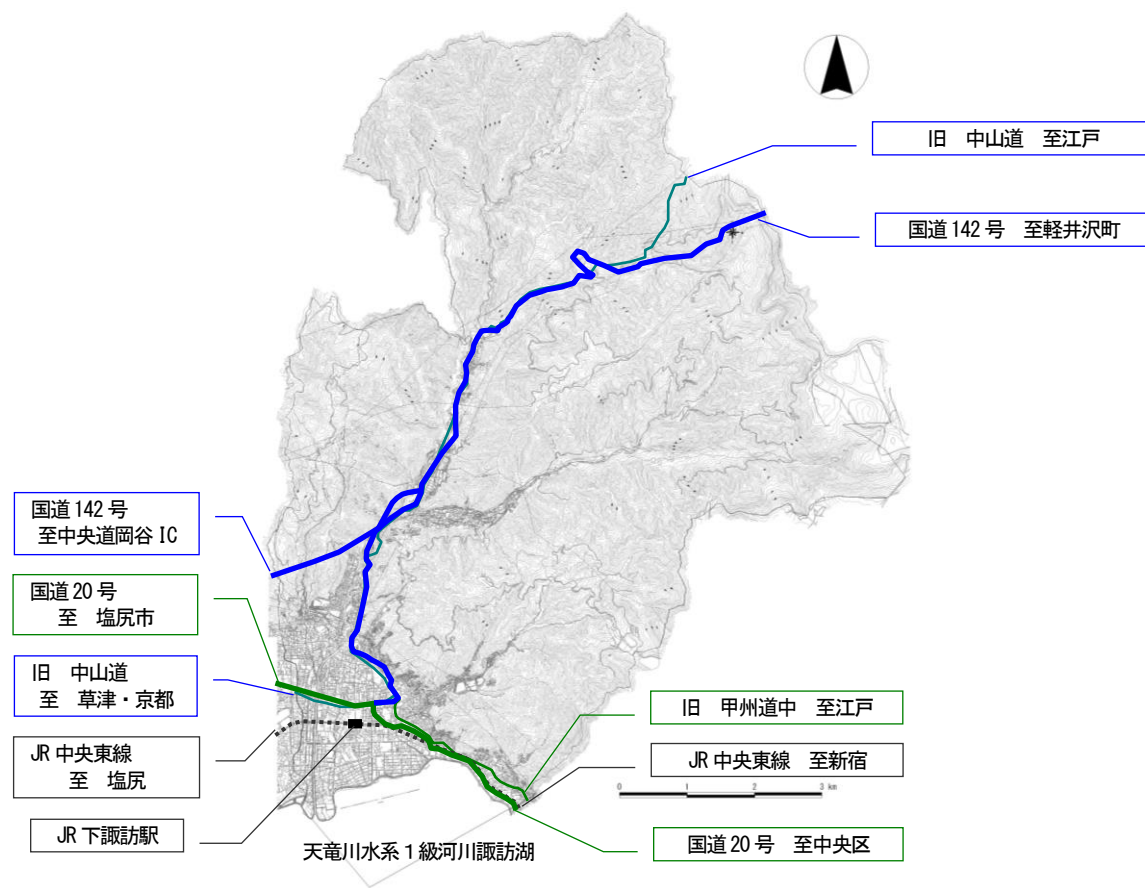
下諏訪町の気候は、特に冬の寒さが厳しく、最低気温が -10°C 前後に達し、 -16.6°C (平成15年)を記録したこともあります。積雪は25cm程度が平均的です。一方夏は最高気温が 33°C 前後に達することもあります。夏と冬の気温の較差が大きいと同時に朝晩の1日の寒暖の差が大きいことも特徴です。平均降水量は1,000mm～1,500mmであり雨の日も少なく、典型的な内陸型の特徴を示しています。また、最低気温が -10°C を下回る日が数日続くと、諏訪湖では全国的にも珍しい「御神渡り(おみわたり)」現象が観察されます。気温の低い日が続くと湖の全面に結氷した氷の厚さが増していきます。さらに昼夜の寒暖差により、湖面の氷が膨張収縮を繰り返すことによって、轟音と共に氷に亀裂が生じます。この亀裂に沿って氷が高さ30cmから100cmせり上がって氷の山脈が生じる現象が「御神渡り」です。上社の男神様が下社の女神様の元に渡った跡であるという言い伝えにより「御神渡り」と呼ばれています。



諏訪湖の御神渡り(おみわたり)

下諏訪町の行政区域6,690haのうち、諏訪湖と砥川の一部を除く6,329haが都市計画区域に指定されています。土地利用の現況は、森林を主体とした山間地、里山や農用地などの中山間地、都市的利用がされている平坦部に大別できますが、平坦部が狭小であることから山林をはじめとする自然的土地利用面積は5,734haで都市計画区域(6,329ha)の90.6%を占めています。このため、諏訪湖に面して指定されている用途地域(541ha)は都市計画区域の8.5%と極めて少ない現況です。用途地域指定区域の土地利用別面積をみると、都市的土地利用面積が433.5haで80.1%を占めており、都市機能が集約したコンパクトな都市構造となっています。内訳は、住宅用地が190.4ha(35.2%)、商業用地25.7ha(4.7%)、工業用地47.9ha(8.9%)、公共・公益施

設用地 53.5ha (9.9%)、道路・交通施設用地 78.8 ha (14.6%)、その他空地が 37.2ha (6.9%) という状況にあります。市街地に低未利用地が目立つようになってきていますが、駐車場としての利用が多くなっている傾向です。なお、まとまった農地は見られず、小規模農地が全体的に散在しています。



明治38年(1905)に下諏訪町の市街地のほぼ中央を東西に中央東線が開通し、明治39年(1906)に「下諏訪駅」が開駅しました。町内には「下諏訪駅」の1駅があり、新宿から特急を利用して約2時間20分の乗車時間です。平成17年の1日当たり平均乗降客数は3,732人ですが、20年前に比べると36.5%減少していて鉄道離れの兆候が現れています。

主要な道路は、東西を国道20号、南北を国道142号が通過しており、物流や地域間交通の要となっています。国道20号については甲州道中の新道、国道142号は中山道の下諏訪宿から碓氷峠への経路の新道にあたります。

最寄りのインターチェンジは、国道20号を利用して中央道岡谷ICへ約15分、中央道諏訪ICへ約20分で接続できます。

その他の道路は、市街地南側の土地区画整理事業が実施された地区においては幅員12m以上の幹線道路や幅員4~12m区画道路が比較的多く整備されていますが、旧市街地にあたる北側では街区が不整形で幅員4m未満の狭隘な道路も多く見られます。

2 下諏訪町の特徴的な風土など

(1) 諏訪大社下社

諏訪大社下社の春宮及び秋宮は下諏訪町民のシンボリックな存在であり、生活に密着した心のよりどころでもあります。

諏訪大社は長野県の諏訪湖周辺に4箇所の境内地を持ち、下諏訪町内の下社に秋宮と春宮、諏訪市内の上社本宮と茅野市内の前宮の4つの社から成り、この4つの社を持つ形式は全国でも諏訪大社だけの特徴です。このうち下社の2社のもとに、下諏訪町の門前町が形成されています。



諏訪大社は、全国でも最も古い神社のひとつとされ、古事記では御祭神の建御名方神（たけみなかたのかみ）が出雲における国譲りに敗れて諏訪へ逃れてここに国を築いたと伝えられています。

日本書紀には持統天皇が諏訪大社へ勅使を派遣した(691)という記載があり、鎌倉時代には幕府と深いつながりを持ち、霧ヶ峰の八島高原に全国の武士が集まり武芸を競うなどの御射山神事が行われました。戦国時代には武田氏他の多くの武将大名が諏訪大社に祈願したといわれます。

鎌倉時代の武士の行き来に伴い国々へ信仰が広まり、全国に一万余の分社と10万人以上の氏子を持つ諏訪信仰の総本社です。

諏訪明神は古くは風と水の神の性格も持ち、狩猟農耕の神、また武勇の神としても広く信仰され、現在は生命の根源・生活の源を守る神として、多くの方が参拝に訪れます。

諏訪大社下社秋宮はイチイの木を下社春宮はスギの木を御神木とし、上社は御山（守屋山）を御神体とし、古来の神社の姿をありのままに残しています。

諏訪大社下社では、国の重要文化財に指定された建造物が春宮に3棟、秋宮に4棟、合計7棟が良好に保存され、その他にも歴史的に重要な建造物によって神域を成しています。

諏訪大社下社に係る文化財（建造物）

種別	指定年月日	名称	員数	所有者 (管理者)	所在地ほか
国指定重要文化財					
建造物	S58. 12. 26	諏訪大社下社春宮幣拝殿	1	諏訪大社	下諏訪町大門 193-1
		諏訪大社下社春宮左右片拝殿	2		
		諏訪大社下社秋宮幣拝殿	1		下諏訪町上久保 3580
		諏訪大社下社秋宮左右片拝殿	2		
		諏訪大社下社秋宮神楽殿	1		
町指定文化財					
建造物	S48. 6. 26	諏訪大社下社春宮下馬橋	1	諏訪大社	下諏訪町大門



国指定重要文化財諏訪大社下社春宮幣拝殿



国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮幣拝殿、左右片拝殿



国指定重要文化財諏訪大社秋宮神楽殿



町指定文化財諏訪大社下社春宮下馬橋

諏訪大社式年造営御柱大祭は、7年目毎寅と申の年に行われ、諏訪一円の氏子たちの奉賛により、諸建物を囲むように4本の柱を曳き建てる祭りです。古くは信濃一円を上げての造営祭として1,200年以上の歴史を持っています。今では勇壮な天下の大祭として全国、国外にも広く知られ、100万人以上の氏子や観光客が観覧に訪れます。



県指定無形民俗文化財式年造営御柱大祭 下社木落



町指定無形文化財 騎馬行列

○ 諏訪大社下社春宮

諏訪大社下社春宮は、国指定重要文化財の幣拝殿1棟、左右片拝殿2棟の他、御宝殿や神楽殿等の建造物を有し、御神木の杉の木をはじめとした大木に囲まれ厳粛な雰囲気境内を構成しています。

諸建物を囲むように、7年に一度の御柱祭に曳き建てられた4本の御柱が配されています。

静寂な御神域ですが、朝はラジオ体操や登下校の児童など境内は地元の人々に親しみ深い場所です。

境内を西に抜けると一級河川砥川に「浮島」と呼ばれる島があり、どんな大水が出て流されないという伝説も伝えられています。

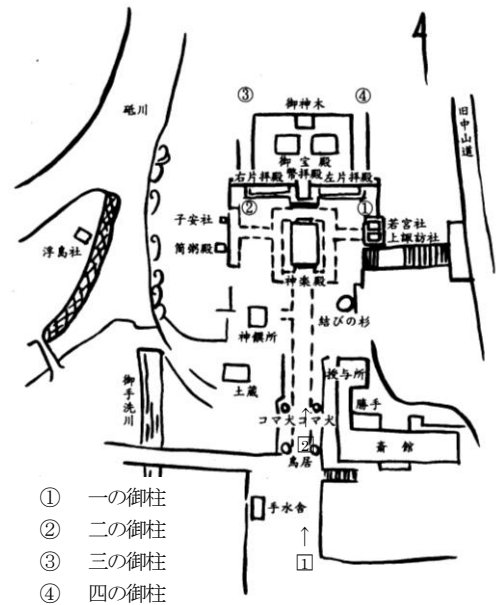
この浮島をさらに北へ進むと、町指定文化財の万治の石仏が鎮座しています。万治3年

(1660)の文字が彫り込まれているため、万治の石仏と呼ばれています。地元ではみたらしの石仏またはあみだ様と呼ばれ、かつて諏訪藩主諏訪忠晴寄進の石の大鳥居を作ろうと石工が石を割っていたら石から血が出たため、大鳥居の石材とすることをあきらめ、阿弥陀様を彫ったという言い伝えがあり、その日本人離れしたお顔から数々の謎を生ずる石仏です。岡本太郎氏が世に出した石仏として有名で、テレビの紹介もあって多くの観光客が参観に訪れます。

春宮の門前の参道を南に下ると、町指定文化財の下馬橋があります。当初の建造は天正6年(1578)で、その後元文年間(1736頃)に修造されていますが、建造当時の絵図面を用いて忠実に修造されたと見られ、室町時代の様式も伺える屋根付きの反り橋(太鼓橋)です。諏訪大社下社の神事である春秋の遷座祭のとき、遷座の行列のうち御輿だけがこの橋を渡り、昔は貴顕な人でもここで下馬、下車し手を洗い、口を注いで春宮へ参拝に向かったため、下馬橋と言われ、橋の下を流れる川は御手洗川と呼ばれます。

参道をさらに南へ下り国道20号と交差するところに春宮大門大鳥居があります。明治25年(1892)に建立された唐金(からかね)鳥居です。

諏訪大社下社春宮境内略図



- ① 一の御柱
- ② 二の御柱
- ③ 三の御柱
- ④ 四の御柱



撮影方向 ①



撮影方向 ②



町指定文化財 万治の石



町指定文化財 春宮下馬



春宮大門大鳥居

その南の参道と中山道が接合する辻に、大きな石燈籠があります。文政12年(1829)に作られ、6mの高さがあります。当時燈籠に灯がともると諏訪湖から見え、人々はこの灯火を目印にしたと言われます。



石燈籠

諏訪大社春宮周辺は、商店や旅館などが多い諏訪大社秋宮周辺と比べ、古くからの住宅地であるため静かな雰囲気風の風致を醸し出しています。

古い言い伝えや、地域に大切にされてきた建造物等が要素となって受け継がれてきた住環境を今後とも良好に維持する必要があります。

○ 諏訪大社下社秋宮

諏訪大社下社秋宮は、国指定重要文化財の幣拝殿1棟、左右片拝殿2棟及び神楽殿1棟の他、御宝殿や社務所等の建造物を有し、御神木の一位の木をはじめとした大木に囲まれ荘厳な雰囲気の境内を構成しています。鳥居を入ってすぐの「寝入りの杉」は、幹囲5m、樹高28m、樹齢600~700年といわれ、丑三つ時には枝先を下げて寝入り、いびきが聞こえるとか、子どもに小枝を煎じて飲ませると夜泣きが止むなどの御神域ならではの言い伝えがあります。

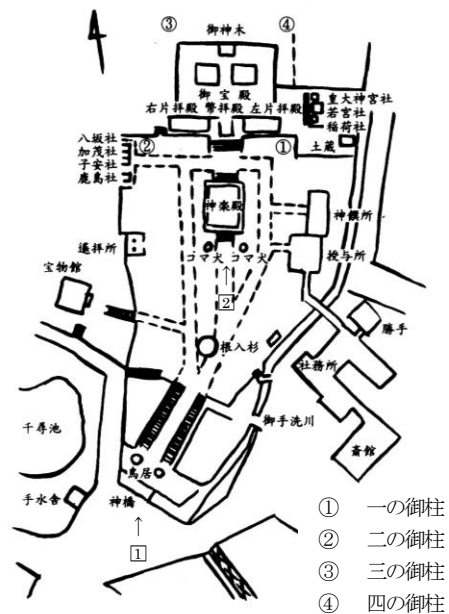
諸建物の四隅には、春宮と同じく、7年に一度の御柱祭に曳き建てられた4本の御柱が配され、最も太いものは周囲3.3mあり、始めて見る人を驚かせます。氏子や観光旅行者が絶えることなく訪れて日常の生活にはない神聖な環境を体感しながら参拝しています。

初詣には、15万~20万人の参拝者が訪れ境内は人並みに埋まり、夏の御舟祭り、七五三の参拝など、境内が氏子で賑わいます。

門前にはおみやげ屋等数件が営業され、休日などには参拝の人と車が行き交い、境内の静けさと対比的な賑わいも見られます。

秋宮の境内とその社叢は、人出のない時は神域ならではの雰囲気を漂わせ、お祭りなどのハレの際にはエネルギーと活力を発揮しています。その神聖な雰囲気は、私たち町民の気質の起源でもあり、今後とも維持していきたい風致です。

諏訪大社下社秋宮境内略図



撮影方向 ①



撮影方向 ②

○ 諏訪大社下社の祭事

諏訪大社下社の、主要な神事の中でも、綿之湯神事(わたのゆしんじ)、遷座祭(せんざさい)、御舟祭り(おふねまつり)、式年造営御柱大祭(しきねんぞうえいみはしらたいさい)などが特徴的です。

綿之湯神事は、御祭神の建御名方神(たけみなかたのかみ)の妃神である八坂刀売神(やさかとめのかみ)が、諏訪大社上社から下社へお渡りになる際に上社に湧き出る湯を綿に含んだ湯玉をお持ちになり、下社前へ供えるとそこから湯が湧き出し、それが下諏訪温泉の始まりと伝えられ(湯玉伝説)、その霊泉をたたえる神事です。

諏訪大社には、御神座が半年ごとに社を移動するという他の神社には見られない古来の祭祀が伝わっています。2月1日に遷座の行列が秋宮から春宮へ向かい、8月1日には春宮から秋宮へ遷座が行われます。この8月1日の遷座の行列に続いて青柴で作られた大きな舟に、翁(おきな)と媪(おうな)の人形を乗せた柴舟が当番地区(御頭郷=おとうごう)の氏子数百人によって遷座の行列と同じく春宮から秋宮へ曳行(えいこう)されます。この8月1日の遷座の大祭が御舟祭りです。御舟祭りには諏訪地区内を当番で回る御頭郷の氏子が下諏訪町内でお祭りを行い、見物の氏子も含め町内は大変な賑わいになります。

式年造営御柱大祭は「御柱祭(おんばしらすい)」又は「御柱(おんばしら)」とよばれ、諏訪大社の祭儀の中でも特別な大祭で、寅年と申年に御宝殿の建て替えとその四隅に御柱(おんばしら)と呼ばれる大木を曳き建てることが行われます。この御柱を曳き建てるお祭りに諏訪地方一円20万人の氏子が奉仕します。「人を見るなら諏訪の御柱」と言われるように、下諏訪町内に人並みがあふれ、その雰囲気は私たちの心に焼き付いています。御柱祭は4月の山出し(やまだし)の3日間、5月の里曳き(さとびき)の3日間がお祭りの期間ですが、その間に道中長持ちの振り込みや騎馬行列の奉納などが町内の各所で催されます。御柱は周囲3m、長さ16m、重さ12~13tに及び、独特の木遣り唄(きやりうた)とともに、2~3千人の氏子が、車もコロも使わず人の手で、約10kmの行程を引き出します。急坂を引き落とす木落としなど怪我人が出ても不思議でない荒く勇壮なお祭りでもあり、諏訪の人の気質が感じられます。巨木を曳くための技術や、道中長持ち、騎馬行列、木遣り唄などの所作や技能、及び一致団結して祭りを奉納する結束力は私たちの地域に独特なものであり、確実に次世代に引き継いでいく必要があります。

諏訪大社下社の主要神事	
1月1日	歳旦祭、綿之湯神事
1月3日	元始祭
1月14日~15日	筒粥神事
1月15日	祈請祭 墓目の神事
2月1日	遷座祭
2月3日	節分祭
2月11日	紀元祭
3月18日	祈年祭
6月下旬	菖蒲奉獻祭
6月30日	御作田社祭
6月30日	大祓式
7月31日	柴舟造り 夕祭
8月1日	御舟祭
8月26日~28日	御射山社祭
10月17日	神嘗祭当日祭
10月~11月	奉獻菊花祭
11月3日	明治祭
11月15日	七五三祈祷祭
11月24日	新嘗祭
12月23日	天長祭
12月31日	大祓式
毎月	月次祭
寅年、申年	式年造営御柱大祭



御柱祭 木落とし



御柱祭 里曳き



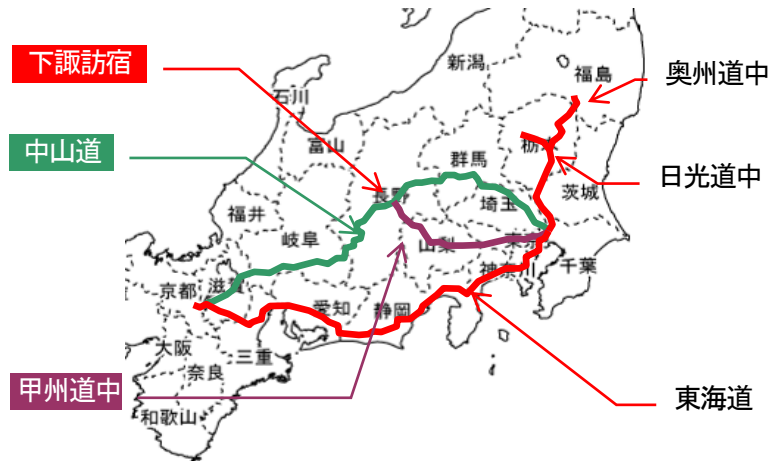
御柱祭 建て御柱

(2) 中山道・甲州道中下諏訪宿

下諏訪宿は中山道六十九次のうち二十九番目の宿であり、甲州道中の終点でもありました。

中山道は、江戸から京都に至るまで約132里の行程で、江戸を起点とする五街道のうちでも東海道とともに江戸と京都を結ぶ重要な街道でした。東海道の川止めを嫌い、山道険しく人馬の往来が困難な中山道を通行する旅人も多く、参勤交代の大名や江戸末期には皇女和宮の降嫁の際も下諏訪宿にお泊まりになりました。

甲州道中は、江戸日本橋から38宿、約53里の行程で、主に公用の通行がされ、お茶壺道中はこの道中を利用しました。



下諏訪宿の起源は明らかではありませんが、室町時代の中期には「湯之町」の記述が見られ、江戸時代の五街道の整備により、中山道と甲州道中の分岐点の宿場町として町並みが整い、その様子は貝原益軒の紀行文や歌川広重の浮世絵に紹介されています。

宿場町は参勤交代、お茶壺道中、公家やお姫様の通行があるとその準備に道路や橋の修理や清掃、障子の張り替え、手桶に打ち水や盛砂の用意、警護や荷物の運搬など助郷（すけごう）とともに大変な使役が割り当てられ、宿内は大変賑やかでした。そうしたご用のない時にも、京都方面に「塩嶺峠」、江戸方面には中山道の一大難所の「和田峠」を控え甲州道中の分かれ（わかされ）であり宿駅として荷物の継ぎ立てがされ、諏訪大社下社の門前であることなどにより、中山道随一の温泉宿場町として約40軒の旅籠と1千3百人以上の宿内人口があり、旅人や諏訪大社への参拝の人々で大変賑ったと言われます。



下諏訪宿の賑わいの様子（木曾路名所図絵）文化2年(1905)出版



中山道和田峠から木曽方面の眺望

現在も、五街道の分岐点の宿場の風情を伝える本陣や茶屋などの建造物や町並みなどの歴史を伝える景観が残されています。下諏訪宿は、伝統的建造物群保存地区の決定等、貴重な建造物の町並みを有効に保存する手段が講じられていないため、町並みの連続性が失われている箇所が多く見受けられますが、現在でも豎繁格子(たてしげこうし)を配した往事の面影を残す建物を街道沿いに見ることができます。

明治18年(1886)に甲州道中の新道である国道20号が開通するまで、下諏訪宿としての最盛期が続きましたが、明治29年(1897)中山道和田峠に和田峠新道(現国道142号)の開通、明治38年国鉄中央東線の開通、昭和8年(1935)国鉄自動車による和田峠線の全線開通などを経過する中で、かつての宿駅としての機能を失い、当時の建物に替わり、大正ロマン風の洋館の建築物が見られるようになりました。

また、住民の中には自主的に当時の様式の建築物を復元、再生する意識も生まれつつあります。

中山道は、高貴な方や大名、文人そして庶民が利用した街道ですので、東西の文化が交差し、時の情報がいち早く伝わった経過があります。下諏訪宿においては山中にありながら、江戸や京都と文化と情報をほぼ共有していたことにより文化的な土壌が育まれ、後の製糸業の隆盛などの発展につながったと考えられます。

街道を行き交う旅人と彼らが運んだ文化によって発展してきた宿場の町並みは、私たちの心の風景として、貴重な景観です。



豎繁格子



中山道沿いの建物



町指定文化財 中山道一里塚跡



町指定文化財 下諏訪宿本陣



甲州道中茶屋 橋本屋



復元工事中の町屋建築様式の建物



復元された建築物



復元された建築物

(3) 下諏訪温泉

下諏訪温泉は「綿の湯」の諏訪明神の神湯伝説のとおりその起源は古く、鎌倉時代の記述にも登場します。中山道、甲州道中を行き交う人々も下諏訪宿で宿をとり、温泉で旅の疲れを癒しました。現在も町民に愛される銭湯が各所に営業しています。現在も約20箇所の源泉から毎分約4,500～5,000 lの豊富な湧出量があり、旅館や公衆浴場に供給されるとともに、約1,800戸の一般家庭にも供給されています。

【綿の湯伝説】昔、建御名方命（たけみなかたのみこと）と八坂刀売命（やさかとめのみこと）の二神は、上社にご一緒にお住まいになっていました。女神が、下社の方へお住まいを移されることになった折、男神は「欲しいものは何なりと携えて行かれるように」と心遣いをされ、女神は日頃化粧に使っていた「社前の温泉を分けてくださるよう」と請われたそうです。湧き出る湯を綿に含ませた「湯玉」を大切にお持ちになって下社へお移りになった女神様が「湯玉」を下社の社前にお置きになるとその場所に湯が湧き出したそうです。湧出の場所は綿の湯玉にちなんで「綿の湯」と呼ばれ、下諏訪宿の霊泉の始まりであると伝えられています。このような由来から、綿の湯は神の湯とされ、諏訪大社下社の七不思議に言われる「湯口の清濁」が伝えられるところとなりました。

【湯口の清濁】汚れのあるものが入浴すると神の怒りにふれて湯口が濁ると伝えられています。

中山道、甲州道中の温泉宿場の賑わいは、「木曾路名所図会（秋里離島、西村中和（文化2年（1805））「木曾街道六九次」（安藤広重）「金のわらじ」（十返舎一九）などに記されています。「木曾路名所図会」では中山道と甲州道中の分去れ（わかされ）付近が描かれ、旅人を強引に引き込もうとする女中、駕籠に乗って到着した旅人を迎える番頭、「すすぎ」（足を洗う）を使って宿に上がり女中に案内される旅人、問屋場（とんやば）で駕籠賃の交渉をする旅人、綿の湯に入る客などを見ることができます。当時綿の湯は、上湯・中湯・下湯に分かれ、上湯は高貴な方がお使いになり、中湯は女性、下湯は男湯で旅人も含めた庶民の入湯ができたようです。上湯・中湯には脱衣所と洗い場があったようですが、下湯は、着物の脱ぎ着やつゆ取りは外で行い、湯船も外から丸見えでした。女性の入浴は奇数日の夜という決め事があったようです。峠を控えた下諏訪宿には「飯売（めしもり）下女」が大勢抱えられ、そのやりとり等が十返舎一九の「金のわらじ」に書かれています。

明治になって宿駅の制度が無くなりましたが、旧中山道と甲州道中の分去れで、温泉浴場と旅人宿があり、さらにお明神様があるということで旅人、湯湯治客や参拝者で賑わいました。この時期立町の街道沿いが大火で焼け、その復興のため各旅館に引湯が許可され、湯田町には新しく旅館を経営する人も出ました。宿泊客はこのような旅館の内湯にはいることができるようになり、旧宿場の旅館は温泉旅館になっていきました。

近隣の人は、綿の湯、児湯（こゆ）、旦過（たんが）の湯の三湯を利用し、「綿の湯は綿のように肌触りがよい」「児湯は良く暖まって子宝に恵まれる」「旦過の湯は熱くて傷に良い」などそれぞれ評判良く賑わいました。旦過の湯には、湯汲み場が設けられ、毎朝近くの主婦は炊事、洗濯、雑巾がけに使う湯を汲みに手桶を担いで集まり、なかには1kmも離れた御田町や下原からもお湯を汲みに来たといひます。

明治初期には器械導入による製糸工場の設立がみられ、改良型器械の普及により多くの工場が操業を始め、その好景気によって下諏訪宿内の温泉旅館や料理屋が賑わいました。

また、鉄道の開通により農閑期には中信地方や伊那地方から湯治客も多く、下諏訪温泉にさらに多くの人を訪れるようになり、島崎藤村、宇野浩二、芥川竜之介、斎藤茂吉、高

浜虚子など文豪の来訪による文化の交流や、岡本太郎が絶賛した「万治の石仏」など来訪者による町の魅力の再発見もありました。

戦後、製糸業が東洋のスイスといわれた精密工業へ転換してきましたが、宿場町の町並みと温泉地の風情は現在へ引き継がれ、製糸業隆盛期を伝える「伏見屋邸」などの明治の建造物や昭和の面影を残す温泉街の町並みが現存しています。



温泉旅館の町並み



温泉銭湯 旦過の湯



温泉銭湯 遊泉ハウス児湯



登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋



万治の石仏

(4) 諏訪湖

諏訪湖は、標高759m、周囲約16km、面積約13平方km、最大深度約7m、平均深度は約4mであり、標高の高い湖沼としては大変浅い湖です。水草が繁茂し、諸条件から栄養分が多く、生息する魚類も多いことが特徴です。諏訪湖畔から遠望する富士山の景観は、国土交通省関東地方整備局による関東の富士見百景に指定され、下諏訪町の特徴的な景観要素にもなっています。



諏訪湖畔から望む富士山

諏訪湖では、春先や凍結前には投網の追い打ち、5～6月頃は大四つ手網、夏にはえび漁や刺し網漁、秋から冬にはワカサギ漁など1年を通じて漁業が行われ、その様子は地域の風物にもなっています。

諏訪湖の漁業の様子は中世の記録にも見られ、鎌倉時代には船別銭という税金が課せられていたり、室町時代の「諏訪大明神画詞(えことば)」には鵜縄(うなわ)による鯉馳(こいはせ)という催しや氷を割って網を入れて漁をする等の記述が見られます。江戸時代には高島藩から数か村が漁業権を与えられ独占的に漁業が行われていました。明治時代にな

ると、諏訪湖一面が公水面になり、誰でもが漁業が行えるようになりましたが、乱獲を防ぐため漁業組合が結成され漁法の制限や魚介の放流などが行われ今に至っています。漁には古くから丸太舟が使われ、長野県有形民俗文化財に指定されています。漁の種類としては、屋塚漁[湖に石を積み重ねて屋塚（やつか）を作っておき、冬に結氷すると氷を割り屋塚の回りを竹簾（たけす）で囲み、屋塚石を取り上げて翌年の屋塚を作る。竹簾の中には冬ごもりしていたふな、えび、うなぎ、なまずが入り大漁になる。現在は湖周辺埋め立て事業のため姿を消してしまった。]、氷引漁[かつて湖水が凍ると氷の下に網を入れて地引き網のような方法で魚を捕った]、四つ手網漁、投網漁、等がありました。

鯉、鮒、ワカサギ、鰻、手長エビなど諏訪湖で獲れた水産物は各家庭で料理され、鯉の姿煮、鯉のあらい、鯉こく等はハレの日のごちそうとして現在も供されています。また、ワカサギは大正4年(1915)に霞ヶ浦から移入され、唐揚げや甘露煮などで調理されるほか、採卵して各地へ出荷されています。かつて諏訪湖の水が厚く結氷した冬期には漁師以外の人もワカサギの穴釣りを楽しみました。諏訪湖では、コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ハヤ・ウグイ、ワカサギ、エビなどが水揚げされ、コイは諏訪湖を代表する魚であり、アライ（刺身）・こいこく・うま煮・唐揚げなどに調理されます。御柱祭には鯉のアライ、鯉の旨煮、鯉こく、鮒のすずめ焼き、ワカサギの唐揚げなどがおもてなしの料理として各家庭で作られていましたが、現在では川魚屋で購入する家庭も多くなりました。

諏訪湖はかつて高度経済成長期に水質汚濁や富栄養化によるアオコの大量発生による悪臭やユスリカの大量発生などにより人が近づきにくい湖となってしまいましたが、諏訪湖浄化連絡協議会などの住民による水質浄化活動と昭和54年の諏訪湖流域下水道の一部供用開始から徐々に水質の改善が進み、現在では湖周にジョギングコースが整備されたことにより1年を通じて、ジョギングやウォーキングを楽しむ人々や水辺で水鳥を観察する家族連れなどが見られるなど、人々に近い湖に戻りつつあります。

(5) 八島高原

八島高原は、下諏訪町の北東端に位置しています。長野県と山梨県にまたがる八ヶ岳と諏訪市霧ヶ峰高原、松本市の美ヶ原高原をエリアとする八ヶ岳中信高原国立公園の一部です。高原周辺では約360種類もの植物が開花し、年間80万人を超える旅行者が訪れます。町民の多くは「七島八島(ななしまやしま)」と呼び親しんでいます。

八島高原の中の標高1630mの八島ヶ原(やしまがはら)高層湿原は、西半分が下諏訪町、東半分が諏訪市に属し、昭和14年(1939)に八島ヶ原湿原植物群落として諏訪市側が指定され、昭和35年(1960)6月に湿原西半分の国有林下諏訪側約23haが国の天然記念物に指定されました。高層湿原としては我が国の南限に位置しています。

高層湿原とは、まず湖沼から成立します。標高1000m以上の高所や高緯度地方では年間を通して冷涼な気候のため、湖沼のイネやカヤツリグサ科の植物をはじめ好酸性のミズゴケ類などの多様な植物は、枯れても腐敗分解せず泥炭となって堆積(たいせき)していきます。植物はその上へ上へと生長するため、湿原全体が水面よりも次



八島高原



八島ヶ原高層湿原

第に高くなり、時計皿を伏せたように盛り上がり高層湿原が形成されます。

霧ヶ峰の3湿原（八島ヶ原・踊場（おどりば）・車山（くるまやま））中、最も泥炭層の発達しているのは八島ヶ原湿原で、厚さは8.1mです。堆積速度は上層部で1年に1mm、下層部で0.5mmといわれ、この湿原は約1万年の歴史を経過したものと推定されています。また、この泥炭層中の花粉分析により過去の森林の変遷や当時の気候を知る手がかりともなっています。

八島ヶ原湿原は、豊富な植物相と共に注目すべきものが多く、学術的にも貴重な湿原といわれています。この湿原と、それに隣接している草原において、3湿原中最多の約300種類の植物が確認されています。湿原周辺の水路や池（八島ヶ池・鬼ヶ泉水（おにがせんすい）・鎌ヶ池（かまがいけ））の周囲にはワタスゲ・ホソバオゼヌマスゲ・コバイケイソウ・カキツバタ・サワギキョウ・キリガミネヒオウギアヤメ・アカバナシモツケなどが、泥炭層の発達した所にはミズゴケを主体としてキリガミネアサヒラン・ヒメシャクナゲ・ツルコケモモ・モウセンゴケ・キリガミネアキノキリンソウ・キリガミネスゲなど高層湿原特有の植物が数多く生育しています。



ニッコウキズゲ



キリガミネヒオウギアヤメ

八島高原の属する東俣（ひがしまた）国有林は御柱祭に曳き建てられる御柱の伐採地であり、7年に一度の御柱祭における一番始めの祭事である下社御柱の伐採が行われる場所です。また、八島ヶ原高層湿原に隣接する旧御射山（もとみさやま）遺跡は中世に諏訪神社下社の御射山神事が行われた祭祀遺跡です。中央の祭場と競技場を取り囲んで階段状の栈敷が設けられており、鎌倉時代旧暦7月末の祭事には全国の武士達が集まり盛大に流鏝馬（やぶさめ）などの奉納射技等が行われたといわれます。その大規模な競技場と栈敷（さじき）跡が階段状に残り、古図には鎌倉の名称の名も残され、昭和10年代には「東洋のオリンピック」と語られたこともあります。

八島高原は、花咲く高原としてだけでなく、国指定天然記念物の場所、御柱の育つ場所、鎌倉時代の歴史が刻まれた場所として町民の思いの深い高原です。



平成22年御柱祭に使われるモミの木



旧御射山遺跡全景

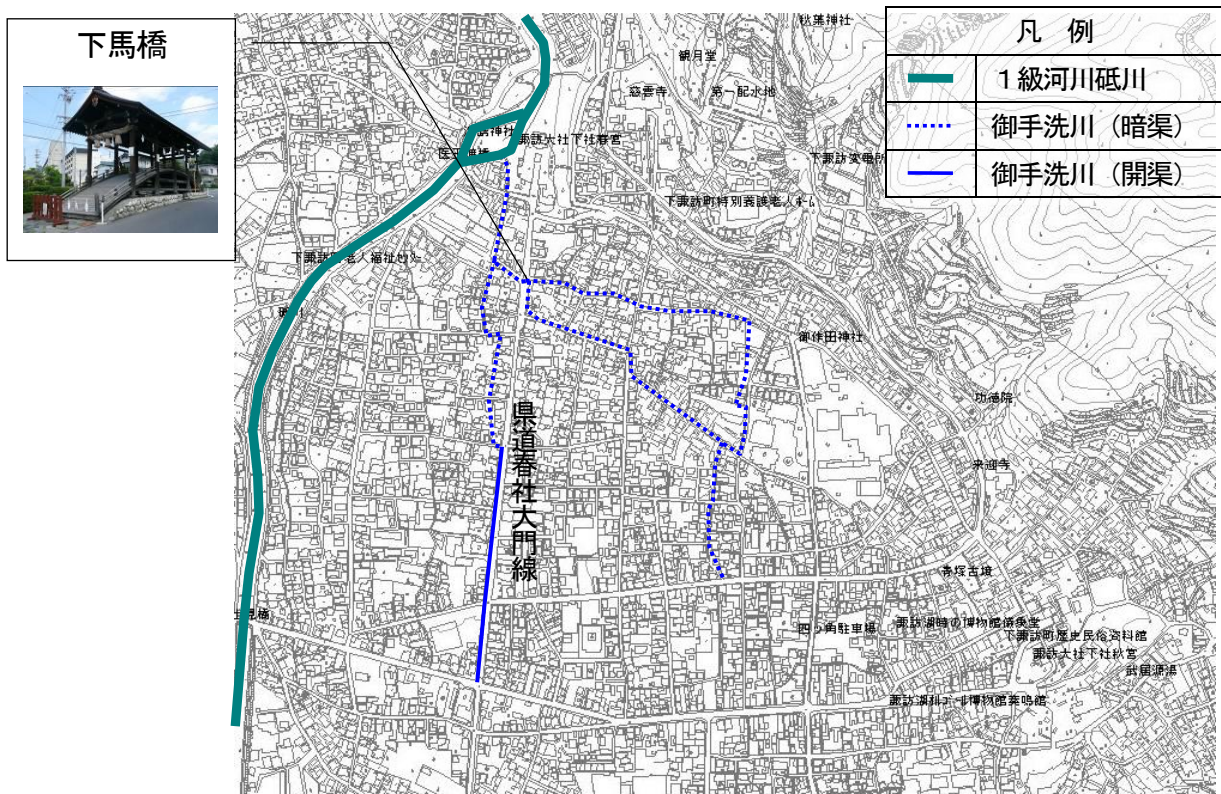
(6) 清流

諏訪湖に流れ込む1級河川砥川（とがわ）は、諏訪湖に流入する河川のうち最も水質のいい川です。その源流は、霧ヶ峰高原に発し、御柱のふるさとであり、水質浄化作用があると言われる黒耀石（こくようせき）の層を有す東侯国有林の水を集め、市街地へ流れ下ってきます。下諏訪町民へ給水される上水のほとんどは、この東侯から湧き出る水を水源とし、おいしい水道の評判を頂いています。

かつて砥川からは、9箇所の農業用水の取水がありました。現在では宅地化の進行により農業用水の需用は激減し、岡谷市へ配水している2取水以外の町内の水利は、消防用水利などに使われ、灌漑面積は0.0haです。住宅地においては、農用地の指定のある農地が無いいため、その多くが暗渠化されていますが、町指定文化財の諏訪大社下社春宮下馬橋下を流れる御手洗川は、県道春社大門線沿いが開渠の姿で残っています。

かつて諏訪大社下社春宮においては、高位の方でも下馬橋前で馬から下り、橋下を流れる小川（御手洗川）で手水を取り春宮へ参拝したという言い伝えが川の名前の由来になっています。御手洗川は、製糸業盛んな明治の時代には、製糸業の動力としての水車の水源にも使われ、現在でも豊富な水量を有しています。春宮の参道沿いを流れる御手洗川は、砥川に産する砥川石（とがわいし）の石積みの姿を残し、かつて炊事洗濯など生活に密接であった清流の風情を伝えています。御手洗川は、製糸業盛んな明治の時代には、製糸業の動力としての水車の水源にも使われ、現在でも豊富な水量を有しています。

御手洗川の流れ



(7) 黒耀石

和田峠一带から産出される良質な黒耀石（こくようせき）は旧石器時代、縄文時代には原石のまま、あるいは石鏃（せきぞく）等に加工作され、広範にわたって交易されてきました。遠くは、約500km離れた青森県三内丸山遺跡の出土品の中からも発見され、黒耀石の流通範囲の広さをうかがわせます。

町内の埋蔵文化財の発掘においてもたびたび黒耀石の鏃（やじり）が発掘され、近年の星ヶ塔黒耀石原産地遺跡の発掘調査においては、小学生が発掘現場を訪れ見学するなど町民の関心も高まっています。

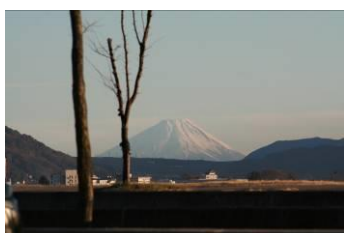
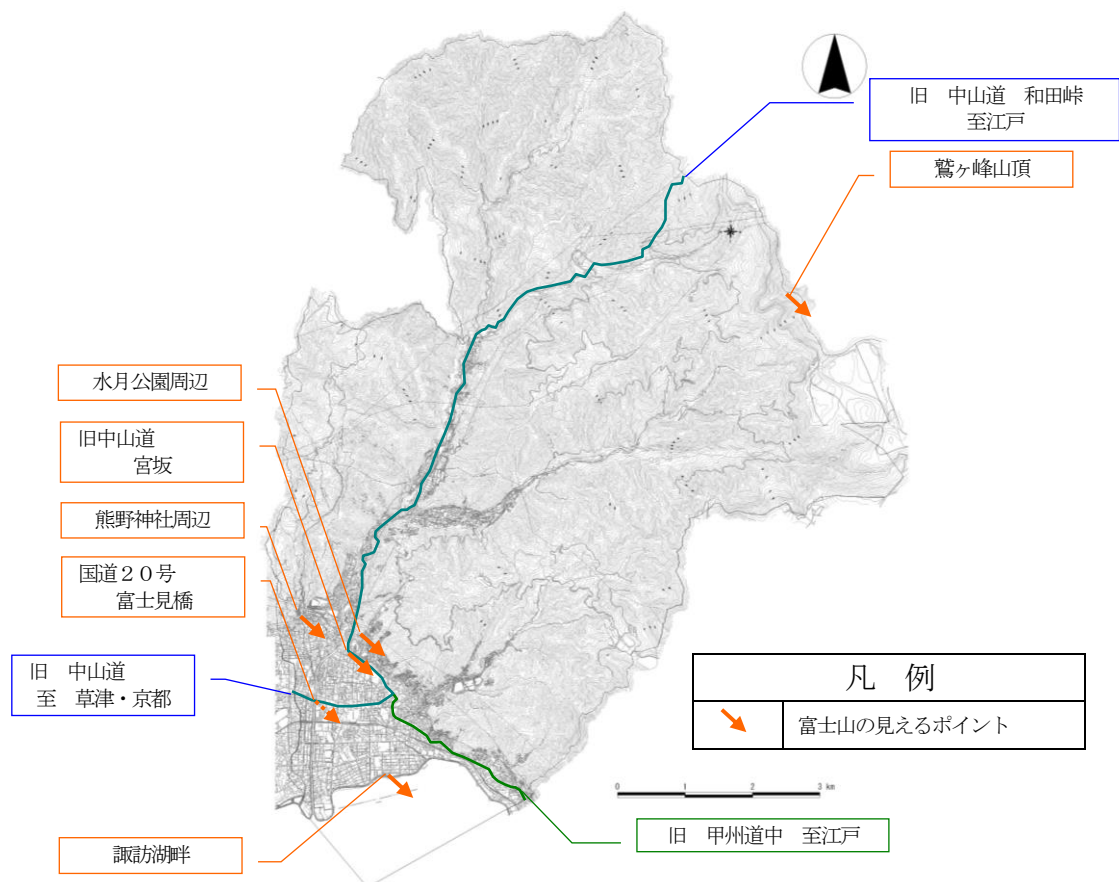
現在では、鉱工業、土木、造園などに幅広く活用され、また、ペンダント、ネックレスなどの装飾品、飲用水濾過材などにも加工利用されています。

(8) 眺望

長野県のほぼ中央に位置する下諏訪町は、良好な山並み景観にも恵まれています。

特に、諏訪湖畔から望む富士山の眺望は、国土交通省関東地方整備局による「関東の富士見百景」にも選定され、湖水から望む富士山の写真撮影のため厳冬期にもカメラマンが諏訪湖を訪れます。諏訪湖畔の他にも、富士山を見ることが出来る場所もあります。住宅の連担する以前には町の中央付近からも富士山が望まれ、国道20号に現在富士山は望めませんが、「富士見橋」が現存しています。

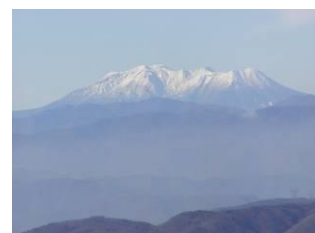
また、中山道の時代には中山道上で御嶽山が北限で望まれる箇所として、当時の和田峠に御嶽講が祭られています。このほか、八島高原からは浅間山を望むことができ、これらの山岳眺望は、当町から望む風景の特徴になっています。



諏訪湖畔から望む富士山



中山道宮坂からの眺望



鷲ヶ峰山頂から望む御嶽山

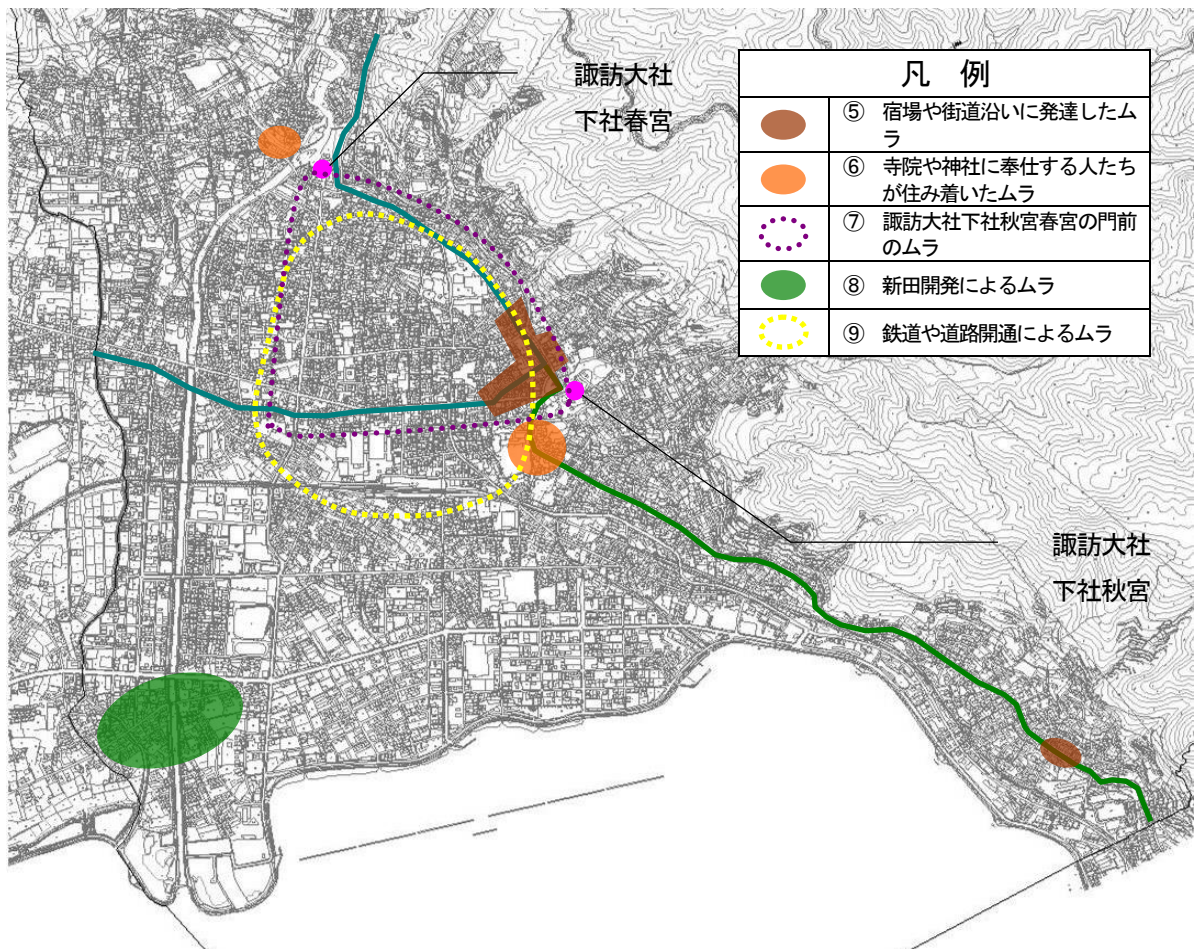
3 下諏訪町の市街地の成り立ちと現状

(1) ムラの発生

下諏訪町のムラ（集落）がいつ頃どのように発生したか、また始めに住み着いたクサワケの家はどこであったのか、ムラの成り立ちは明確ではありませんが、言い伝えによれば次のような要因によって下諏訪のムラムラが成り立ったといわれています。

- ①先史時代から断層崖上の、日当たりが良く水の便に恵まれ、諏訪湖や林野にほど近い土地に住み着いたといわれるムラ。
- ②トムの郷（土武郷（とむのごう）10世紀始め「和名抄」）の名残といわれるムラ。
- ③諏訪神社の神族が住み着いたといわれるムラ。
- ④豪族の居城を中心にできたムラ。
- ⑤中山道や甲州道中の温泉のある宿駅として、本陣はじめ問屋、旅籠、茶屋などが街道沿いに立ち並んで発達したムラ。
- ⑥寺院や神社に奉仕する人たちが住み着いたといわれるムラ。
- ⑦諏訪神社下社秋宮、春宮の門前町として、家並みが立ち並んでできたムラ。
- ⑧新田が開発されて人々に移り住むようになったムラ。
- ⑨鉄道や道路の開通によってできた駅周辺のムラ。

ムラムラの配置



(2) 農林業の集落

下諏訪町でも古くから稲作農業が行われていました。幕末から大正にかけては生糸業が好況となり山ぎわに桑園が拓かれ養蚕が盛んになり、製糸業に転換する農家も多くありました。昭和に入って養蚕が下火になると農家の若者の多くは工場や会社に勤めるようになり、農家数も減少しました。現在は、リンゴやカリンなどの果樹栽培が出荷額の多くを占め、水稻や野菜類は自家消費程度の作付面積になっています。下諏訪町の山林面積は町域の約80%であり、かつて農家は秋の収穫を終えると山仕事にかかりました。

下諏訪町の農林業を主な生業とする集落では、土蔵を持った農家住宅が特徴的です。土蔵は平屋造りや二階建て、あるいは母家の中に建てぐるみにしたものがあります。また、味噌蔵を併設したものも見られます。転業した農家が多く、農業規模が小さいため、農林業集落は商工業住居系用途と混在化が進み境界が曖昧になっています。



建てぐるみ住宅



建てぐるみ住宅

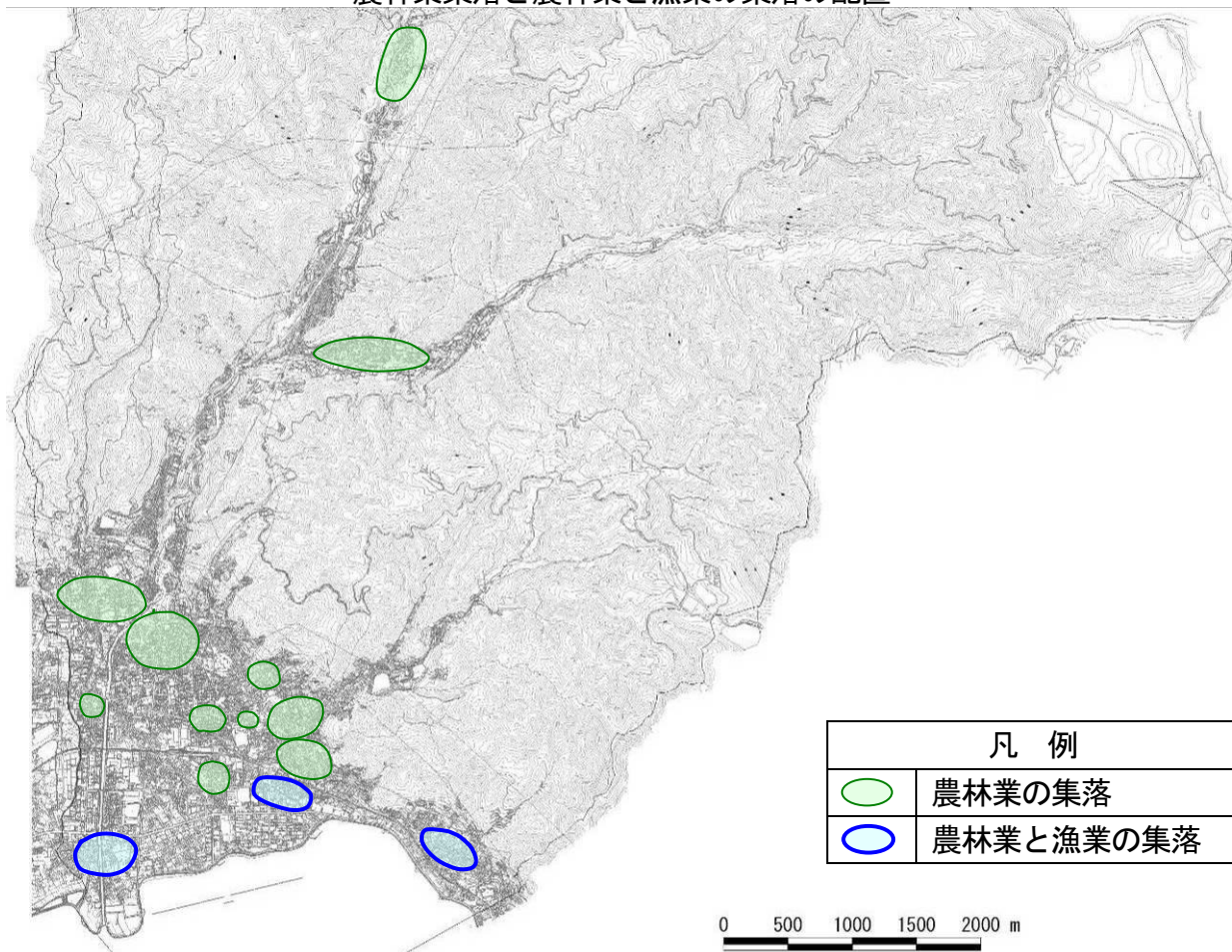


土蔵

(3) 農林業と漁業の集落

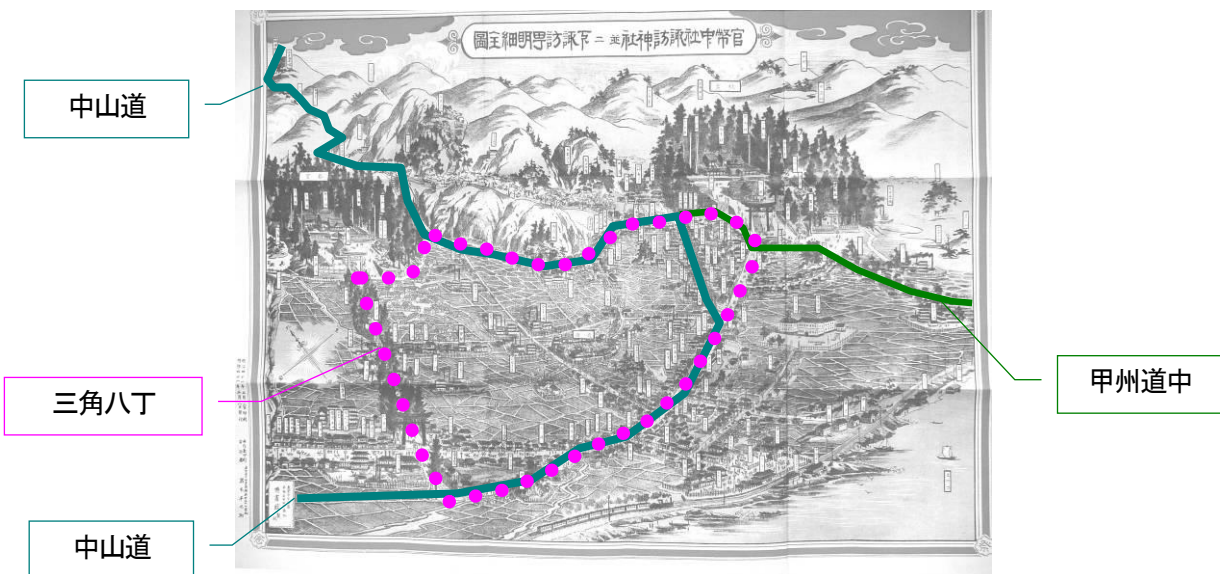
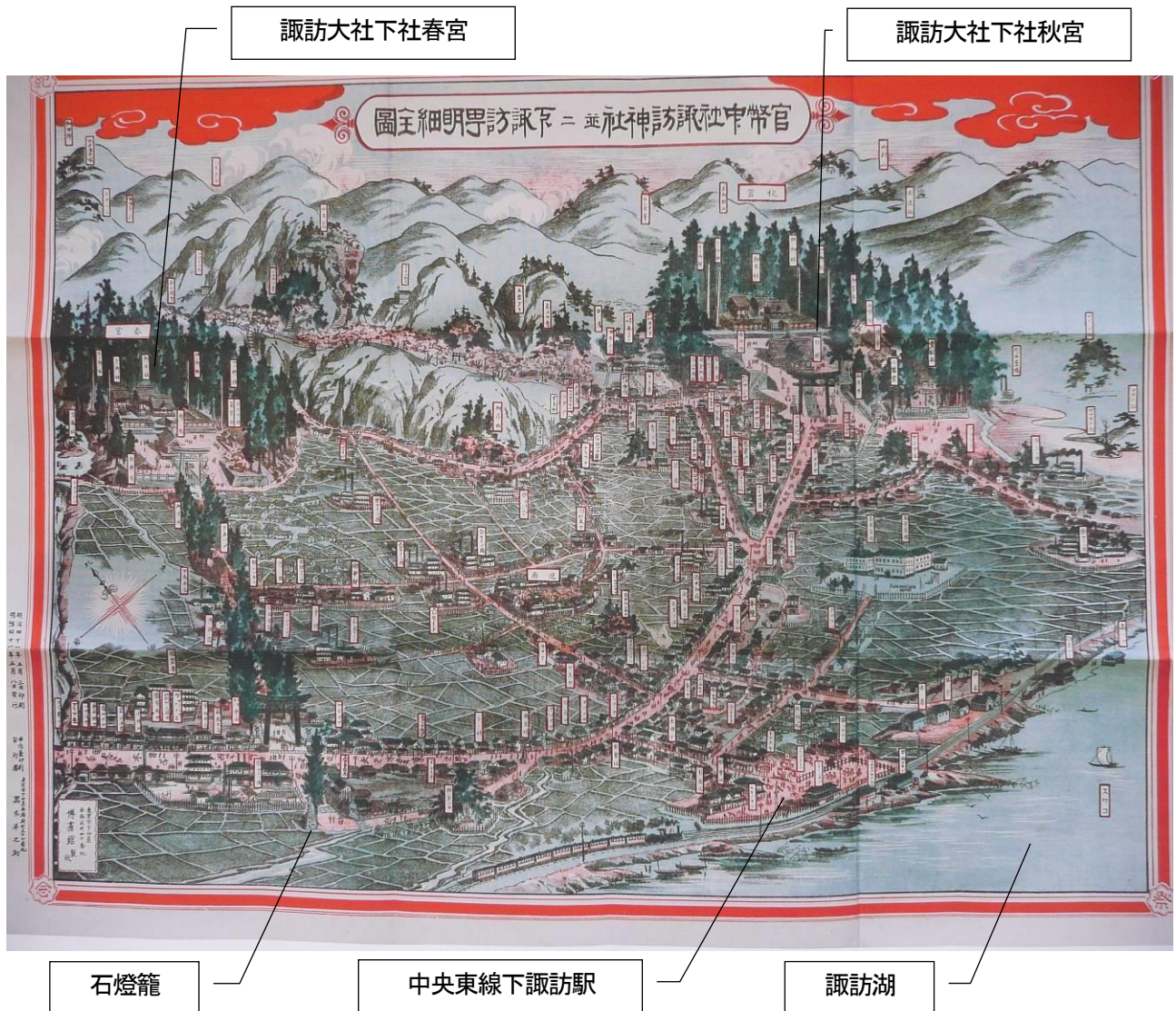
諏訪湖に面した地区では、農林業の特徴に加え漁業も生業とする集落が見られますが、同じく転業と混在化により境界は不明瞭です。

農林業集落と農林業と漁業の集落の配置



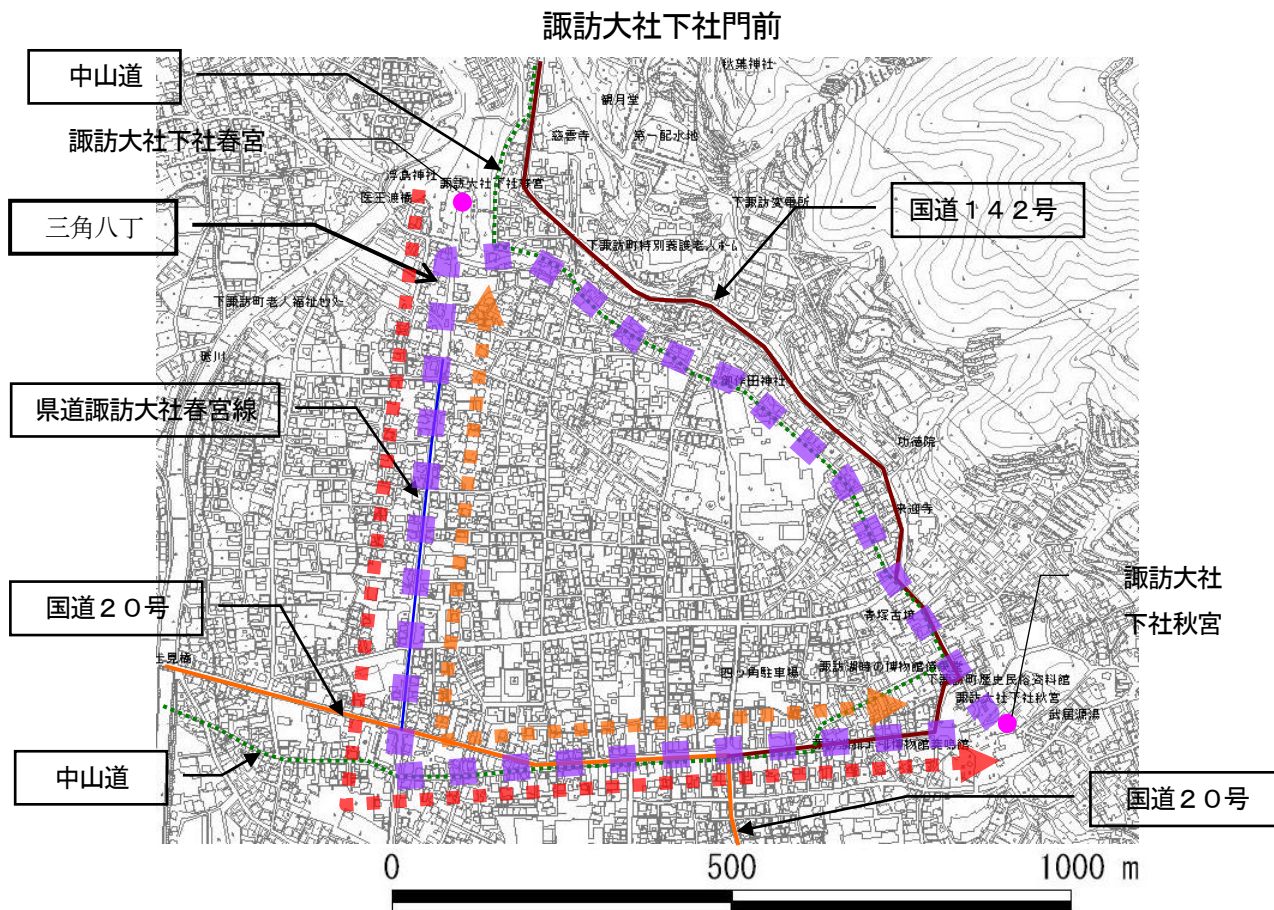
(4) 諏訪大社下社門前

明治41年5月 諏訪神社御柱記念下諏訪町明細全図



明治41年の地図では、諏訪大社下社春宮から石灯籠、石灯籠から中山道を通して諏訪大社下社秋宮、秋宮から中山道を通して春宮を結ぶ三角八丁が参道として描かれています。

諏訪大社下社の門前町は御柱祭の御柱や遷座祭の御輿とお舟の曳行路に沿った三角八丁（さんかくばっちょう）と呼ばれる区域で発達してきました。三角八丁は中山道と、諏訪大社下社春宮の参道沿いを三角に結ぶ道の昔からの呼び名であり、現在の国道20号と142号が重複する区間と、県道諏訪大社春宮線の2辺がメインとなり諏訪大社下社の遷座祭の行列、御舟祭り、御柱などの行列がすべてこの2辺の道を通ります。



凡 例	
■ ■ ■ ■	三角八丁
- - - - ->	御柱の曳行路
<- - - - ->	遷座祭の行列

(5) 中山道・甲州道中下諏訪宿

宿駅は、駅通制度上のステーションであり、政府のためのリレー方式の交通運輸の制度でした。下諏訪における宿の歴史は戦国時代以降武田氏の記録から見られますが、下ノ諏訪宿定という形式で記録に見られるのは、寛永19年(1642)です。人身売買の禁止、年季の期限、伝馬の駄賃などが定められていました。これによって3代将軍徳川家光の時代には既に下ノ諏訪宿の形が整っていたと考えられます。

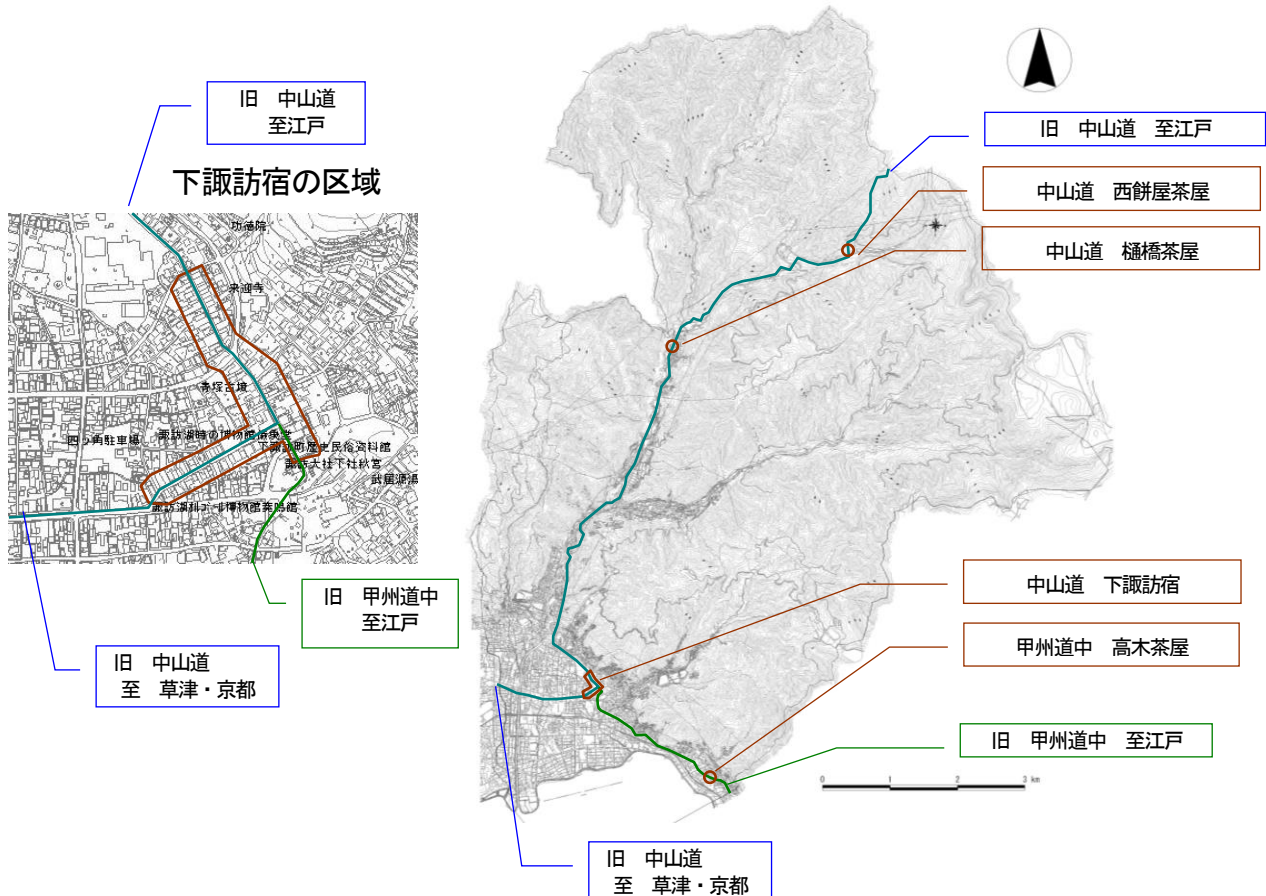
宿の中心は丁字路になった問屋場である綿の湯前で、京都方面は現在の御柱グランドパークで、番屋と高札場がありました。江戸方面では現在の湯田町の西のはずれに同じく番屋があり、その間が宿の区域となっていました。

下諏訪宿の町は約40軒の旅籠と1千3百人以上の宿内人口があったといわれ、諏訪大明神の前には市が立ち、禁制の商品も御城下と三宿ということで制限無く買え、温泉には町内一帯の人が入りに来たし、夜遊びの若者たちは近郷近在から集まり、旅籠や茶屋には「銭は升で量るほど儲かった」という言い伝えが残るほどの賑わいで、当時としては大きな町が形成されました。

本陣岩波家には、旧間取りが残され、玄関構え、和宮お泊まりの上段の間、明治天皇御小休の間、庭園が残っていますが、現在では当時の旅籠の間取りを残した建物は残念ながら現存していません。

下諏訪宿の他に、中山道沿いに樋橋茶屋及び西餅屋茶屋、甲州道中沿いに高木茶屋が設置されたことにより、その周辺にも小規模な市街地が形成されました。

中山道・甲州道中沿いの宿と茶屋の配置



(6) 下諏訪温泉街

明治3年に上げや38軒、子供（飯売女（めしもりおんな））をおいた家36軒63人とある下諏訪宿も、明治5年に飯売女の廃止と、明治7年9月の立町大火により宿場としての機能を失いましたが、綿之湯の温泉の引湯の許可を得て、桔梗屋、湊屋、丸屋などが温泉宿として宿を継続しました。維新後急減した和田峠の交通も、器械製糸の台頭により、明治24年頃には和田峠を通行する者は1日平均200人ほどになりました。その後鉄道の開通や戦時中の軍の徴用により、宿の数は昭和24年には19軒に減少しましたが、29年には22軒、37年には32件、42年には36軒を数えました。その後レジャー形態の変化などにより、利用者数は減少しています。

下諏訪町の商業、工業のエリアは平地部へ移行していますが、旅館の中心は依然として旧市街地にあって、伝統を堅く保持しています。

下諏訪温泉街



下諏訪温泉街

(7) 製糸業の町

下諏訪町の器械製糸業は、草創期の明治6年から太平洋戦争に至る70年間を、4期に区分してみるができます。

第一期は、明治初年の10年代で揺籃期とも呼ぶか、江戸三百年にわたった宿場町としての機能を失った下諏訪が、明治政府の新産業振興策に相呼応して製糸家として立ち上がった全くゆりかご時代です。

第二期は、明治20、30年代の台頭記であり、第三期は岡谷製糸の勃興記で、日露戦役後の大資本化しようとする時代ですが、この時期は下諏訪製糸の中小工場のほとんどがその大波に乗り得ず落伍してしまい、一部の残存工場と岡谷製糸が下諏訪町へ進出してきた、大企業工場化時代です。

第四期は、大正初年から大戦に突入するまでの、少数の大企業工場に相伍して国用製糸70工場と、数十人に及ぶ出釜業者が下諏訪町の支部全域にわたって分布した、いわゆる下諏訪国用製糸全盛時代です。国用製糸とは、シルクとして海外へ輸出されるのではなく、国内需要のための製糸です。また、出釜業とは、繭から生糸を繰り出す器械である足踏座繰器を、繰糸技量の保有者である家庭婦人宅へ貸与して賃引きさせる業者で、業者が配達した原料繭を各家庭で主に主婦が繰糸したものを出荷していました。

このことは、昭和3年時点で、本町の50釜以上の大・中企業の製糸工場は13工場4,135釜で、諏訪郡内の大・中企業の製糸工場141工場の9%にすぎないのに、49釜以下の小企業の製糸工場は下諏訪町に66工場(1,540釜)あって、郡内小工場162工場の41%と最高位にあり、下諏訪町がいかにか小企業の国用製糸の工場町であったかがあきらかです。下諏訪町においても、特に萩倉集落では、第1に共有林や東俣官有林に近く燃料供給が容易であった、第2に水車動力源である水利が村中に分流し、水量と落差が十分であった、第3に原料繭の運搬路である和田峠の途中にあり運搬に有利であった等の好条件により、明治11年に器械製糸が操業され、それまで34戸の山村であったのが、明治28年には7工場、工男女5百人余りの製糸工場町へと一変しました。後に鉄道の開通、燃料の薪から石炭への移行等により明治38年になって30年を経てもとの一山村にもどったという歴史があり、現在は往事の看板を掲出して当時の賑やかな村の面影を伝える活動が行われています。

下諏訪町製糸工場分布図(昭和3年)



(8) 商業の町

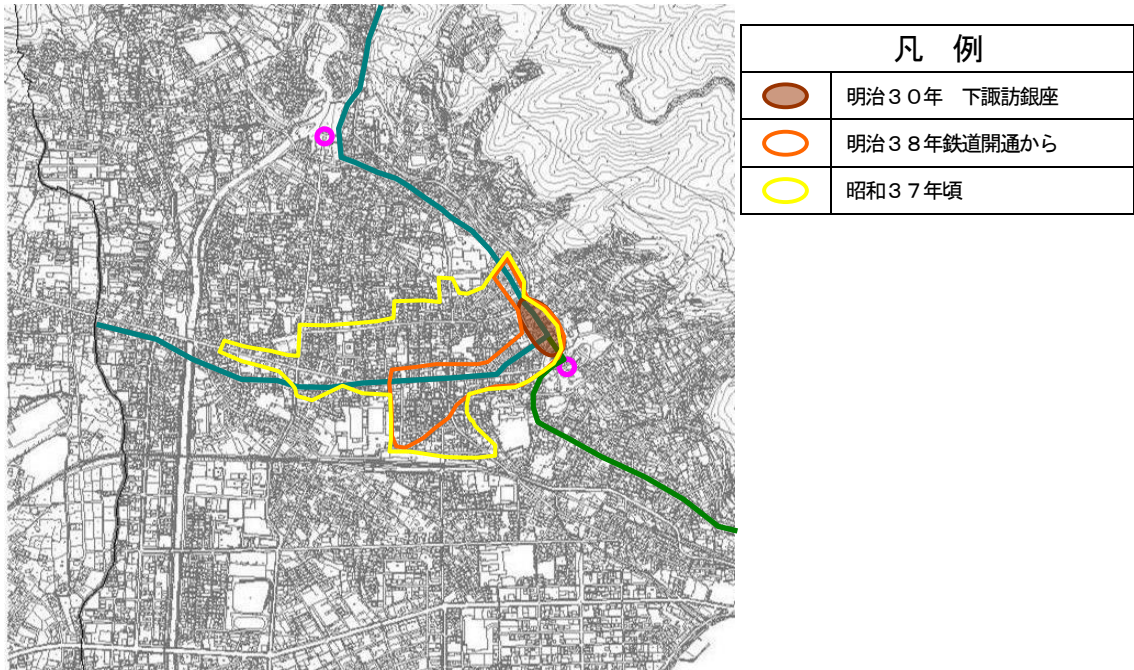
下諏訪宿には、寛政・文化ころの資料では商屋と頭書あるのは計19件でしたが、明治5年の戸籍簿では、戸主名の頭に商とあるのは、下諏訪宿の区域に90戸、他の集落に11戸が記載されており、全戸数899戸のうち101戸(11%)が商売に関係していたと思われます。明治までは、一般的に自給自足経済の生活でしたが、明治初期の製糸業の台頭と養蚕業の導入につれてその生活は、大量生産による工場製品を取り入れた生活に変わり、さらに鉄道開通などの交通の発達とともに急速に商品経済化が進みました。

鉄道開通前の明治30年には、木の下町がいわゆる下諏訪銀座として下諏訪町の商店街を形成していて町内はもちろん、岡谷地区や上諏訪地区からも祝儀用の魚類、菓子の注文にこの商店街へ来るほどであったと言われます。

明治38年11月下諏訪駅の営業開始によって、下諏訪商店街に大きい変化が生じ、下諏訪駅の所在地の友之町周辺へ商店の重心が移行しはじめ、明治40年代から大正期の下諏訪製糸全盛期に一層明確になってきました。戦後昭和37年には、さらに明瞭になって、御田町、友之町本通り、駅通、菅野町を中核として下諏訪町の商店の過半数がここに集積しました。

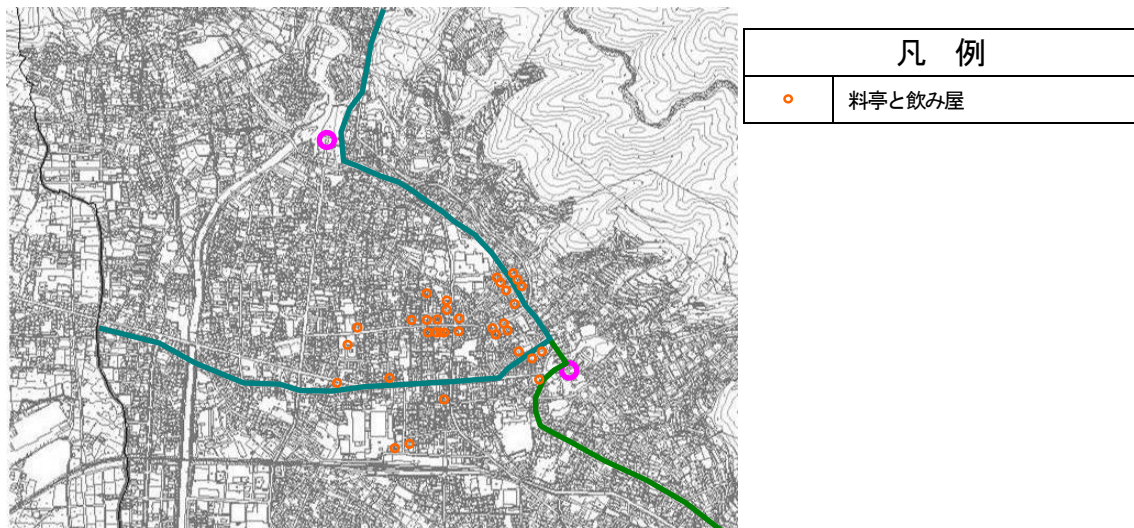
こののち、土地区画整理事業などによる周辺市街地の開発により、商店街は新市街地へ分散し、当該エリアは活性化が望まれる旧市街地となってきています。

下諏訪町商店街分布図



明治4年に中山道筋の飯売女（めしもりおんな）の廃止がありましたが、明治10年に遊郭の設置が長野県会の議決を得て、明治13年頃から飯売女による芸娼妓貸座敷業者がでし7・8軒の下諏訪遊郭ができました。また、湯田町では置屋がでしはじめ日清役直後には置屋が6軒芸妓24人いたと書かれています。宿場町として栄えてきた湯の町は製糸時代に入って蓋タブ和田峠路の幼少として人馬の往来が繁くなり、工場町の慰安場として、横町は旅館街、木の下は商店街、湯田町は歓楽街として隆盛を続け、大正の製糸全盛時には置屋30余軒、芸妓100人に近く、貸座敷業者の抱える芸妓を含めると120から130人近くに達したことがありました。大正12年資料では料理屋営業は41業者、飲食店は15人があったとされその繁盛ぶりがうかがわれます。

下諏訪町料亭飲食店分布図（大正11年）

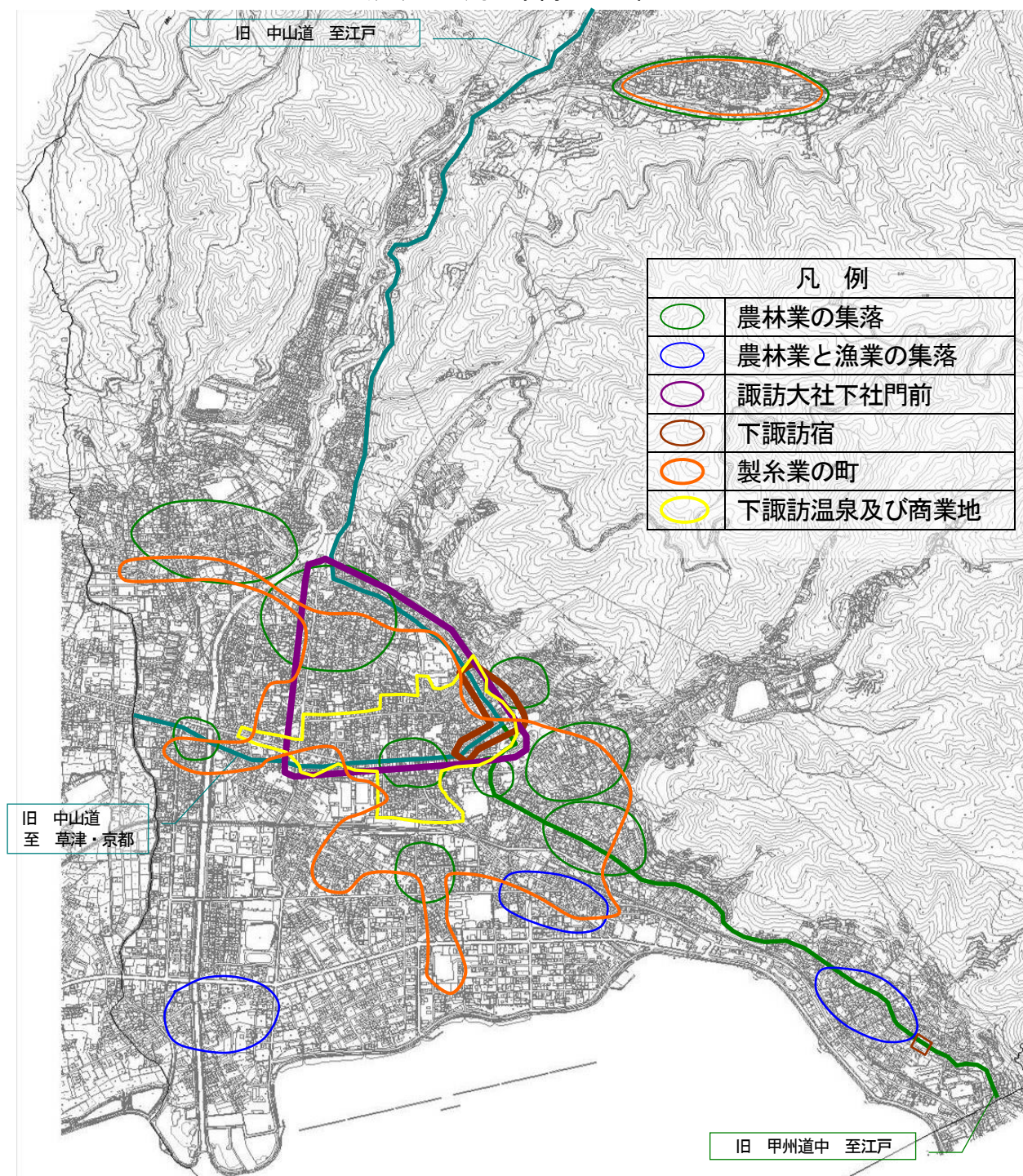


下諏訪町の中心市街地においては、諏訪大社門前としての市街地、下諏訪宿としての市街地、下諏訪温泉街、明治大正期に発達した商業地が主な旧市街地を形成しています。これらの古い成り立ちを持つ市街地と対照的に、諏訪湖周辺地域においては昭和41年から土地区画整理事業が実施されたことにより、新しい市街地が形成されている様子が地図から読み取れます。

戦後新興の住宅地を除き、現在良好な環境を有している市街地は以下のとおりです。

- ① 古くからの農林業、漁業の集落
- ② 諏訪大社下社門前
- ③ 下諏訪宿
- ④ 下諏訪温泉

成り立ち別の市街地の配置



(9) 市街地の景観

下諏訪町における良好な市街地景観は以下のとおりです。これらは今後とも保全したい景観であり、特に歴史的な趣を残す景観については、平成24年8月に策定した下諏訪町景観計画においてその保全を図ります。

① 農林業及び農林業と漁業の集落の景観

古くからの住宅は、土蔵やマキ（後述）の祠を屋敷内に持つ景観を有しています。



マキの祠と土蔵



マキの祠と土蔵



土蔵の町並み

② 諏訪大社下社門前及び下諏訪宿

門前の区域と下諏訪宿の区域は古くから重複しています。このため、門前の景観は下諏訪宿の景観でもあります。



諏訪大社下社春宮参道と町指定文化財下馬橋



三角八丁中山道沿いの町並み



諏訪大社下社秋宮参道



諏訪大社下社春宮参道



中山道下諏訪宿の町並み

③ 下諏訪温泉

温泉街の景観は昭和の面影を残しています。



温泉旅館の町並み



温泉銭湯 且過の湯

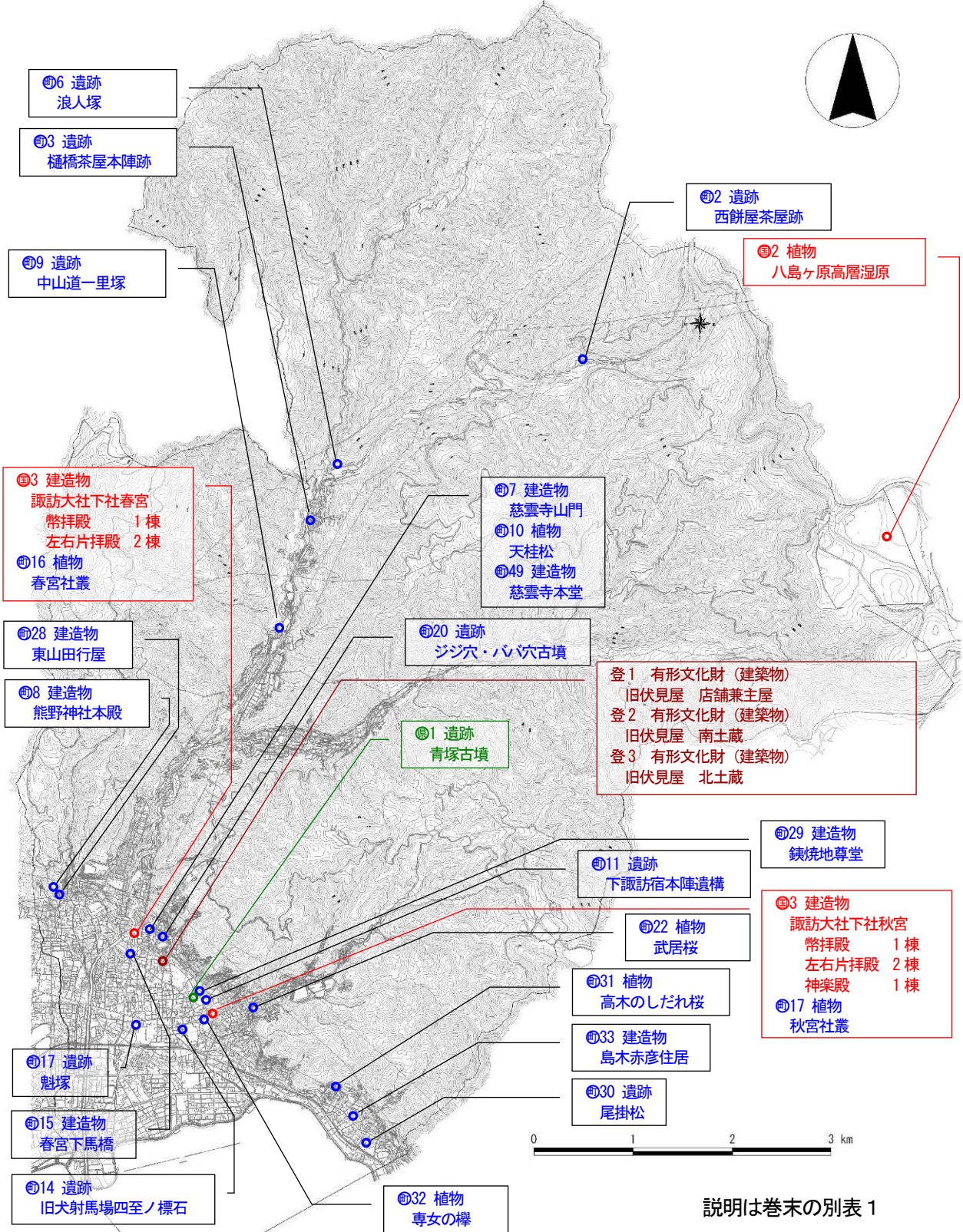
第2章 下諏訪町の歴史的風致及びその維持向上の方針

第1節 下諏訪町の文化財等と歴史的な建造物の状況

1 指定有形文化財（建造物）及び指定記念物の状況

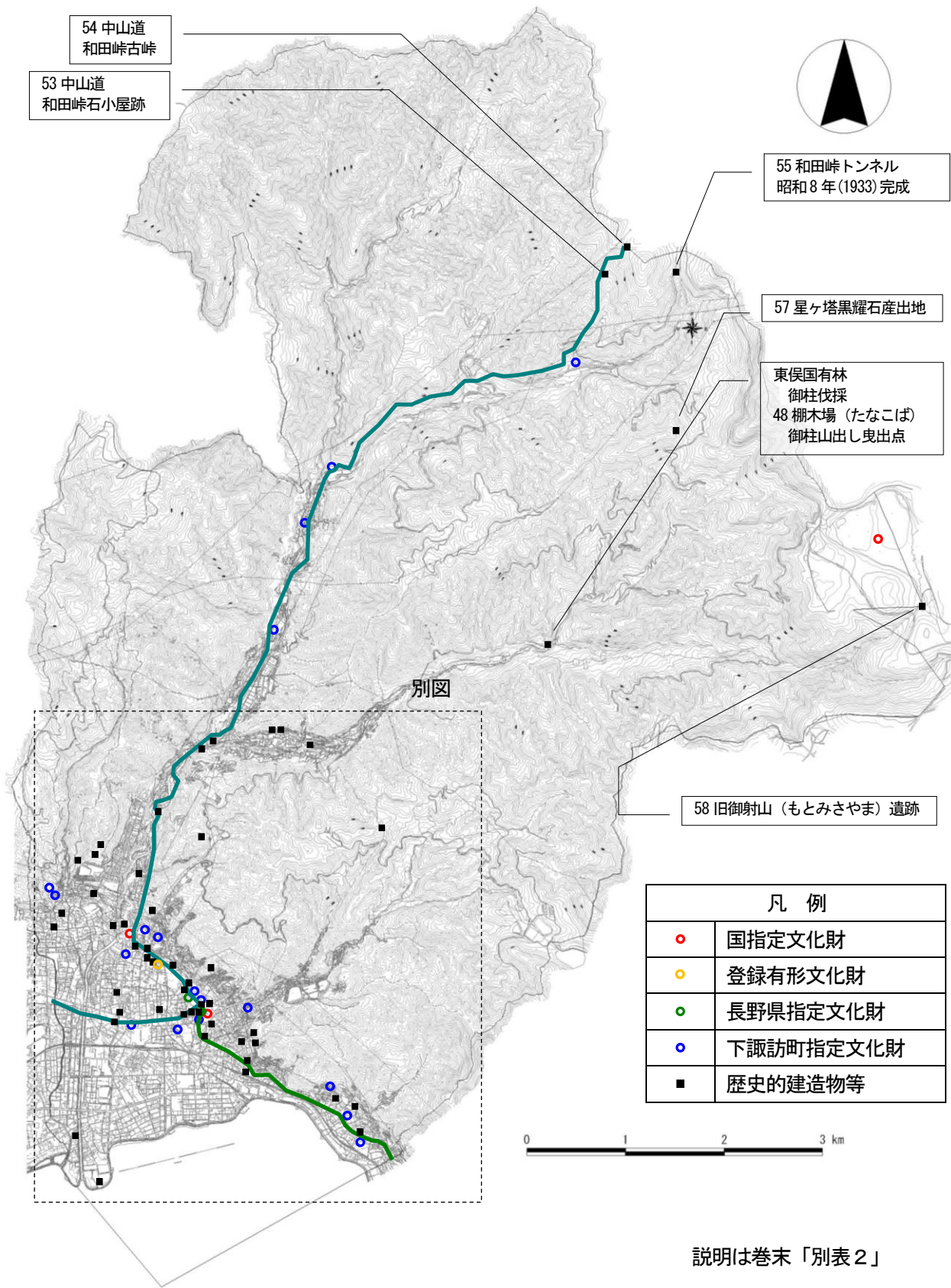
下諏訪町内に外観などを見ることのできる建造物等の文化財は、国指定重要文化財が7棟、登録有形文化財が3件、県指定文化財が1件、町指定の文化財が22件あります。この他に歴史や民俗を伝える歴史的建造物等が多数あります。

文化財の分布

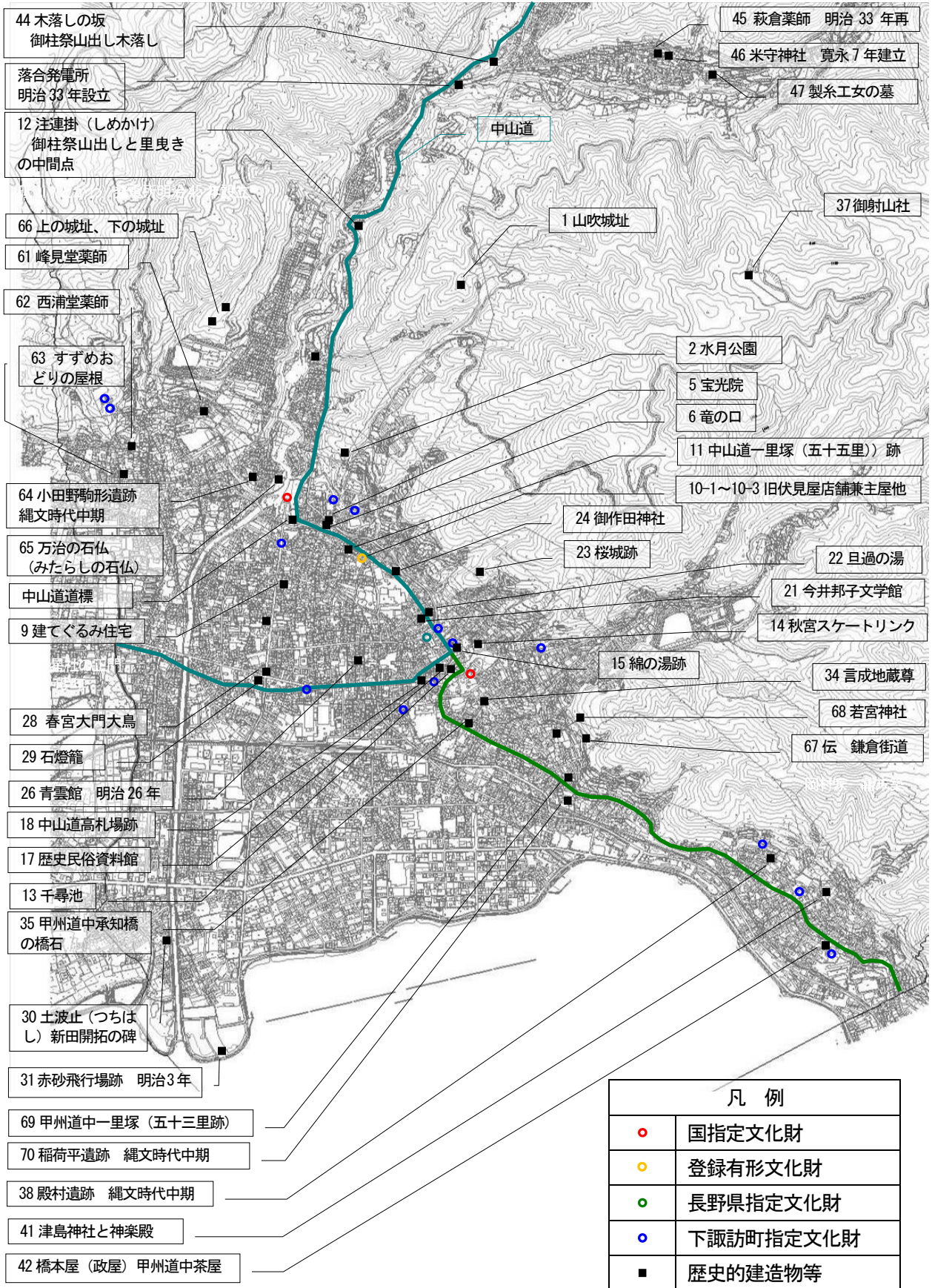


説明は巻末の別表 1

2 歴史的建造物等の分布状況



別図



凡例	
●	国指定文化財
●	登録有形文化財
●	長野県指定文化財
●	下諏訪町指定文化財
■	歴史的建造物等

説明は巻末「別表2」

第2節 下諏訪町の維持・向上すべき歴史的風致

1 下諏訪町で行われるお祭りの概要

(1) 諏訪大社式年造営御柱大祭（すわたいしゃしきねんぞうえいみはしらたいさい）

式年造営御柱大祭は「御柱祭（おんばしらさい）」又は「御柱（おんばしら）」とよばれ、諏訪大社の諸祭儀の中で寅年と申年の4月・5月に行われる大祭です。

寅年と申年に御宝殿の建て替えと、その四隅に氏子によって御柱（おんばしら）と呼ばれる大木を曳き建てることが行われます。

下社では、「山出し（やまだし）」が4月の上旬3日間、「里曳き（さとびき）」を5月の上旬3日間行われ、町内には道中長持ち（どうちゅうながもち）や騎馬行列（きばぎょうれつ）などの神賑わいの催し物が繰り出します。

(2) 遷座祭（せんざさい）

諏訪大社では、御祭神の御神座が半年ごとに移動するという他の神社には見られない古来の祭祀が伝わっています。2月1日に遷座の行列が秋宮から春宮へ向かい、8月1日には春宮から秋宮へ遷座が行われます。

(3) 御舟祭り（おふねまつり）

8月1日に行われる遷座祭における遷座の儀に続いて、青柴で作った大きな柴舟（しばぶね）が当番地区の氏子によって春宮から秋宮へ曳行されます。御舟祭りでは道中長持ちなどの催し物も繰り出します。

(4) 御柱小宮（こみや）祭

諏訪大社式年造営御柱大祭の開催される年の秋に各地区にある神社（小宮）で諏訪大社式年造営御柱大祭にならって開催される御柱祭です。各地区の神社のほかにも講・マキ・小学校・企業などの組織でも御柱祭を行うところがあります。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎 年		遷 座 祭						御遷 舟 座 祭 り 祭				
寅 年 と 申 年		遷 座 祭		御 柱 祭 （山 出 し）	御 柱 祭 （里 曳 き）			御遷 舟 座 祭 り 祭	小 宮 祭			

2 諏訪大社の祭礼に係る歴史的風致

(1) 諏訪大社式年造営御柱大祭（長野県指定無形民俗文化財）の歴史的風致

○ 歴史及び伝統を反映した人々の活動

諏訪大社式年造営御柱大祭は御柱祭又は御柱とも呼ばれ、その起源は延文元年(1356)に書かれた足利氏の奥書にある、諏訪神社の縁起や祭事等を詳しく記した「諏訪大明神画詞」に諏訪神社の御柱のことが書かれています。「寅ノ干支ニ当社造営アリ一國ノ貢税、永代ノ課役桓武ノ御宇(781~805)ニ始レリ云々」とあって今の御柱祭のことを造営と記しています。造営は信濃の国全体に対し、課役や貢税の取り立てでその費用(すべての諸建物、鳥居、玉垣、瑞垣、御柱調度品、装束等)が捻出され造営奉仕の実態は信濃の国一円にわたっていました。

鎌倉時代には幕府の崇敬が厚く関東第一の武神として諏訪大神の神威が天下に広がったために大規模に造営が行われ、後に武田信玄の庇護により祭祀が執り行われました。

やがて江戸時代となり御柱の曳行の行事は高島藩主の命令により諏訪郡内の各郷村に夫役が割り当てられ慣例を保ってきました。延宝7年(1679)江戸幕府に出した社例記によると御柱の伐採から曳き建てまでの行事を説明し、その末尾に「是(これを)謂(いう)に御柱祭」と記入しており、ここで初めて御柱祭という言葉が使われました。

明治11年(1878)の御柱祭には諏訪郡全体の村々の正副戸長合同会議によって御柱祭奉仕の基本的原則が決められて諏訪神社の御柱祭は諏訪郡民全体の合同責任で奉仕することになり現在に至っています。

諏訪大社式年造営御柱大祭は、7年に一度の申と寅の年に行われるお祭りですが、御柱祭の2年後には既に次回の御柱祭に向けて下調べが行われ、その翌年には「仮見立(かりみたて)」、さらにその次の年に「本見立(ほんみたて)」をして、御柱にふさわしい8本が決められ、御柱祭の前年の春に御柱が伐採され、東俣国有林の棚木場(たなこぼ)まで搬出されて、翌年の御柱祭までお休みいただきます。

御柱祭の年の1月から3月にかけて、各町内では御柱を曳行するための、元綱打ち(もとづなうち)が始まり、町内の多くの住民がこれに参加して奉仕します。

4月に山出しが始まり、棚木場に並べられた8本の御柱は、御柱に曳き綱を取り付ける綱渡りの儀式が行われ、いよいよ綱渡りの木遣り唄が山々に響き、各地区の役割分担のもと曳行が始まります。

萩倉の集落を抜けると、長さ100m、傾斜角度35度の「木落とし」です。この坂の上から立って見ると斜面が途中で見えなくなるほどの急坂です。氏子たちも命がけでこの木落としに望みます。

坂の上に氏子を乗せた御柱が顔を出し、その御柱が必要以上に出ないように後の追い掛け綱を杭に結びつけ、引き綱が坂の下へのぼされて位置が決まると異様な熱気が坂の周辺を包みます。合図の木遣り唄が響き、張りつめた追い掛け綱を斧の一振りですべて切断します。その瞬間、御柱の頭がぐっと下がるのと同時に御柱に乗っていた氏子の何人かは坂に投げ出されて転がり落ち、御柱は引き綱を追い越すように周りの危険にも容赦なく坂を滑り下ります。

坂の下にぎっしりつめかけた観衆はかたずをのんでこの光景を見上げます。土を削りなが



御柱祭木落とし



御柱祭木落とし

ら滑り降りた御柱に人々がとりつき、大歓声と観衆の拍手が続きます。見せ場である木落を通過して曳行は続き、山出し祭の終点である注連掛へ至り、注連掛の高台に最後の力を合わせて引き上げら、曳き出した山に向かって山出し祭の無事を感謝する「山の神返し」の木遣り唄が唄われます。ここで山出し祭が終了し、1ヶ月後から里曳き祭が3日間にわたって行われます。

里曳き祭で注連掛から曳き出された御柱は、国指定重要文化財諏訪大社下社春宮の社へ向けゆっくりと曳行されます。先頭の春一の御柱が春宮へ向かって曳行される頃、「御柱迎え」の儀式が古式ゆかしく執り行われます。梶（かじ）の葉の神紋の幟旗（のぼり）を先頭に神職、大総代、各区長、白丁（はくちょう）奉仕員など約百人が秋宮を出発し、旧中山道の下諏訪宿の歴史的な町並みの中を春宮へ肅々と行列し、御柱迎えの儀式を行った後、御柱の里曳き曳行行程である春宮参道と旧中山道の町並みを経由して再び秋宮へ帰ります。



御柱祭建て御柱
(国指定重要文化財諏訪大社下社春宮)

春宮境内に曳きつけられた春一から春四の御柱は「冠（かんむり）落とし」が行われ、「建て御柱（たておんばしら）」により諸建物の四隅に曳き建てられます。秋宮の四本の御柱は、春宮境内の石の大鳥居をくぐり下諏訪町指定文化財建造物春宮下馬橋まで曳きつけられて第一日目を終了します。



御柱祭建て御柱 (国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮)

秋宮の四本の御柱は、曳行分担が替わって国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮へと曳行されます。遠来の観光客や近隣の氏子も引き綱について木遣り唄を合図に楽しく曳いて大いに盛り上がりを見せます。秋宮へ曳行された御柱は、秋宮の諸建物の四隅に曳き建てられ、御柱大祭を締めくくる下社の「御柱固め（がため）」の神事は翌朝秋宮と春宮で続いて行われ、続いて「奉告祭」が行われて御柱祭が完了します。

○ 活動が行われる歴史的建造物と周辺市街地

御柱祭山出し祭で御柱が通過する萩倉集落は、日常は静寂な農村住宅街ですが7年に一度の御柱祭の山出し祭の3日間は、御柱道の沿道の家々には親戚、知人がこのお祭りに招かれたり、手伝いに頼まれたり、里の町内の人々の休憩所（お宿）となったりして、ご馳走が並べられ大変な賑わいになり、御柱祭の熱気にあふれます。



萩倉の建造物

里曳き祭においては、国指定重要文化財諏訪大社下社春宮及び秋宮のほか町指定文化財春宮下馬橋とその周辺が主要な舞台となり、御柱が曳行される中山道の面影を残す下諏訪宿の町並みに氏子や遠来の観覧者の人出も加わり、まさに「人を見るなら諏訪の御柱」の言葉どおりの雑踏に埋め尽くされ、御柱祭の熱気と活気にあふれます。また、中山道沿いの往事の面影を残す登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋などの町並みを厳粛な「御柱迎え」が肅々と行列する風情は、熱気と活気があふれる御柱の



中山道沿い登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋

曳行の場面とは異なる情緒を伝える情景です。

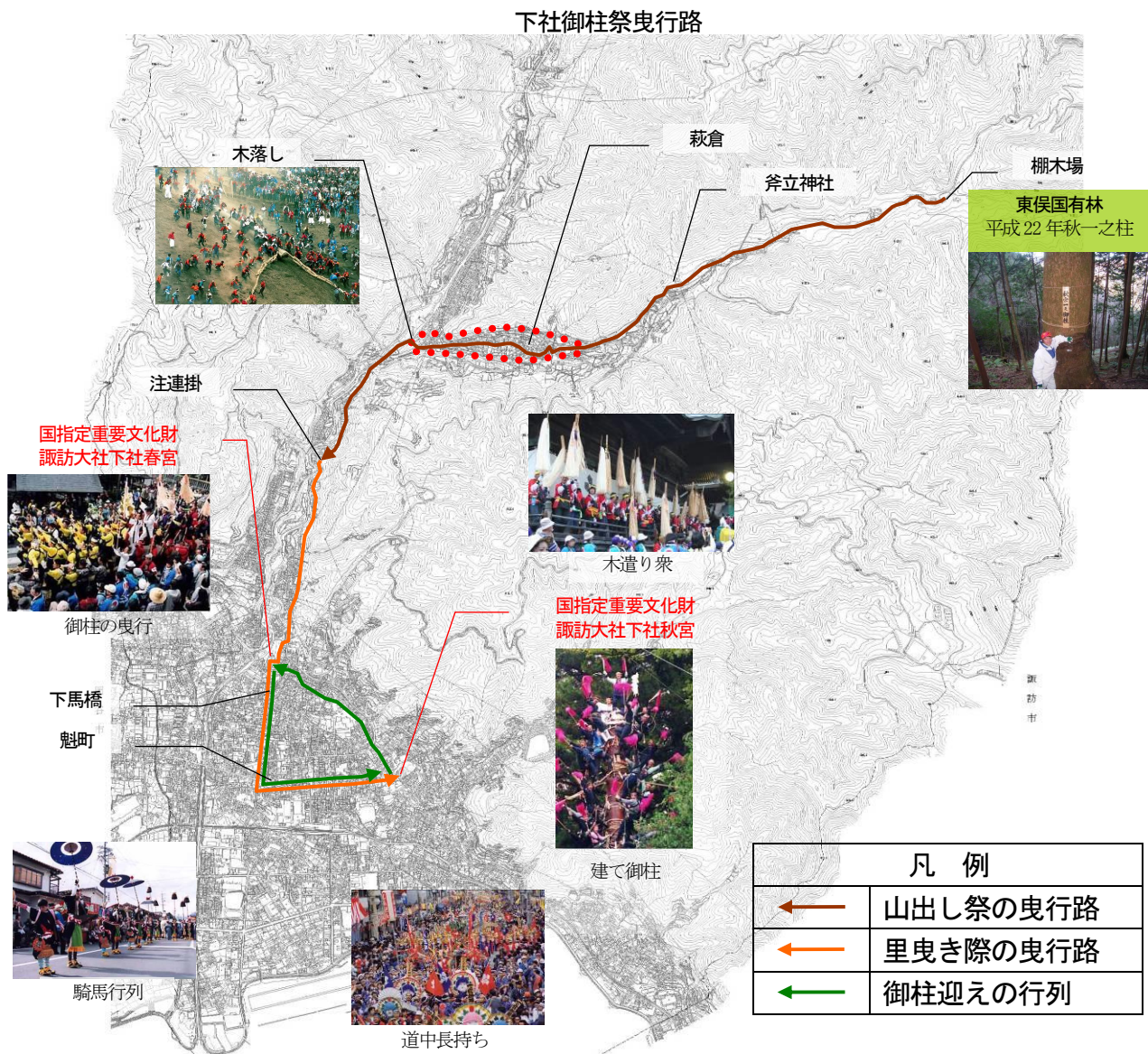
御柱祭が終わると、春宮と秋宮の社は厳肅な神域の静寂に包まれ、豎繁格子の町並みには人々の普段の営みもどり、御柱祭の盛況が夢であったかのような落ち着いた温泉宿場町の風情が再来し、静と動の下諏訪町独自の歴史的風致を象徴しています。

○ 人々の活動と、歴史的建造物及びその周辺市街地と一体となった環境

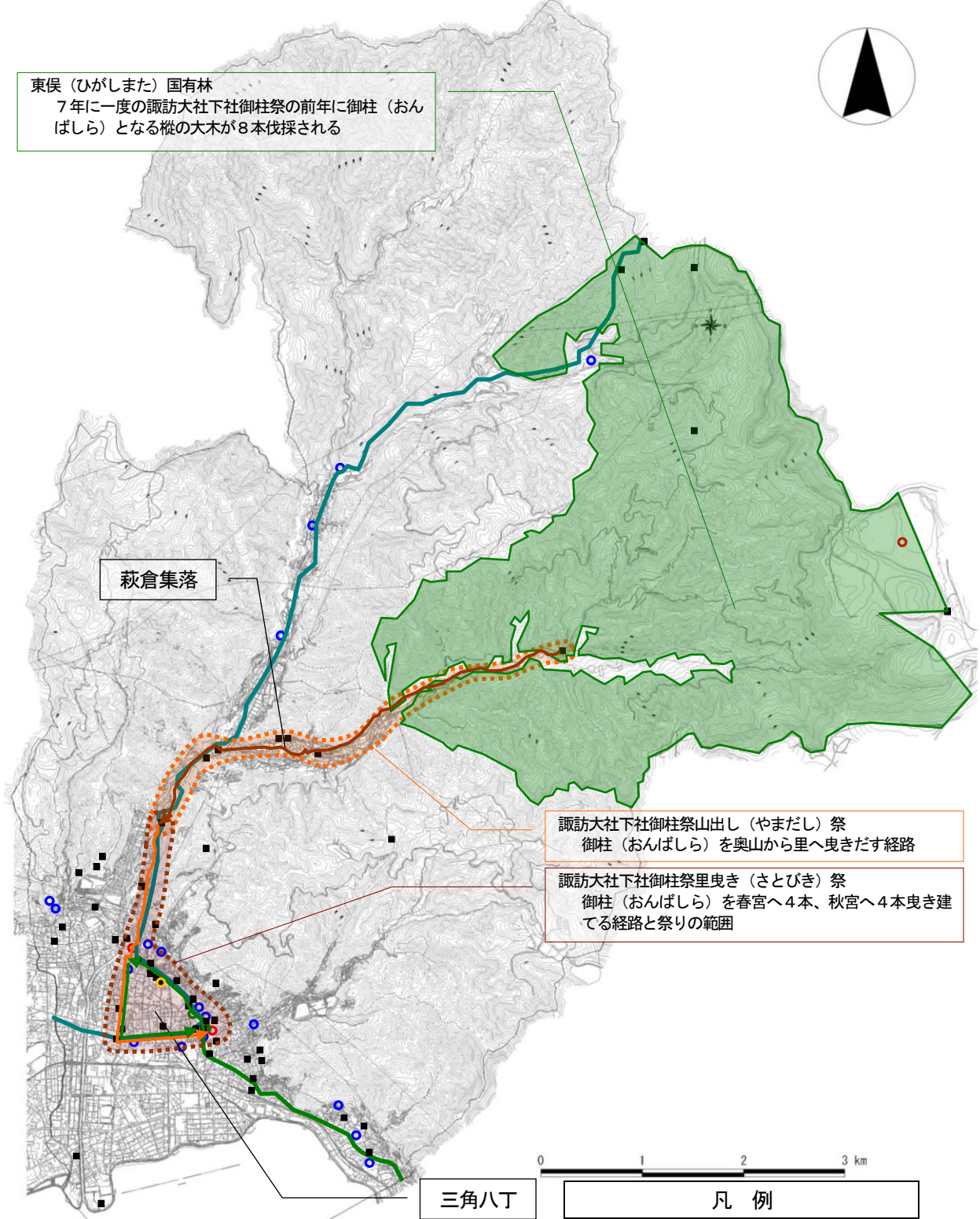
諏訪に生まれた者は先祖から代々諏訪のお明神様の氏子であると思っている人が多くいます。この意識は7年ごと、7年に一度の申と寅の年に行われるお明神様の諸建物の四隅に巨大な柱を立てる諏訪大社式年造営御柱大祭に良く表れています。

御柱は何のために山から曳き出して建てるのか、それについてのいわれや意味を知らない人でもその祭りにとけ込んでいきます。御柱と聞けばただそれだけで、血湧き、肉躍る思いがし、遠くから木遣りの声が聞こえてくるような気がします。

私たちがこの御柱祭に対する熱い思いをもって生まれ育ってきた、諏訪大社の門前町かつ中山道と甲州道中の宿場町の環境が諏訪大社式年造営御柱大祭の歴史的風致です。



諏訪大社式年造宮御柱大祭に係る人々の活動の場所



東俣 (ひがしまた) 国有林
7年に一度の諏訪大社下社御柱祭の前年に御柱 (おんばしら) となる樫の大木が8本伐採される

萩倉集落

三角八丁

諏訪大社下社御柱祭山出し (やまだし) 祭
御柱 (おんばしら) を奥山から里へ曳きだす経路

諏訪大社下社御柱祭里曳き (さとびき) 祭
御柱 (おんばしら) を春宮へ4本、秋宮へ4本曳き建てる経路と祭りの範囲



凡 例	
● (Red)	国指定文化財
● (Yellow)	登録有形文化財
● (Green)	長野県指定文化財
● (Blue)	下諏訪町指定文化財
■ (Black)	歴史的建造物等
← (Brown)	山出し祭の曳行路
← (Orange)	里曳き際の曳行路
← (Green)	御柱迎えの行列

(2) 諏訪大社下社遷座祭の歴史的風致

○ 歴史及び伝統を反映した人々の活動

諏訪大社下社は、春宮と秋宮の2社があり、半年ごとに祭神の御霊代（みたましろ）を秋宮から春宮へ、春宮から秋宮へと遷座する古来の祭祀が伝わっています。2月1日（旧来は1月1日）の遷座祭は、寒い冬の祭りで、夏の遷座祭（御舟祭り）のように勇壮な行事はありません。遷座祭は、まず神霊を御宝殿から神輿（みこし）に移す神事が行われ、神職や氏子大総代、白丁（はくちょう）奉仕の人々が行列を作ります。古くはこれに大祝（おおほおり）騎馬、五官騎馬、両奉行などが参加していました。行列は、厳かな雰囲気をかもし出しながら国道142号大社通りから旧中山道国道20号を経て魁通り、県道春社大門線を通り、秋宮から約1.6kmはなれた春宮へ到着します。道中では人々が神輿や大御正台にお賽銭を投げ入れたり、その下をくぐり抜けてご利益を願う昔からの光景が見られます。この行列のうち神霊の乗った神輿だけは、春宮下馬橋を渡り、春宮御宝殿へ入って神輿から神霊を御宝殿に安置する「入御の儀」を行い、再び隊列を整えて、帰路は東町下から中山道を通って秋宮へもどって祭事が終わります。



遷座の行列（8月1日）

8月1日（旧来は7月1日）の遷座祭は、2月1日のそれと一対になる、神霊の移動に伴う祭りで、半年の間春宮に鎮座していた神霊は、この日に春宮から秋宮へお移つりになります。秋宮から中山道を通って春宮へお迎えに行き、春の行列と同じような行列を組み、同じ方法で、大門通から魁町、国道20号を経て大社通りにいたって秋宮に着き、ご宝物伝に神霊を安置し、「入御の儀」を行います。この8月の遷座祭には神霊遷座の行列の他に、青柴を取り付けた巨大な舟型（柴舟またはお舟）に翁（おきな）、媪（おうな）の神像を相向かいに飾り、春宮から秋宮へ曳行するというお舟曳の行事が伴います。神霊奉遷の厳粛な行事と柴舟曳行の行事が別に行われるため、勢い祭りの中心がこの賑やかな柴舟の曳行に集中するので、八月の遷座祭を「御舟祭り」と呼び下社の年中行事の中でも一番の大祭となっています。お舟曳き行事（御舟祭り）では、三角八丁の通りは、お舟の曳行や道中長持ちのパレードなどが繰り出して賑わいます。古い時代にはお舟でなく巨大な鉾山（ほこやま）をつかって神霊を安置し、にぎにぎしく神送りの祭りをしたと伝えられ、明治初期から現在の柴舟を曳行する形式が引き継がれています。



柴舟の出発
(国指定重要文化財諏訪大社下社春宮)



柴舟

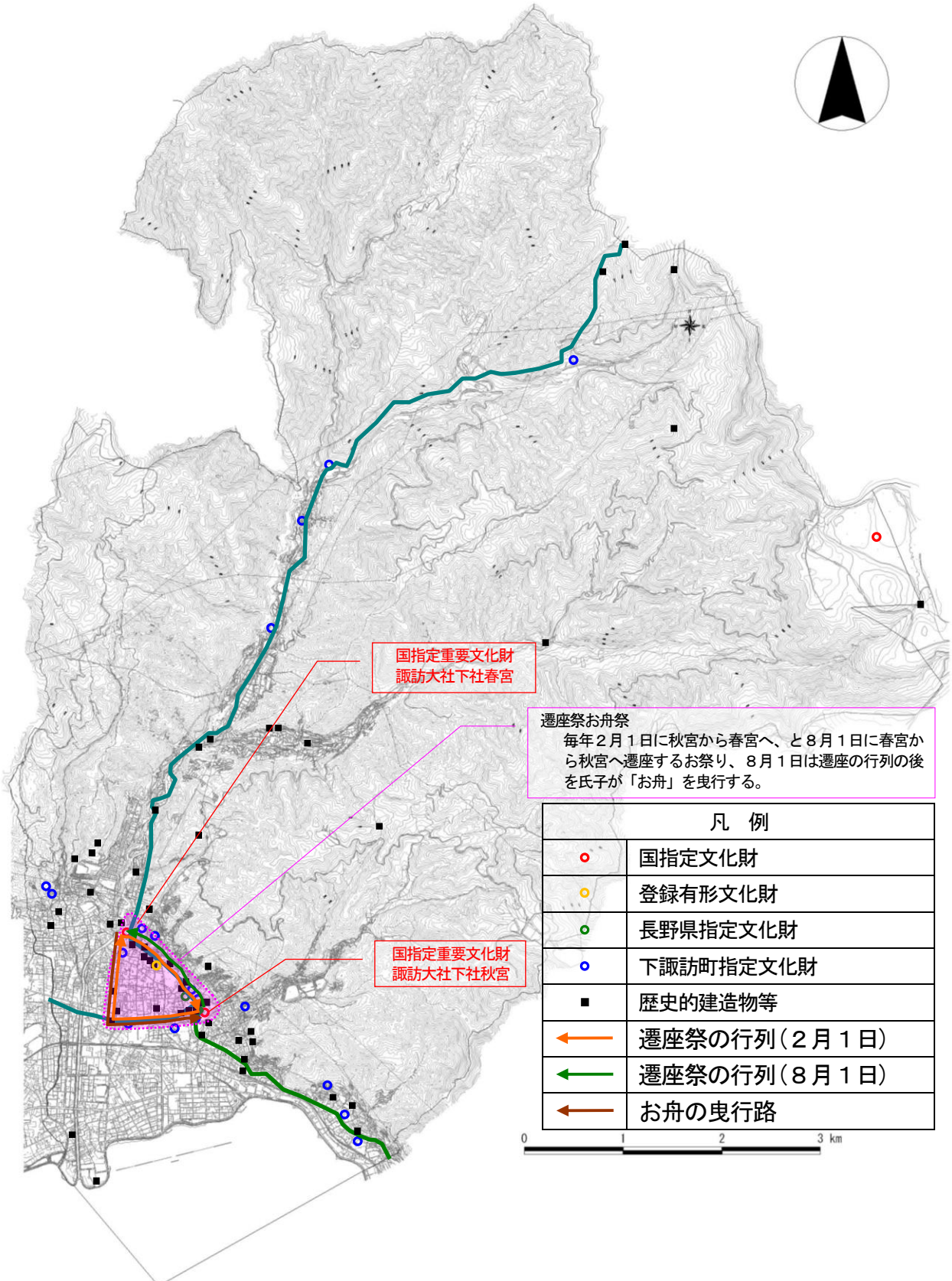
○ 活動が行われる歴史的建造物と周辺市街地

遷座の行列は、春には秋宮の国指定重要文化財幣拝殿、国指定重要文化財神楽殿、町指定文化財下馬橋を通り、春宮の神楽殿、国指定重要文化財幣拝殿を巡り、夏には同じ行程を戻って秋宮へ向かいます。この行列の往復路が古くから「三角八丁」と呼ばれ、古くから人々が生活を営む区域であり、遷座祭や御舟祭りの際には通り沿いの家々の門口には諏訪大社下社御神紋の御旗や提灯が掲げられ、御神霊の行列をお迎えします。

○ 人々の活動と、歴史的建造物及びその周辺市街地と一体となった環境

厳かな雰囲気のある祭礼の行列が進行する様子と活気あふれる柴舟が曳行される祭礼の風情は、早春と盛夏の季節の節目となって私たちの日々の暮らしに織り込まれ、お祭りを迎える御旗や提灯が掲げられた沿道の趣と融和して、諏訪大社下社遷座祭の歴史的風致を形成しています。

諏訪大社下社遷座祭に係る人々の活動の場所状況



3 お祭りに係る歴史的風致

(1) 道中長持ちの歴史的風致

○ 歴史及び伝統を反映した人々の活動

長持ちは本来衣類や調度品などを入れて運搬したり、保存したりする箱でしたが、神社の上棟式などに餅や供物を入れて運搬したのを神事長持ち、嫁入りに使われたのが婚礼長持ち、大名が参勤交代の道中で運搬道具として使ったのが道中長持ちといわれます。

御柱祭における長持ちは御柱曳行に必要な曳き綱や道具、曳き子の弁当を入れて運んだのが初めとされ、「御柱迎え」の神事の行列の中に昔は御騎馬とともに茶弁当（長持ち）も加わり、これが道中長持ちの影響を受けながら江戸時代に祭りの余興用に変化してきたといわれます。



道中長持ち

現在は団体などの名札に大きな御幣（ごへい）、おかめの面など表面に飾り立てた長持ちに長さ8～10mのヒノキの棹を通して担ぎます。衣装を凝らし、道化の扮装をしたりしてそれぞれ目立つように工夫しています。担ぎ手は、前に2人（4人ものもあります）後は1人で、長持ち唄にあわせて身振り手振り足取りおもしろく進みます。棹がしなって長持ちと摩擦して「ギッシギッシ」、「ギーコギーコ」という音がないと担ぎ手の歩くリズムがつかめないため、枕木と棹の間に油を付けたり、鳴子（なるこ）と呼ぶ木片を箱の中の構造部にかませ音を出させたりしています。町内のすべての地区に長持ち保存会が組織され、最近では女性の進出が目につき男性に混じって担ぐばかりでなく女性だけの長持ちもあり、子どもが担ぐ子ども長持ちもあります。



子ども長持ち



子ども長持ち



子ども長持ち



道中長持ち

現在町内には、道中長持ちの伝統を伝える団体が23団体あり、御柱祭、御舟祭り、各地区の春秋の祭り等の際に、町内のいたる所でその所作と長持ち唄を披露する「振り込み」（ぶりこみ）が行われます。調子好く、威勢が良い長持ちの振り込みは、粋な賑わいを昼夜にわたって町中にかもし出します。

また、時には婚礼長持ちの伝統に沿って婚礼の会場に招かれてお祝いの「振り込み」がされることもあり、その所作と甚句（じんく）を披露して遠来から招かれる親族親戚に諏訪の祭りの雰囲気と諏訪人の気質を伝えて喜ばれています。

○ 活動が行われる歴史的建造物と周辺市街地

町内のほとんどの地区で長持ち道中の伝統が伝えられ、町指定文化財熊野神社本殿や富部若宮神社、高木津島神社等の地区の鎮守を中心として保存会の活動が活発です。御舟祭りや小宮の御柱祭が近づくとギーコギーコという練習の音と長持ち唄が普段は静かな集落や住宅地に毎夜聞かれるようになり、お祭りの雰囲気が日ごとに盛り上がります。

江戸五街道の歴史を伝える中山道沿線や下諏訪宿の町並みの当時の建築様式を伝える建造物や文化・文政年間(1804～1829)以前の建築と推定される茅葺平屋建ての町指定文化財島木赤彦住居等の建造物、並びに農村集落の趣を残す景観を背景に伝統と活気あふれる長持ち道中が威勢良く振り込まれる場面は、町の成り立ちや街道の歴史と祭りの活気が融合した風情をかもし出します。

道中長持ちの伝統を保存する団体

	団体名
1	下之原長持ち保存会
2	御田町神事長持ち保存会
3	立町長持ち保存会
4	湯田町長持ち保存会
5	小湯の上、横町、木の下三町長持ち保存会
6	赤砂長持ち保存会
7	四王長持ち保存会
8	鷹野町長持ち保存会
9	矢木崎長持ち保存会
10	清水町太鼓長持ち保存会
11	久保三町長持ち同好会
12	武居長持ち保存会
13	高木長持ち保存会
14	町屋敷長持ち保存会
15	萩倉長持ち保存会
16	東山田長持ち保存会
17	社東町長持ち保存会
18	星が丘長持ち保存会
19	富部長持ち会
20	諏訪信用金庫
21	諏訪圏青年会議所（下諏訪部会）
22	諏訪マタニティークリニック
23	下諏訪青年飛翔会



下の原長持ち保存会



湯田町長持ち保存会



四王長持ち保存会



鷹野町長持ち保存会



町指定文化財島木赤彦住居



高木長持ち保存会

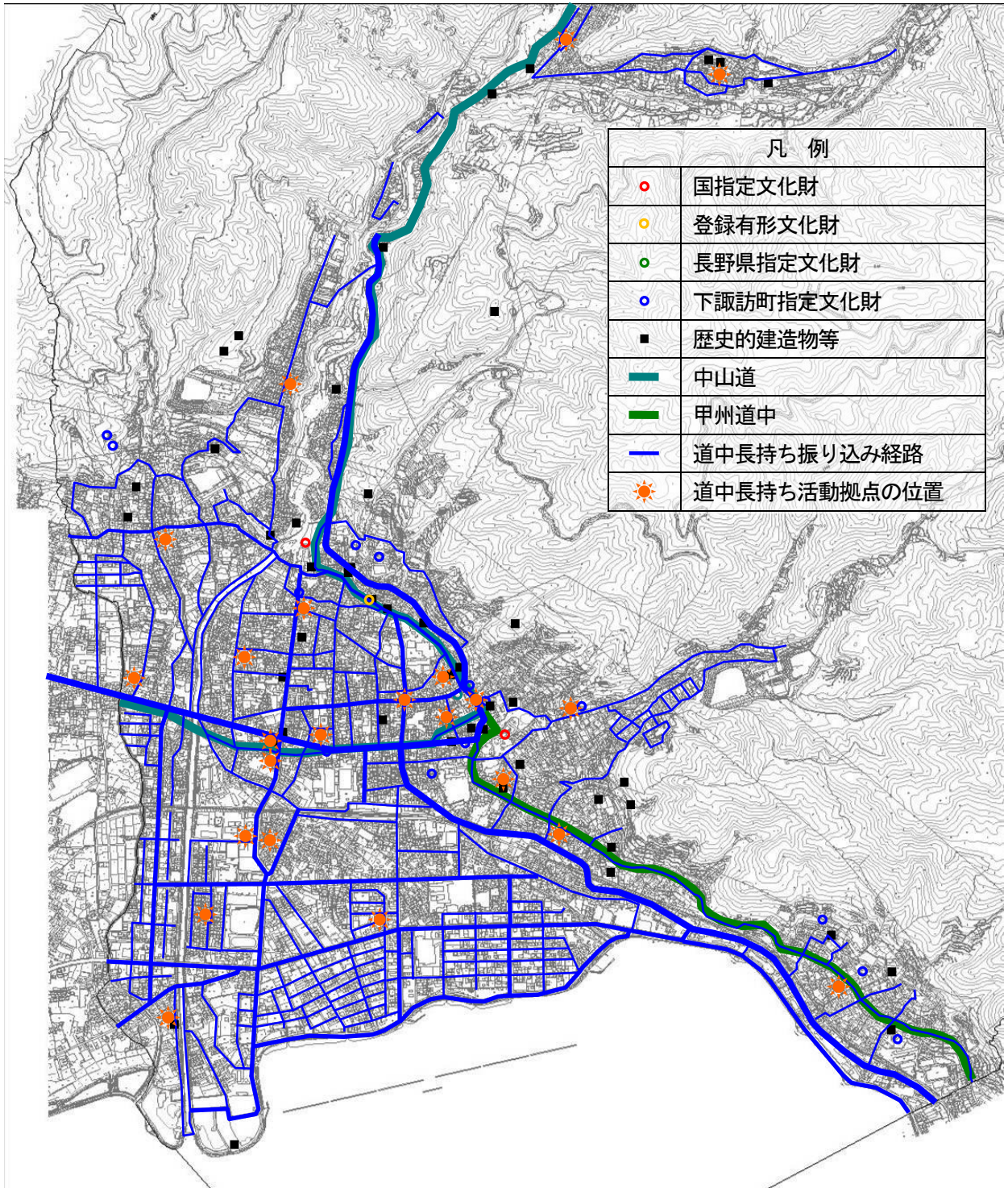


下諏訪青年飛翔会

○ 人々の活動と、歴史的建造物及びその周辺市街地と一体となった環境

地区の鎮守を中心に道中長持ちの伝統を伝える集落や地区はその歴史も古く、そこに育つ人々は夜空に祭りの季節を伝える長持ち唄を子守歌に育ってきました。これらの集落には文化・文政年間(1804～1829)以前の建築と推定される茅葺平屋建ての町指定文化財島木赤彦住居に代表される歴史的建造物が残されており、賑やかな祭りの風情とこれらの歴史的建造物との調和による伝統的景観が伝えられています。1, 200年以上の歴史のある御柱祭や季節を伝える御舟祭りに向けた期待と高揚感、そして参加の喜びが人々の生活の場に共有された環境が下諏訪町独自の歴史的風致を形成しています。

御柱祭等における道中長持ちの振り込み経路と各団体の活動拠点



(2) 騎馬行列（下諏訪町指定文化財（無形文化財））の歴史的風致

○ 歴史及び伝統を反映した人々の活動

騎馬行列（「おきば」と呼ばれる）は、御柱祭の出し物の一つで将軍や貴人、大名の護衛、あるいは祭礼警護の武者行列から起こり、それが次第に形式化して「御柱迎え」の奉納騎馬の形となり、それが現在の祭礼における一種の賑物（にぎわいもの）になりました。

今のように地域で子どもを殿様にして繰り出す寄合騎馬（村人が相談協力して作った騎馬）の形式になったのは明治11年からです。現在騎馬行列を出しているのは、上社では神宮寺地区1地区、下社では第1区（下原（しものほら））と第3区（友之町（とものまち））の2地区です。

第1区の騎馬と第3区の騎馬は昭和47年10月26日に下諏訪町無形文化財に指定されています。第1区の騎馬は出陣騎馬と呼ばれ、威風堂々出陣していく様子を「立浪型」の上下の動きで力強く士気を鼓舞し、と勇ましい掛け声で表現します。

第3区の騎馬は凱旋騎馬と呼ばれ、第1区（下原）騎馬に比べて派手な衣装で、戦いに勝った喜びと遠地から里へ戻った喜びを横波の動きで表現します。



曲傘と草履取
第1区（下原）騎馬



第3区騎馬行列



舞馬
第3区（友之町）騎馬



大正9年御柱祭 下原奉納騎馬 明新館前



大正15年御柱祭 下原奉納騎馬 下馬橋前

奉納騎馬の最たる特徴である「騎馬落とし」の所作は、諏訪大社春宮の門前及び秋宮門前の参道で奉納されます。騎馬落としはかつての武者行列が戦に出陣する際、諏訪大明神に戦勝祈願の奉納の様式及び、戦から凱旋した際の凱旋報告の奉納の様式を所作に表したものと伝えられます。

○ 活動が行われる歴史的建造物と周辺市街地

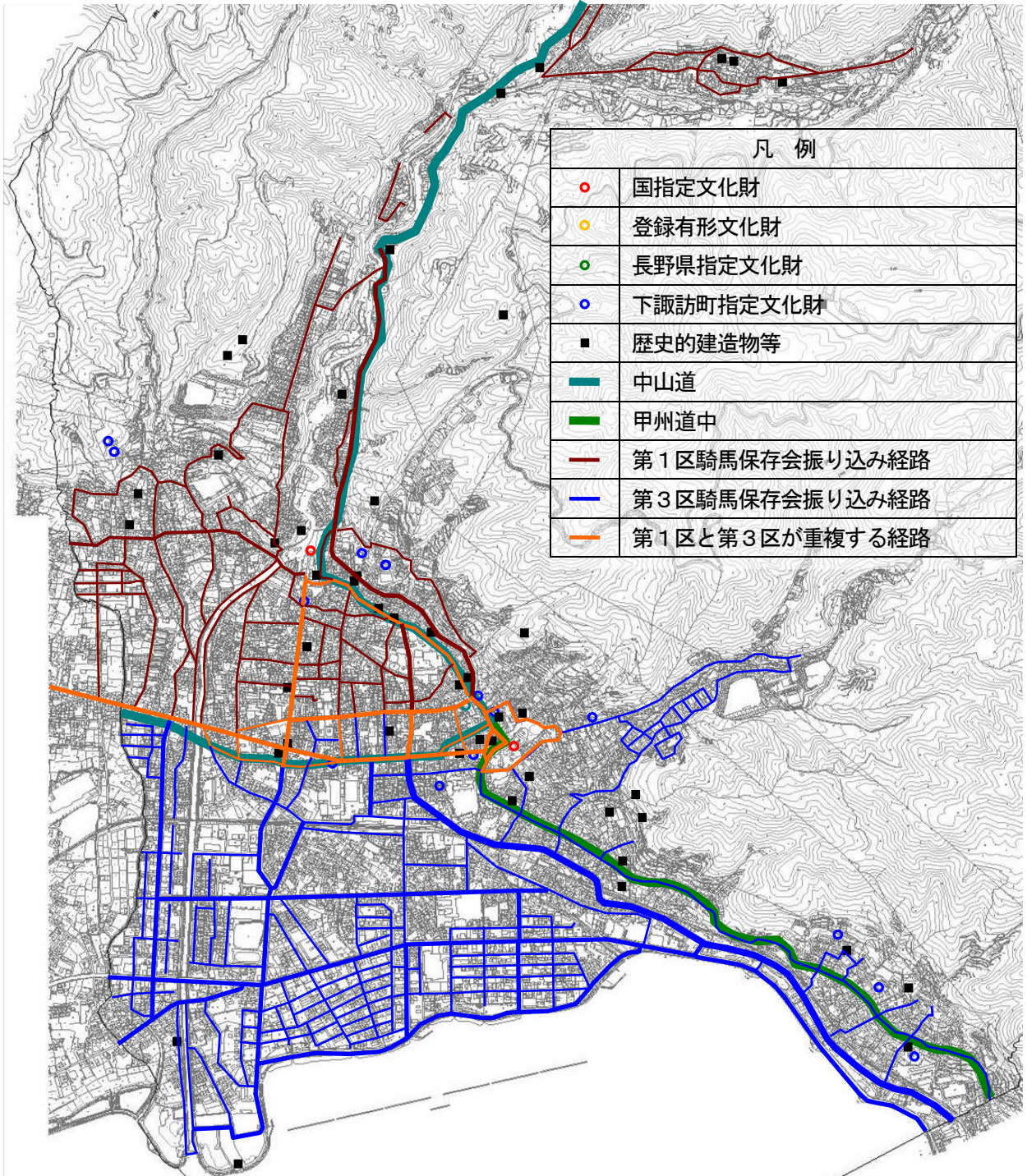
現在、第1区（下原）騎馬保存会及び第3区（友之町）騎馬保存会により、御柱祭の際には、町内くまなく行列が練り歩きます。行列が入って行けないような小路でも、曲傘と草履取りのペアがまんべんなく回ってその演技を披露します。騎馬行列の本隊が騎乗の殿様を中心に中山道や甲州道中の町並みを進む様子はかつての武者行列を想像させます。

また、騎馬行列本隊は国指定重要文化財諏訪大社下社春宮門前、秋宮門前等の主要なポイントでは、「騎馬落とし（きばおとし）」等の所作の披露である振り込み（ふりこみ）を行い、かつての武将や大名の諏訪明神への参拝の儀礼が再現されます。

○ 人々の活動と、歴史的建造物及びその周辺市街地と一体となった環境

中山道と甲州道中の沿線及び下諏訪宿の歴史的な建造物を背景に、単なる大名行列の物まねでなく江戸時代の伝統文化を所作として伝える騎馬行列の振り込みが行われる風情は、諏訪大社下社門前ならではのものであり、特に国指定重要文化財諏訪大社下春宮と秋宮の門前で披露される振り込みは、江戸の風情を伝える衣装や所作とこれらの建造物が一体となって歴史の趣を伝え、下諏訪町独自の歴史的風致を象徴しています。

御柱祭における騎馬行列の振り込み経路

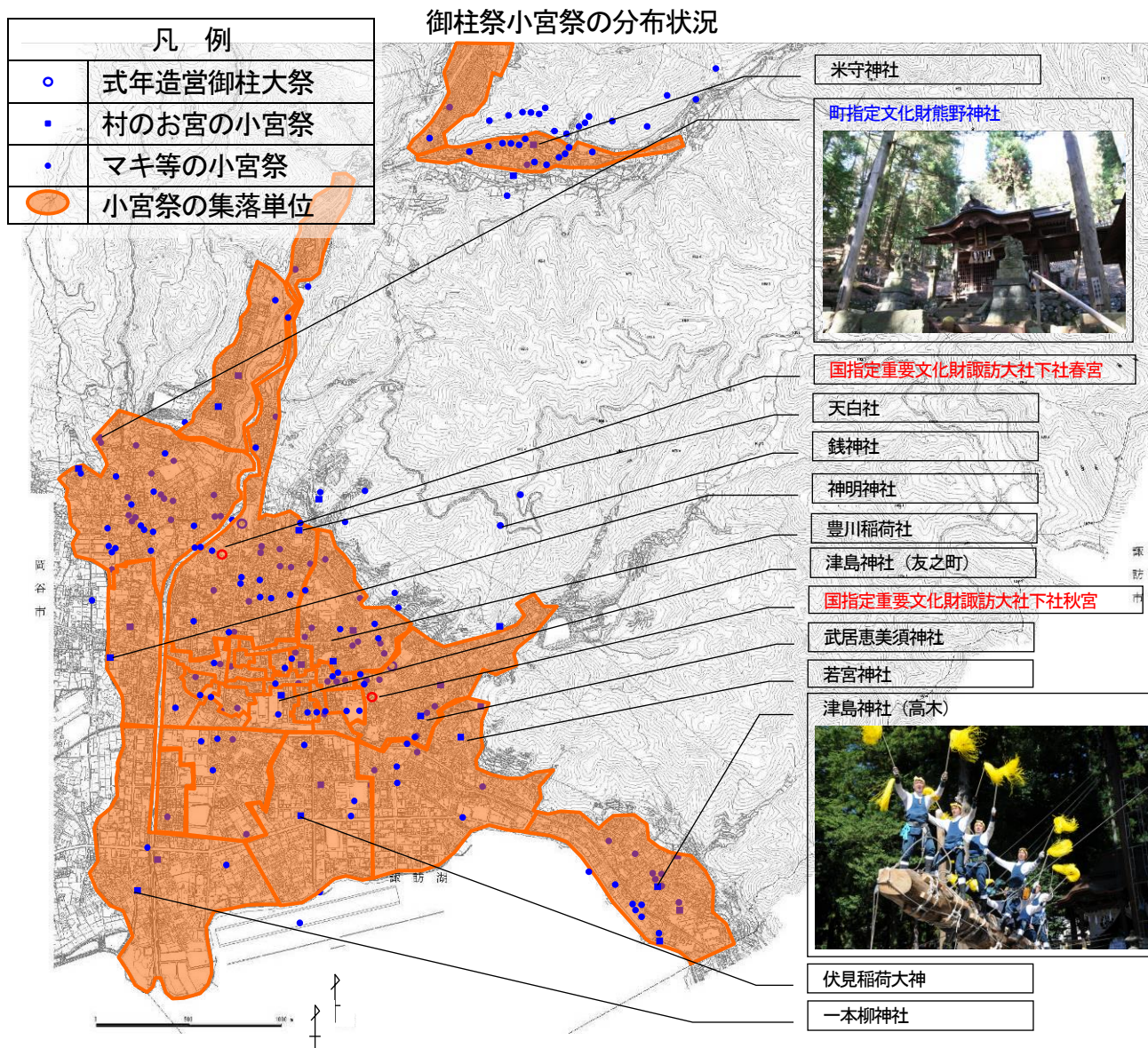


(3) 小宮祭の歴史的風致

○ 歴史及び伝統を反映した人々の活動

7年に一度の御柱の年には、5月の御柱祭里曳き祭りが終わると、各地区の小宮祭（こみやさい）が行われます。小宮祭は、町指定文化財熊野神社本殿や富部若宮神社、高木津島神社等のムラの鎮守等で行われる御柱祭で、戦後に盛んになり町内のほとんどの集落で開催されています。小宮祭では各地区集落の氏神様、鎮守様で御柱祭と同様に社に4本の御柱が曳き建てられます。諏訪大社（お宮）の御柱大祭と対比して、一般的に小宮祭と呼ばれますが、行政区や町内会の単位で小宮祭の実行委員会が作られ、地域・集落総出でお祭りを行います。お祭りの対象となる社は、諏訪明神に係る御祭神に限らず、地域の氏神様であったり、道祖神であったりお祭りの対象を限定しない様子は、人々の御柱という祭りに対する情熱的な意気込みが感じられます。

なかには、諏訪大社に曳き建てられた御柱に見劣りしない太い柱を曳き建てる小宮もあり、地域集落が主体となるほかにも、学校や会社の組織が主体となっておのこの御柱の行事が催され、御柱の年には1年中町内に木遣り唄が響き、木遣り、道中長持ち、御神輿、笠踊りなどの神賑わいといわれる出し物が、集落内に繰り出します。



また、小宮祭は3～15軒の同族の集まりでもあるマキにおいても町内各所で開催され、諏訪大社下社の祭事にならって、子どもたちの曳行する小さな御柱が、親戚の年配者に先達されながらマキの小さな祠に建てられる風景も見られます。

同族の集まりであるマキは古くから地域内（町域）に見られ、屋敷の一角などに祭られた祝神の祠を元として、人々が集まり祭事が行われてきました。その起源は、古くはムラの成立と同じ時期と考えられますが、今のような形になったのは、人々の生活が安定した江戸時代以降と考えられます。マキは少ないところでは3～5軒、多くても15軒くらいの規模のものが多く、本家の屋敷内や、ムラの鎮守などの境内に共有の祠を祀り、この祠をヤシキガミ、ウジガミ、オイワイジン、イワイデン等と呼び、ご祭神は稲荷神社が最も多く春秋の彼岸にマキのうちのトウバンが持ち回りで例祭を運営しています。



マキの祠（規模の大きいもの）



マキの祠（規模の小さいもの）

○ 活動が行われる歴史的建造物と周辺市街地

地区の小宮祭は、町指定文化財熊野神社本殿等の村の鎮守を活動の中心に執り行われます。諏訪大社の御柱祭にならって、伐採と山出しが行われ、里曳きでは地区や集落の幹線道路を御柱が賑々しく曳行されます。

また、今も屋敷の一角に静かに鎮座するマキの祠は下諏訪町の集落の貴重な景観要素となっています。マキの構成が同族の集まりということから、マキの中心となる本家と呼ばれる家は、その歴史が古いこともあり、土蔵を有する家がほとんどです。マキの祠と土蔵が歴史の古い集落の街なみ景観を形成しています。



マキの祠と土蔵



マキの祠と土蔵



マキの祠と土蔵

○ 人々の活動と、歴史的建造物及びその周辺市街地と一体となった環境

ムラの成り立ちと歴史を同じくする地区や集落における鎮守の祭神や、マキの祝神の信仰は歳時の生活にひっそりととけ込んでいます。また、御柱祭小宮祭が行われる鎮守やマキの祠の景観は暮らしの風景の一部であり、地域の人々のうるおいある生活を象徴しています。これらの昔懐かしい景観と日々の生活感、そして地区における小宮祭の賑わいが一体となって歴史的風致を形成しています。

第3節 下諏訪町の歴史的風致に関する取り組みと課題

1 現在の取り組み

① 下諏訪町の取り組み

○ 文化財の保存と公開

下諏訪町は、旧中山道の沿線において、宿場町の風情の残る2棟の建物の復元と公開を行っています。「歴史民俗資料館」は、明治初期に建てられた建造物で中山道沿いに位置し、江戸時代の宿場の商家の特徴を残しています。下諏訪宿の民俗を伝える品々を展示しています。「今井邦子（いまいくにこ）文学館」は、歌人今井邦子が暮らした往事の家屋を中山道沿いに復元したもので、今井邦子の足跡を展示公開しています。

引き続き、元治元年(1864)建築の登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋ほか伏見屋邸の公開と民公協働による活用を図ります。



歴史民俗資料館



今井邦子文学館と
下諏訪宿湯田町まちづくり協議会の皆さん

○ 下諏訪町観光振興条例

歴史的町並みの復元のため、下諏訪町観光振興条例により、ファサードを町屋建築様式もしくは大正ロマン風な建築意匠を復元する事業に対して助成を行っています。



下諏訪町観光振興条例による事例「春屋」



下諏訪町観光振興条例による事例「奈良屋」

○ 下諏訪町街かど博物館事業補助金交付要綱

町内において、町を象徴する産業、文化、歴史に関連した産物、機械道具、生活用品、文献及び資料等を展示し、一般公開する施設について、展示設備及び運営等に要する費用の一部を助成しています。

② 住民の取り組み

下諏訪町の活性化に向け、まちづくり協議会の他にも、民間の方々の主体的な活動も始まっています。

○「ぶらり しもすわ 三角八丁！」

「ぶらり しもすわ 三角八丁！」は各種の団体、企業、個人が連携して開催されるイベントで、平成16年から11回開催されています。「三角八丁（さんかくばっちょう）」とは、中山道上にある春宮大鳥居の燈籠を頂点として、中山道に沿って秋宮と春宮を結ぶ三角形の古い呼び名で、御柱祭の御柱と御舟祭りのお舟の曳行コースでもあります。様々な住民団体がそれぞれの場所で企画したイベントをスタンプラリーでつなぐ形で開催され、町民のみならず下諏訪町外からの参加者も年々増えつつあります。



ボランティアガイドによるまちあるき



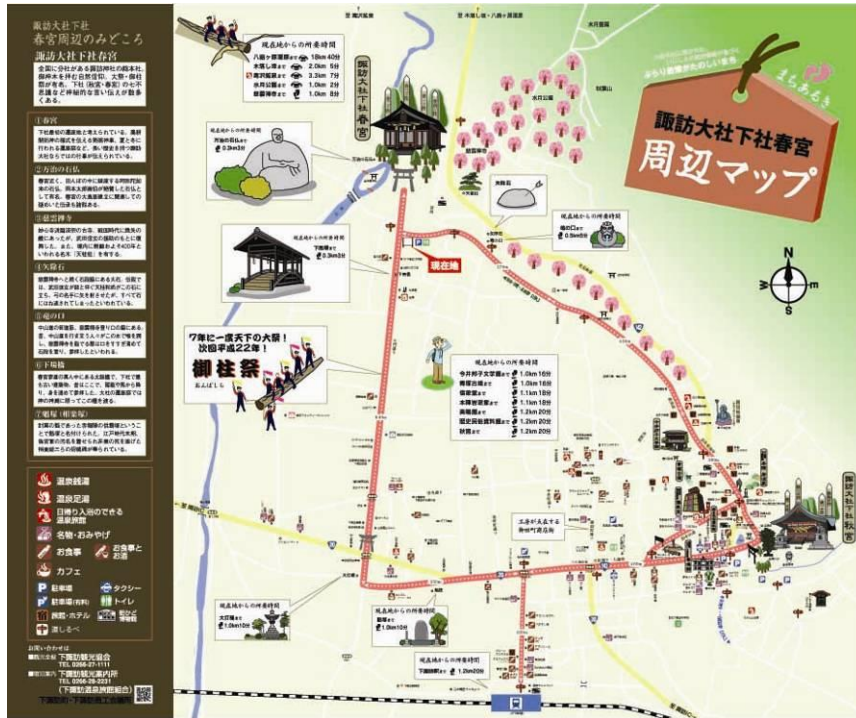
道中長持ちの振り込み



イベント用人力車

○「歩きたいしもすわ 99分のまちあるき」

三角八丁のエリアを中心に、下諏訪観光協会が中心となって「歩きたいしもすわ 99分のまちあるき」と題して散策コースを設定して、歴史的建造物を巡り歩いて歴史の面影が見える情緒溢れる町並みを楽しんでいただく企画をプロデュースしています。



○下諏訪建築メンテナンス・ワークショップ

歴史的風致の保存に関しては、町内の民公協働事業を支援する下諏訪力創造チャレンジ事業支援金事業（町単独事業）により、平成19年度からNPO法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」と地元中学生が主体となって、諏訪大社下社春宮と秋宮を結ぶ中山道沿いのほぼ真ん中に位置する築約150年の登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋ほか「伏見屋邸」を活用したワークショップが開催され、「伏見屋邸」のメンテナンスや周辺マップづくりなどの活動が実施されています。



NPO法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」と地元中学生による「伏見屋邸」建物のメンテナンス

○伏見屋邸サポート倶楽部

歴史的風致の保存及び文化財の活用に関しては、平成23年4月に公開を開始した登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋ほかの建築物を拠点として、公益社団法人岡谷市下諏訪町シルバー人材センター及びNPO法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」と地元中学生が構成団体となって、「伏見屋邸サポート倶楽部」が平成23年3月に組織され、「伏見屋邸」の管理運営を通じて、文化財の保存と活用及び普及啓発、次世代に歴史文化を伝承するための体験学習等の開催が主体的に実施されています。



伏見屋邸サポート倶楽部による「伏見屋邸」を活用したおもてなしイベント



伏見屋邸サポート倶楽部による「伏見屋邸」を活用した木彫り展、押し花アート展



伏見屋邸サポート倶楽部による「伏見屋邸」を活用したおもてなし宿泊体験学習



伏見屋邸サポート倶楽部と下諏訪南小学校児童との「伏見屋邸」を活用したお菜洗い体験

○地域自治会や団体による活動

下諏訪町第1区（下の原地区）においては、世代を担う若者の組織「第1区春遊会」が平成22年にポケットパーク「中の辻」の整備を行い、これを活用した地域文化の発信を行っています。



「第1区春遊会」により整備されたポケットパーク「中の辻」と
これを活用した地元旬会「水月会」の作品発表

下諏訪町第5区（高木地区）においては、平成23年から地域の有志が地域の歴史資産の掘り起こしと、普及啓発のために歴史文化マップの作成と配布を行っています。



第5区（高木地区）において整備された歴史文化マップ

下諏訪町第10区（富部地区）においては、平成23年から地域自治会が主体となって「鎌倉街道」の調査復元整備が行われています。



下諏訪町第10区（富部地区）鎌倉街道の踏査調査

地域住民の歴史文化を活かした地域活性化の取り組みは、諏訪大社下社の門前であり中山道下諏訪宿のエリアである旧中心市街地から、小宮祭や道中長持ちの歴史的風致を大切に伝承してきている周辺の地区へ広まりつつあります。

2 課題

① 文化財をはじめとした歴史的建造物の保存整備

全国的な少子高齢化の進行の中で、下諏訪町の高齢化率は33.18%（平成24年10月1日現在）に達しています。

国指定重要文化財を保存する諏訪大社においても少子高齢化の進行による氏子の減少などにより、建造物の修理費用の捻出が困難になりつつあります。

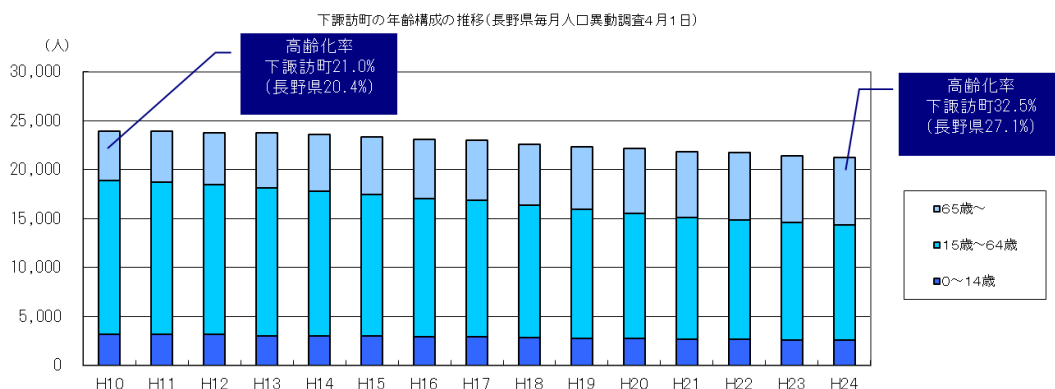
また、歴史的建造物の所有者についても後継者の不足により継続的な維持管理に支障が生じてきています。

② 歴史的町並み景観の保全及び良好な景観形成

特に、門前町であり宿場町でもあり温泉街である旧中心市街地においては、少子高齢化の進行のため、高齢者世帯や空き家が増加し、街道沿いと下諏訪宿の歴史的な町並みの維持が困難な状況になっており、現存する歴史的建造物の保存と町並み景観の保全及び良好な景観の形成など市街地環境の保全が課題です。

③ 祭礼などの伝統文化の伝承

1, 200年以上の歴史を持つという県指定無形民俗文化財御柱祭の特徴的で活気あふれる伝統文化は人から人へ体験的に伝承し、郷土意識を醸成していくことが少子高齢化の時代においては特に大切なことですが、御柱祭などの祭礼の主体となっている地域コミュニティにおいても、後継者と資金の不足によりその伝統文化の伝承が困難になってきています。



④ 住民主体の歴史を視点としたまちづくり活動

下諏訪宿地区では地域住民が主体となったまちづくり協議会が発足して地域の歴史や文化財を活かしたまちおこし活動が活性化し、他にもNPO法人による歴史的な建造物を活用したまちづくり活動も始まり、行政と所有者の他に新たな文化財の保存と活用の主体が生まれました。文化財の保存と活用をさらに推進するためには、住民主体の歴史を視点としたまちづくり活動が活性化し、活動の主体が全町的に発生してそれぞれが効果的に交流されるよう、文化財等の保存と活用の主体となる多くの住民組織が設立されることが必要です。

⑤ 歴史的資産を核とした文化財ネットワーク

下諏訪町の歴史的風致の維持向上のため、文化財等の歴史的な資産を住民主体のまちづくり活動の拠点とし、これらを核としたネットワークを構築することにより、活動を全町的に波及させ文化財や歴史的資産の保存活用を促進することが必要です。

⑥ 点在する文化財等の歴史資産とその周辺環境

中山道甲州道中の沿線や諏訪大社下社の参道において歴史的景観等の連続性が失われている現状では、文化財等の歴史資産を核としたネットワークの構築とあわせ、点在する文化財等の歴史資産をその周辺環境を含めて面的に保存し活用することが必要です。

第4節 下諏訪町における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

1 下諏訪町の関係する他の計画

(1) 第7次改定下諏訪町総合計画

下諏訪町第7次総合計画の基本構想で平成28年度から令和7年度までの10か年計画において示す以下の項目に沿って本計画を策定し、実行します。

◇ 施策の大綱第3章第1節【世代ごとの支援と伝承】

地域の歴史と文化を深く理解して広く発信し、さまざまな活用を図りながら、体験と実践を通じて、郷土への愛着と誇りを持った人づくりを推進します。

◇ 施策の大綱第5章第2節【活気と賑わいの創出】

諏訪湖から望む信州の山並みや街道沿いと門前の景観は、次世代に良好なまま受け渡すべき地域の宝として、世代を超えた地域の人々による主体的な保存育成活動を支援しながら、歴史的建造物やその周辺環境を整備します。

第7次改定下諏訪町総合計画〈基本構想〉

第1章 力を合せて未来を拓くまちづくり

第2章 自然の恵みを大切にすまちづくり

第3章 優しさと生きがいをもつひとづくり

第1節 世代ごとの支援と伝承

第4章 絆で支え合う健康長寿のまちづくり

第5章 産業の活力と賑わいのあるまちづくり

第2節 活気と賑わいの創出

第6章 安心安全で暮らしやすいまちづくり

また、下諏訪町第7次総合計画の後期基本計画で令和3年度から令和7年度までの5か年計画に示す以下の項目に基づいて、計画を推進します。

◇ 後期基本計画第3編第3章第1節第5項【文化の活用と伝承】

- 旧中山道の整備
- 伝統文化財の保護及び継承
地域に伝わる指定文化財の保護
- 文化財施設の利用と活用
指定文化財施設の利用の推進
- 文化財への興味関心の高揚
町内にある文化財の探訪
- 特別展示業の充実
特別展、体験教室、講座、地域探訪等の実施

◇ 後期基本計画第3編第5章第2節第2項【街なみ環境の整備】

- 景観条例の策定
- 景観計画の策定

- 街なみ環境の保全・整備
街なみ環境正義事業の推進
無電柱化などによる防災、安全、快適な街なみ空間整備の推進
- 住民主体の活動への支援
まちづくり協議会への支援

(2) 下諏訪町都市計画マスタープラン

平成16年3月に策定した下諏訪町都市計画マスタープランの第3章全体構想に示す以下の方針に基づいて本計画を策定します。

- ◇ 1 自然環境の保全・回復の方針
 - ② 歴史的伝統的風土を創る緑の保全・回復を進めます
市街地・集落地に近接する里山緑地の積極的な保全・活用を進めます。
特に、春宮・慈雲寺から秋宮に連なる歴史探訪軸背後の山林地など歴史的遺産と一体、若しくはその背景となっている緑の保全と回復を進め、緑と調和した伝統的な風土の保全をめざします。
- ◇ 2 土地利用の方針
 - ① 住宅系土地利用の方針
 - 歴史街道沿い住宅地
中山道、甲州道中及び町内の歴史探訪軸沿道住宅地を対象に、街道の町並み保全・整備を誘導します。
特に、春宮・秋宮間においては、沿道及び背後の住環境に配慮しつつ、既存歴史文化施設の修景と活用、機能の強化を誘導し、来街者の回遊性を高めます。
- ◇ 8 歴史と文化にふれあえる環境整備の方針
 - ① 歴史環境にふれあえるまちづくりを進めます。
歴史資源の公有化
文化財の保護・保存、調査体制の充実
歴史探訪の道の整備推進
 - ② 地域固有の文化環境を育み、ふれあうことのできるまちづくりを進めます。
歴史文化遺産の活用
地域の歴史・文化資源の調査と町民参画による維持管理活動の強化
 - ③ 新たな地域文化を育むまちづくりを支援します。
新たな文化交流拠点整備
市街地における地域文化創造型まちづくりの支援
- ◇ 9 景観形成の方針
 - ④ 個性を育む地区景観の形成を進めます。
歴史文化地区の景観資源の保全・活用

また、都市計画マスタープランにおいて計画する実現に向けた取り組みに沿って、本計画を推進します。

- ◇ 第5章 実現に向けて
 - 2 重点的にまちづくりを進める地区
 - (1) まちづくり推進地区の指定
街なか歴史的街並み整備地区

2 歴史的風致の維持向上に関する方針

以下の基本方針により、下諏訪町の歴史的風致の維持向上を推進します。

① 文化財をはじめとした歴史的建造物の保存整備

下諏訪町の歴史的風致を構成する建造物のうち、指定文化財については保存の措置を充実するため、必要な文化財について保存整備を支援するとともに普及啓発を進めて活用を図ります。また、指定文化財以外の建造物についても、特に保存の措置が必要なものについて歴史的風致形成建造物に指定して、十分な史実調査に基づく保存の措置を行ったうえで、積極的に公開してその活用を図ります。

② 歴史的町並み景観の保全及び良好な景観形成

下諏訪町の歴史的風致をさらに維持向上するため、現存する歴史的価値の高い建造物の保存整備等により歴史的町並み景観の保全を図り、良好な景観形成を促進するため歴史的風致維持向上施設など市街地環境の整備を進めます。また、平成24年8月20日策定の下諏訪町景観計画に基づく景観誘導及び規制等の施策により良好な景観形成を促進します。

③ 祭礼などの伝統文化の伝承

下諏訪町の特徴的な歴史と伝統を反映した人々の活動を活性化し、良好に伝承していくために、伝統文化の担い手である保存会等の活動を支援し、伝統文化の普及啓発による後継者の育成を図ります。

④ 住民主体の歴史を視点としたまちづくり活動

下諏訪町の歴史的風致をさらに維持向上し、伝統文化を正しく伝承するため、地域住民の積極的で主体的なまちづくり活動を支援します。また、地域の歴史や文化財を活かした主体的なまちづくり活動が下諏訪町内各地で立ち上がるよう普及啓発に取り組みます。

⑤ 歴史的資産を核とした文化財ネットワーク

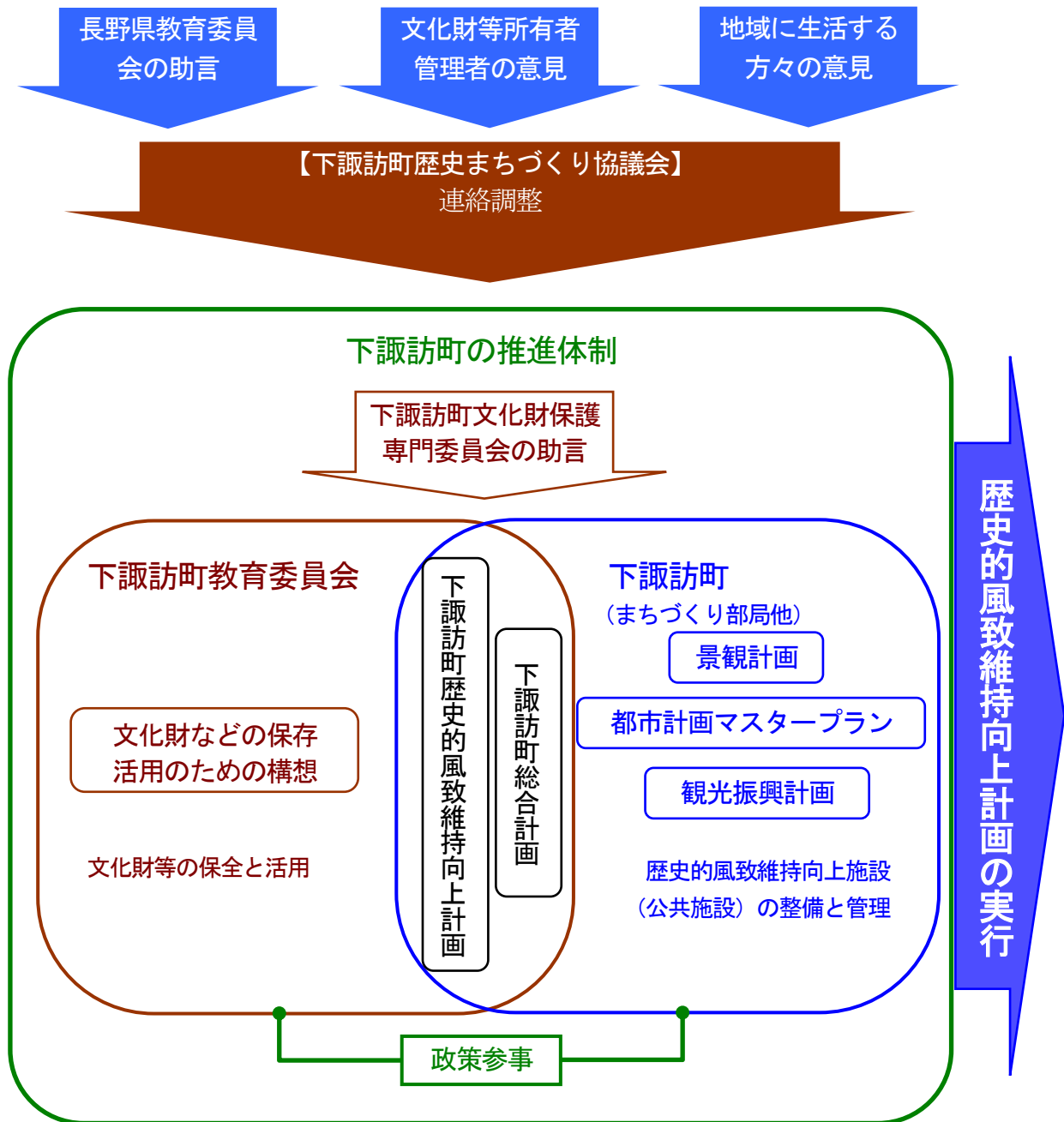
文化財や歴史的建造物の保存活用の普及啓発と、地域における人々の活動の活性化のため、拠点となる歴史的建造物を保存整備し、さらに点在する文化財等を有機的に連絡させて回遊性のある文化財ネットワークを構築し、活用と人々の交流を推進します。

⑥ 点在する文化財等の歴史資産とその周辺環境

下諏訪町の歴史的風致をさらに維持向上するため、文化財ネットワークの構築とあわせて、歴史的建造物等の借景となる信州の里山環境の整備により文化財等の周辺における面的な歴史的景観形成を促進します。

第5節 関係機関の連携と計画の実施体制

下諏訪町の歴史的風致を維持及び向上を適切かつ効果的に実施するためには関係機関の密接な連携が欠かせません。そこで、以下の実施体制により本計画を実行します。



下諏訪町教育委員会と下諏訪町の関係部局は、文化財などの保存のための構想や景観計画の策定を進め、これらの基本計画をもとに関係機関や関係者の意見を尊重し、緊密な連携を持って文化財の保存と活用及び歴史的風致維持向上施設の整備と管理を行い、下諏訪町の歴史的風致の維持向上を図ります。そのために、社会教育部局、まちづくり部局、観光振興部局を横断的に統括する政策参事を置き、連携した施策の展開を進めます。

第3章 重点区域の設定

第1節 重点区域の位置及び区域

1 位置及び区域

下諏訪町における歴史的風致の維持向上を効率的に図るため、特に歴史的風致の維持向上を推進すべき区域を設定して、重点的に施策を展開します。

重点区域の設定にあたっては、下諏訪町の成り立ちの起源の一つである国指定重要文化財の諏訪大社下社秋宮及び春宮を頂点とした江戸時代から言われる「三角八丁」のエリアを特に重要なコアの地区とし、それに加えて歴史的風致を色濃く伝える周辺区域についても歴史的風致の維持向上を図る必要があります。

「三角八丁」地区は、中山道と甲州道中が合流する下諏訪宿が古くから発達して良好な市街地が形成されていますが、現状では歴史的な町並みや建造物が失われつつあり、歴史的風致の維持向上が特に必要な区域です。

「三角八丁」地区の2辺は中山道であり、3辺が御柱祭や遷座祭の催行路でもあり旧街道沿いの歴史的景観や下諏訪町の特色ある伝統文化を受け継ぐ人々の活動等を特に色濃く保存している区域です。また、この「三角八丁」は、諏訪大社の祭礼に関わる歴史的風致、道中長持ちに係る歴史的風致及びに騎馬行列に係る歴史的風致のそれぞれの人々の活動が特に活発な区域でもあります。

そこで、下諏訪町のまちづくりの指針である下諏訪町都市計画マスタープランに計画する「重点的にまちづくりを進める地区の指定」の方針に基づき、この「三角八丁」地区を地域における重点区域の核とします。

また、「三角八丁」地区に加え、甲州道中沿線の鎌倉街道があったと伝えられる里山市街地の周縁と内水面漁業を伝える諏訪湖のかつての湖岸とに挟まれた「甲州道中沿線」エリアについても、高木津島神社や富部若宮神社等の歴史的建造物を中心に、道中長持ちの歴史的風致や小宮祭の歴史的風致の人々の営みが色濃く伝えられ、「三角八丁」地区と連携して歴史的風致の維持向上が必要であるため、「三角八丁」地区に加えて「甲州道中沿線」地区を重点区域として指定します。

「三角八丁」地区の範囲

○ 国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮を中心とした地域

この地域は、国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮、長野県指定史跡青塚古墳、下諏訪町指定遺跡下諏訪宿本陣遺構、下諏訪町指定建造物鋏焼地蔵尊堂、下諏訪町指定記念物専女の櫓、下諏訪町指定記念物諏訪大社下社秋宮社叢のほか、綿の湯跡、下諏訪町立歴史民俗資料館、下諏訪町立今井邦子文学館などの歴史的建造物が分布し、長野県指定民俗文化財諏訪大社の御柱祭り及び諏訪大社遷座祭、諏訪大社御舟祭りが催行され、中山道下諏訪宿の町並みが残される地域です。この地域では町内会組織を母体とした住民主体のまちづくり活動が特に盛んであるため、町内会の境界を範囲としています。

○ 国指定重要文化財諏訪大社下社春宮を中心とした地域

この地域には、国指定重要文化財諏訪大社下社春宮、長野県指定工芸品慈雲寺梵鐘、町指定建造物慈雲寺山門及び本堂、町指定建造物春宮下馬橋、町指定記念物天佳松、町指定彫刻万治の石仏等が分布し、これらを核とした周辺地域を範囲としています。

○ 中山道沿線及び三角八丁の地域

中山道沿線の地域には、春宮大門石燈籠、下諏訪町指定遺跡魁塚（相楽塚）、中山道下諏訪宿高札場跡、伏見屋邸、中山道五十五里塚跡、竜の口などの歴史的建造物等が分布しています。春宮大門石燈籠から秋宮へかけては、街道沿いの街並景観を保全形成するため、参道から概ね住宅1敷地分の範囲により範囲を設定しています。秋宮から春宮へかけては、中山道沿線背後の山林地の背景環境の保全に必要な範囲として国道142号線までを範囲としています。

また、諏訪大社門前町として発達してきた、御柱祭の御柱や遷座祭の御輿とお舟の曳行路に沿った三角八丁（さんかくばっちょう）と呼ばれる区域は、建てぐるみ住宅の建築様式、春宮大門大鳥居、青雲館などの歴史的建造物が点在する地域であり、参道の歴史的風致の向上のため、参道から概ね住宅1敷地分の範囲により範囲を設定しています。

「甲州道中沿線」地区の範囲

○ 甲州道中沿線の地域

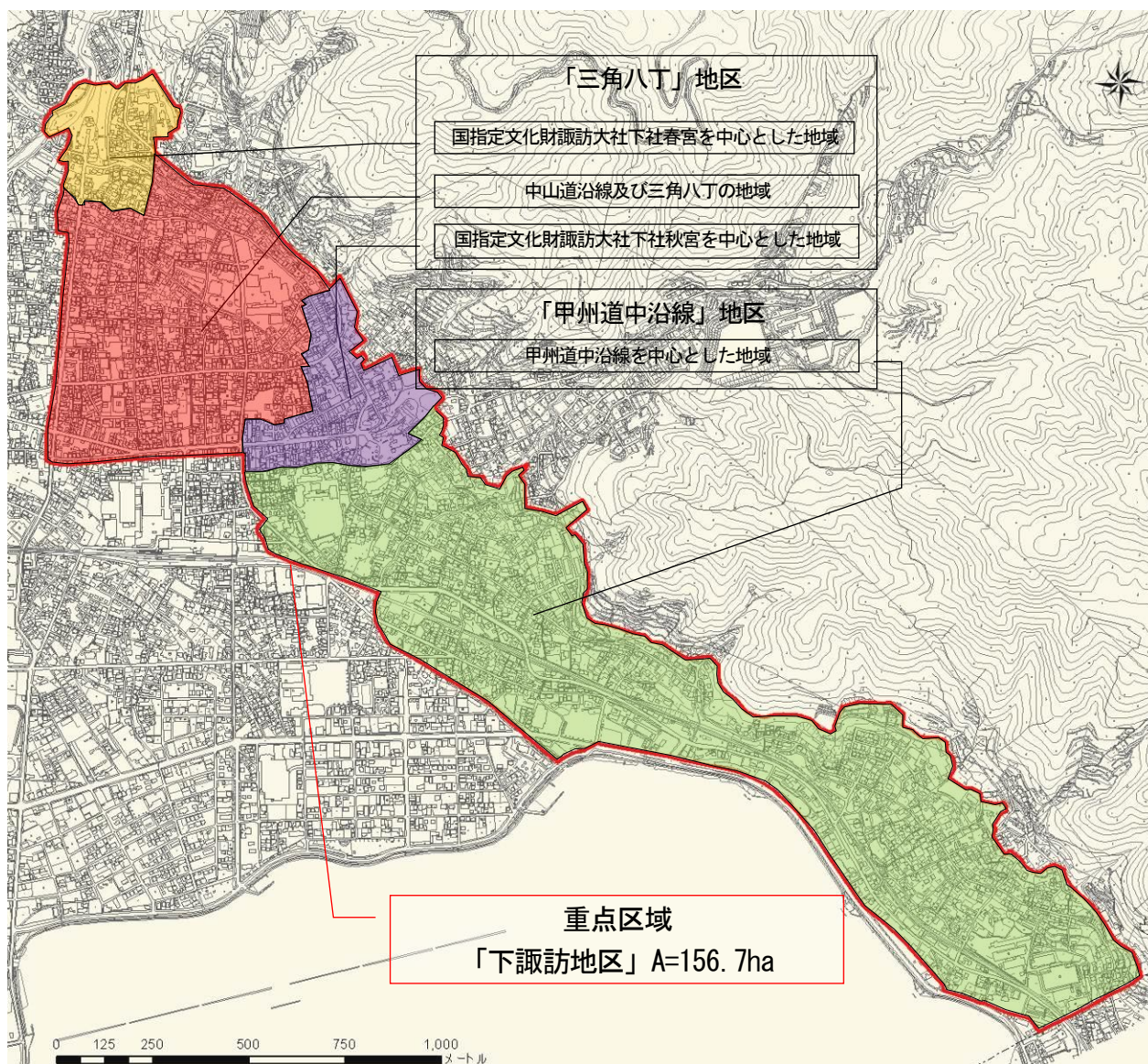
甲州道中沿線の区域については、元禄7年(1697)建築の津島神社、甲州道中茶屋橋本屋(政屋)、町指定文化財島木赤彦住居、若宮神社、岡村家住宅等の歴史的建造物と、下諏訪町の歴史文化を発信する中心拠点である下諏訪町立諏訪湖博物館赤彦記念館が位置し、津島神社や若宮神社を中心に道中長持ちの歴史的風致及び小宮祭の歴史的風致が良好に維持されている区域です。

区域の範囲は、三角八丁の区域の南東部から接続する甲州道中を中心線とした、鎌倉街道があったと伝えられる里山の周縁と諏訪市との行政境までの区域と諏訪湖側は独特の内水面漁業を伝える諏訪湖のかつての湖岸線と、古くからの集落と新興の住宅地との境界であり、土田遺跡や梶原塚などの歴史的資産を囲む線である一級河川承知川及び国道20号並びに町道馬場3号線に挟まれた区域を重点区域の範囲としています。

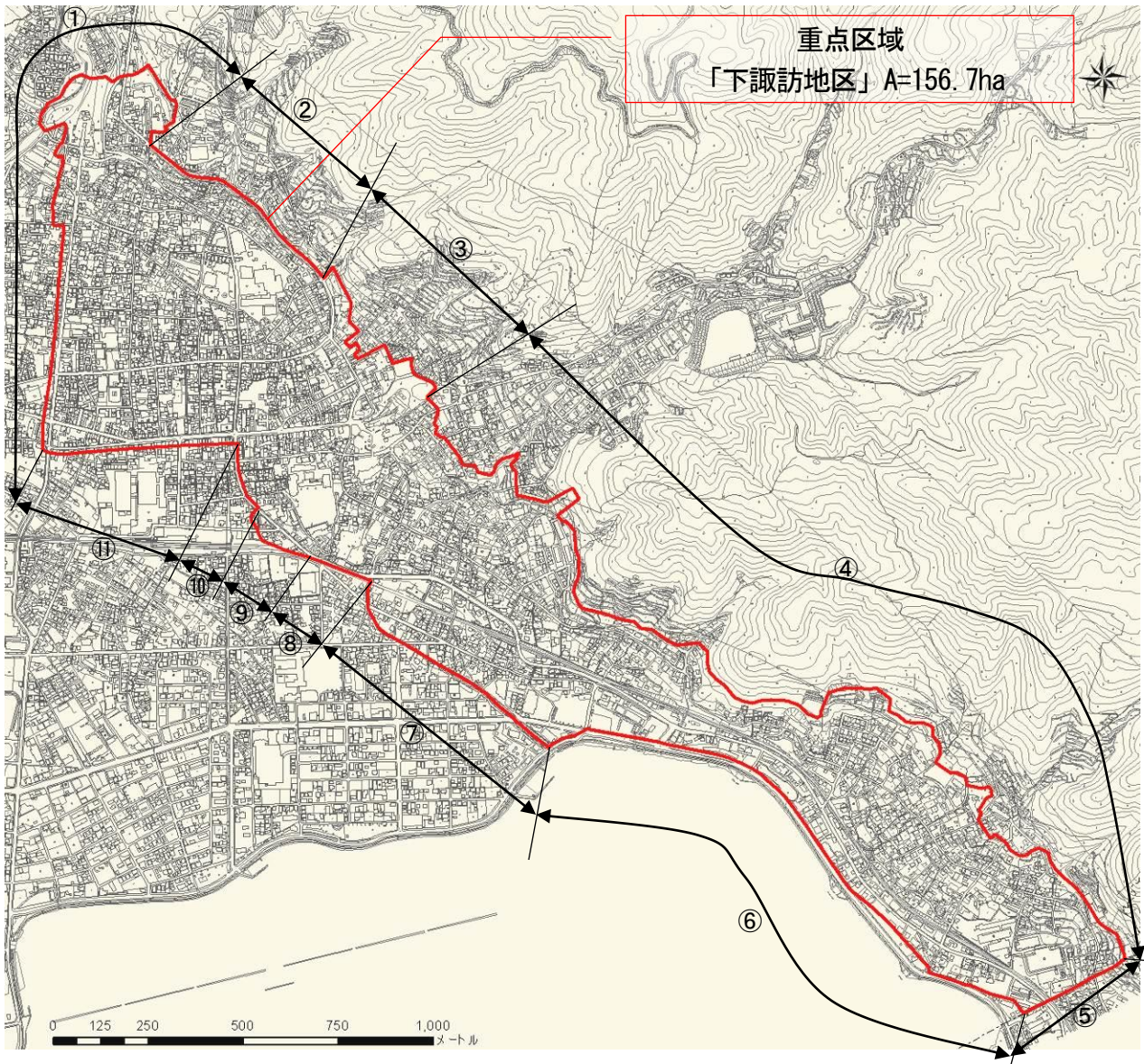
(1) 名称：下諏訪地区

(2) 面積：156.7ha

位置及び区域は下図のとおりです。



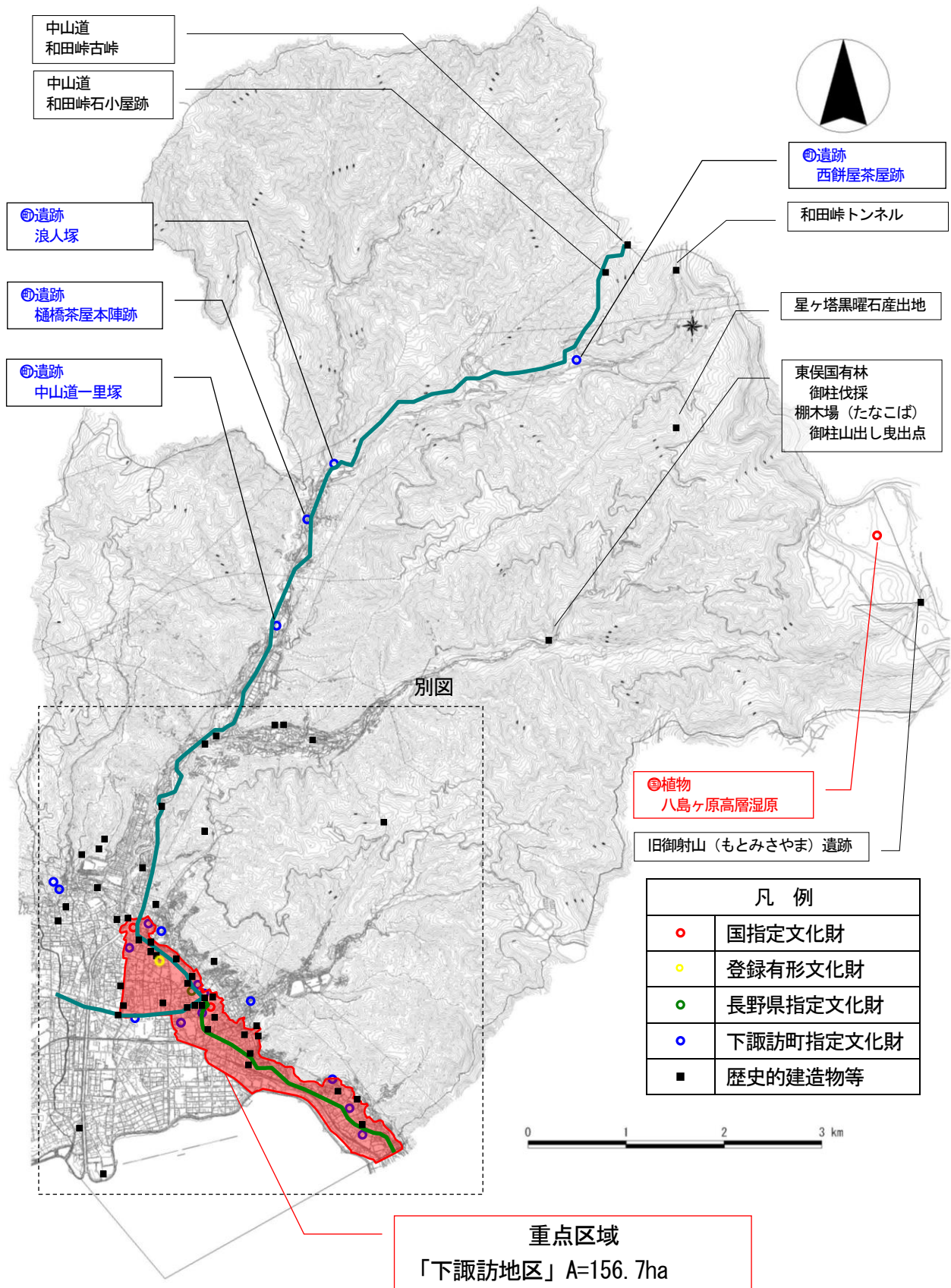
重点区域境説明図



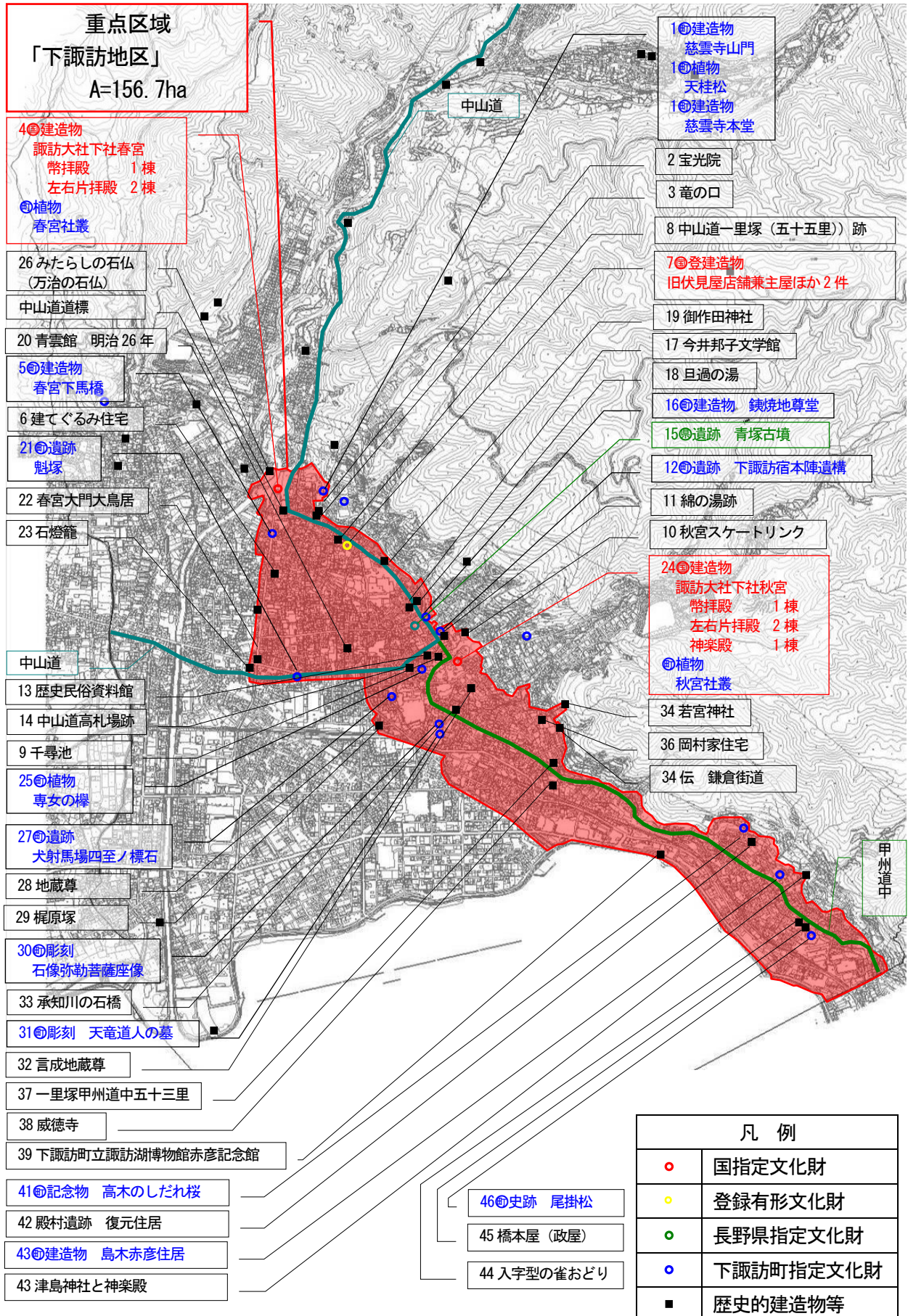
番号	説明
①	下諏訪町景観計画「春宮沿道地区」界
②	国道142号
③	下諏訪町景観計画「下諏訪宿景観形成重点地区」界
④	鎌倉街道と伝えられる線
⑤	行政界（諏訪市）
⑥	かつての諏訪湖岸線
⑦	一級河川承知川
⑧	国道20号
⑨	町道馬場3号線
⑩	国道20号
⑪	町道相楽塚通り線（中山道）に面する建築物1敷地相当の線

2 重点区域における文化財等

重点区域における文化財等の分布状況



別図



重点区域内に分布する文化財等の概要

番号	名称	概要
1	慈雲寺 ◎工芸品 梵鐘 ◎建造物 山門 ◎植物 天桂松 ◎彫刻 日根野織部正高吉の五輪塔	正安2年(1300)創立の臨済宗の古寺。現在の建物は、文化5年(1808)再建、境内には墓碑、石造物、建造物等の文化財が点在している。 梵鐘は長野県指定文化財、山門・天桂松・日根野織部正高吉の五輪塔が下諏訪町指定文化財
2	宝光院 ◎彫刻 薬師如来立像	修験道道場、宝暦4年(1754)開講。薬師如来像はもと諏訪大社下社春宮の和光山観照寺の本尊。
3	竜の口	中山道から慈雲寺入り口の石段の右脇にあり、中山道を通る旅人ののどを潤した。文政8年(1825)作の石彫。
4	諏訪大社下社春宮 ◎建造物 幣拝殿 1棟 左右片拝殿 2棟	国指定文化財の幣拝殿1棟及び左右片拝殿2棟は安永6年(1777)築、その他筒粥殿、万治2年(1659)建造の石の大鳥居、天保4年(1833)作の大鳥居前の石灯籠などの建造物が境内に点在する。
5	◎建造物 諏訪大社下社春宮下馬橋	天正6年(1578)造営、元文年間(1736頃)の修造といわれ、切り妻造りの古い建築様式を残す建造物。この橋より奥は神域で、馬上の人は馬を下りて、橋の下を流れる御手洗(みたらし)川で身を清めて参拝したと言われる。
6	建てぐるみ住宅	土蔵を母屋に接続させて両方を同じ屋根の下に組み込んだ家を「建てぐるみ」と言われる。
7	東町の伏見屋邸 登録有形文化財 旧伏見屋店舗兼主屋ほか	明治20年(1887)建築。このころの当主はこのあたりで最初に器械製糸を創業した家である。部屋数も多く、造作も豪華で明治時代の商家の代表例である。
8	中山道五十五里塚跡	中山道の南側にあったが、明治初年の消滅して、昭和になって石碑が建立された。
9	千尋池	鎌倉時代まで付近一帯が湿地であったといわれる。江戸時代に甲州道中が通じて下諏訪宿の街が拡大したため、池は狭められた。この池に投げ込まれていた「売神祝ノ印(めがみほうりのいん)」（国指定重要文化財）が天文年間(1532～1554)に拾い出された。
10	秋宮スケートリンク	明治42年(1909)に水田をリンクとして設置された。大正11年2月ここで我が国初のフィギュアスケート公式競技会が開催され、翌12年には国内初のアイスホッケー公式競技会が開催された。
11	綿の湯跡	女神様が、上社からお持ちになった湯を含ませた化粧用の綿を置いたところ湯が湧き出したという伝説がある。心のやましい者が入ると湯が濁るとも言われる。 また、この場所には6坪ほどの下諏訪宿の間屋場(会所)があり、宿つぎの公用書状の通送、輸送人馬の配置、助郷(すけごう)人夫の賃金会計などを行った。
12	◎下諏訪宿本陣遺構	文久元年(1861)の図面では、建家280坪(926㎡)、畳数232畳、他建物並びに庭545坪、総坪825坪(2,727㎡)と記され、大名・幕府役人の宿泊に使われ、その運営費用は問屋業の収益でまかなわれた。
13	下諏訪町歴史民俗資料館	建物は明治初年に建てられたものであるが、江戸時代の宿場商家の特徴を残している。表は「縦繁格子(たてしげごうし)」の「出格子造り」で、大戸を入ると「見世」と呼ばれる広い板の間、裏庭へ通ずる土間など宿場の典型的な造りである。 陳列資料は、下諏訪宿・和宮様ご下向・樋橋合戦・偽官軍事件など。
14	高札場跡	お触れ書きや在任の罪状などを掲示する場、問屋場前から友之町境へ移った。
15	◎遺跡 青塚古墳	諏訪地方唯一の前方後円墳、石室は横穴式であるが、古く of 発掘により遺物などは不明。古墳の周囲から円筒埴輪も発見され、築造時期は7世紀頃と思われる。
16	来迎寺 ◎建造物 鏡焼(かなやき)地藏尊堂 ◎彫刻 鏡焼地藏尊	天文10年(1541)開山の浄土宗寺院。和泉式部の幼少の頃にまつわる伝説があり供養塔も建てられている。その守り本尊の鏡焼地藏尊がある。

17	今井邦子文学館	江戸時代に茶屋を営んでいた「松屋」を当時の面影を可能な限り再現して建設した文学館。 今井邦子は、「明日香」を創始した歌人で、亡き後も弟子たちによって「明日香」が引き継がれて活動されている。
18	旦過湯	慈雲寺旦過寮があった所、下諏訪三湯（綿の湯、小湯、旦過湯）の中で最も高温で、傷・吹き出物に効果があるという。
19	御作田神社	諏訪大社下社の撰社。諏訪大社下社の田植祭はこの神田で6月30日に行われ、この稲は60日で穂となるという不思議な伝説が伝えられ、これは下社七不思議のひとつとなっている。
20	青雲館	諏訪八十八箇所霊場の第五十四番礼所で行屋でもあった。明治26年(1893)12月に青雲館が建てられ、当時は下諏訪最大の集会所であった。
21	㊦遺跡 魁塚	維新の魁をした人々の供養塚ということで魁塚と名付けられた。慶応4年(1868)3月3日相楽総三以下8人の赤報隊幹部が官軍幹部との意思の疎通を欠き行き違いを生じたことから偽官軍の汚名を着せられ、ここで斬首された。住民の人々によって毎年4月3日に慰霊の神事が行われている。
22	春宮大門大鳥居	明治25年(1892)7月30日建立の唐金鳥居。建立寺には鳥居前に一對の銅燈籠があったが戦時供出により現存しない。
23	石灯籠	文政12年作の高さ6mの石灯籠。燈籠に火が入ると諏訪湖から見え、人々はこの灯火を目印にしたといわれる。
24	諏訪大社下社秋宮 ㊦建造物 幣拝殿 1棟 左右片拝殿 2棟 神楽殿 1棟	古来、諏訪大社下社は諏訪大社上社とともに信濃之国一之宮、全国一万余社の分社を持つ諏訪神社の総本社として栄えている。境内には、国指定重要文化財の幣拝殿1棟、左右片拝殿2棟、神楽殿1棟のほか、夜になると枝を下げて寝ると言われる「寝入りの杉」や御宝殿の四隅に建てられた御柱などがある。
25	㊦植物 専女の櫓	高さ30m、目通り周囲6m、町内有数の巨木。
26	万治の石仏	諏訪大社下社春宮の石の大鳥居と同じ石工が彫ったと伝えられる。岡本太郎氏が世に出した石仏として有名で、昨年は首が伸びる仏様としてテレビでも紹介され、観光客が多く訪れる。
27	㊦遺跡 犬射馬場四至の標石	鎌倉時代に、諏訪神社の練武として、また神事として行われた犬追物などの武技の馬場を示すため四隅に置かれた標石。
28	地蔵尊	出世・子育て地蔵。献花や供物が絶えない。
29	梶原塚	諏訪大社下社大祝金刺盛澄が源頼朝の信任厚かった梶原平三景時の供養のため宝剣を埋めて作ったとされる塚。
30	㊦彫刻 石像弥勒菩薩座像	背に天正二年(1574)甲戌十月二十八日の銘があり、諏訪地方でも最も古い銘がある石像であると言われる。
31	㊦彫刻 天龍道人の墓	天龍道人(1718~1810)の自書による墓碑
32	言成地蔵尊	誰の願いも言いなりに叶えてくれるという地蔵尊。
33	承知川の石橋	表面に刻まれた煉瓦模様は、防滑とも武田信玄の埋蔵金の隠し図とも言われる。 武田信玄が川中島の合戦に際し諏訪神社の千手観音に戦勝の祈願をし社殿の建て替えと三重の塔の建立を約した。合戦の帰路、武田信玄の馬がこの橋を渡ろうとすると立ち止まって動こうとしない、信玄は約束を思い出し下馬して「神のお告げ承知つかまつり候」と申し上げたという。このことからこの川の名前を承知川と呼ばれるようになったと伝えられる。
34	伝 鎌倉街道	高木、富部若宮神社前、武居、諏訪大社下社秋宮裏、慈雲寺裏、砥川を渡り、東山田へと通じていた。
35	若宮神社	祭神は建御名方命(たけみなかたのみこと)と八坂刀売命(やさかとめのみこと)との御子、十三神、天照皇大神が合祀される。
36	岡村家	諏訪高島藩鷹匠の住居。建物は幕末頃のものと言われ、この地方では珍しい曲屋風造り建築。
37	一里塚(甲州道中五十三里)	甲州道中の江戸日本橋から五十三里、甲州道中最後の一里塚。
38	威徳寺	昭和35年(1960)頃から布教を開始した。
39	下諏訪町立諏訪湖博物館赤彦記念館	登録有形民俗文化財諏訪湖の漁撈用具及び船大工用具ほかの文化財が保存展示されている。

40	㊦建造物 島木赤彦住居（柿蔭山房「赤松・クルミ」を含む）	アララギ派の歌人島木赤彦(1876~1926)の旧宅。文化・文政年間(1804~1829)の建築と推定され、ほぼその当時のままの姿を今に伝えている。
41	㊦記念物 高木のしだれ	桜樹齡約300年と言われる淡紅色のシダレザクラ。
42	殿村遺跡 復元住居	縄文時代中期から弥生時代、奈良平安時代、中世の住居址などが検出され、それに伴う遺物が多量に出土し、竪穴式の復元住居が建てられている。
43	津島神社と神楽殿	本殿は元禄7年(1697)造営と伝えられ、神楽殿は天保4年(1833)4月13日に上棟されている。
44	入字型の雀おどり	この形式の民家が数軒、現在も大切に手入れされている。
45	橋本屋（政屋）	明治時代に甲州道中の道中茶屋として栄えた。表は千本格子で、二階は出梁作りとなっており、現在各種催し物会場として活用されている。
46	㊦史跡 尾掛松	ヒノキ科ビャクシンで、約300年前に枯死したものの、樹齡約千年と推定される枯木。神木として甲州道中の旅人も必ず参拝したと伝えられる。

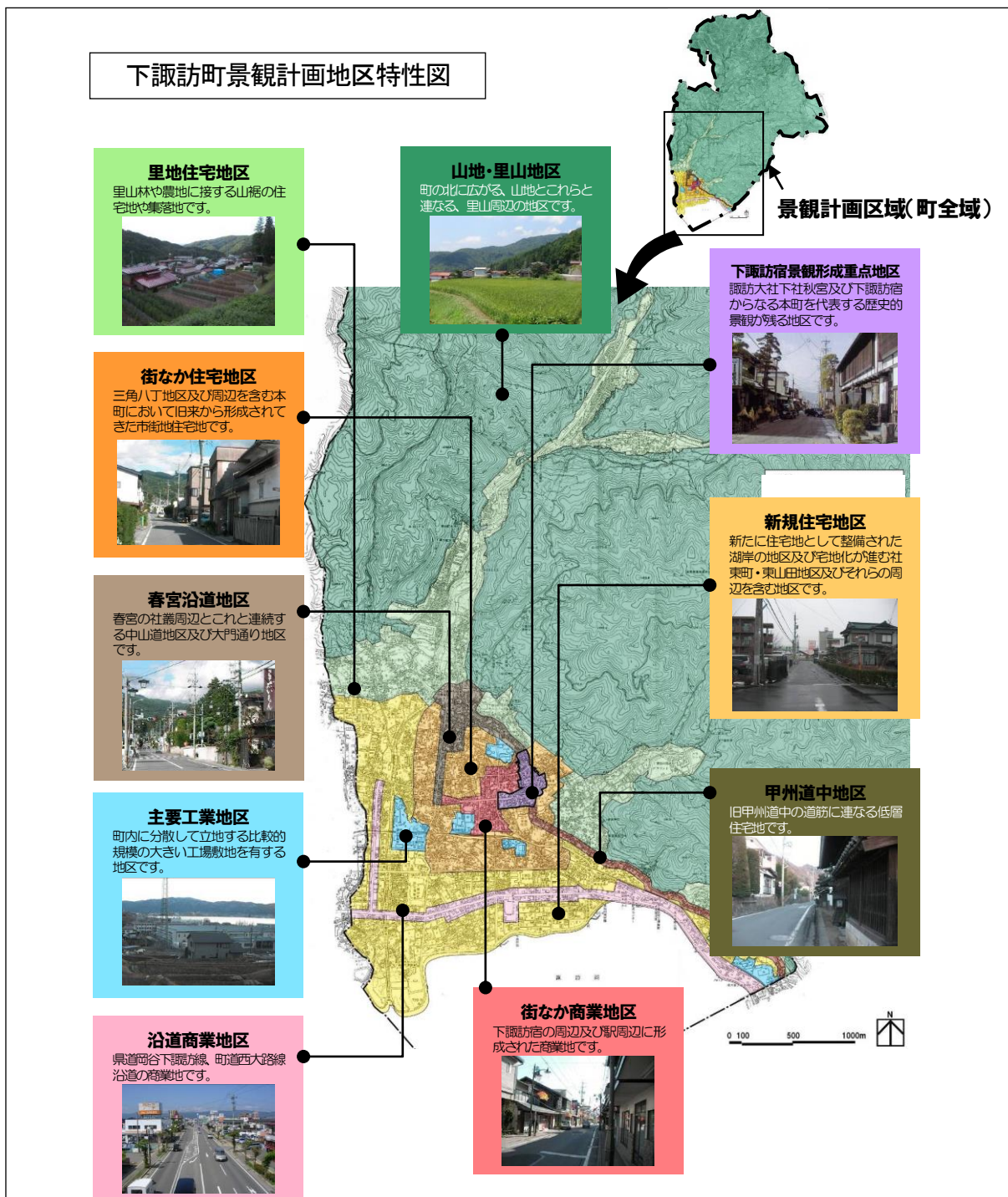
第2節 良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における景観計画の活用

平成24年3月に下諏訪町景観条例を施行し、平成24年8月に下諏訪町景観計画を発効して、これに基づき諏訪湖水面を除く下諏訪町全域を景観計画区域に指定し、歴史的風致の維持向上のための景観誘導及び規制の取り組みを行っています。

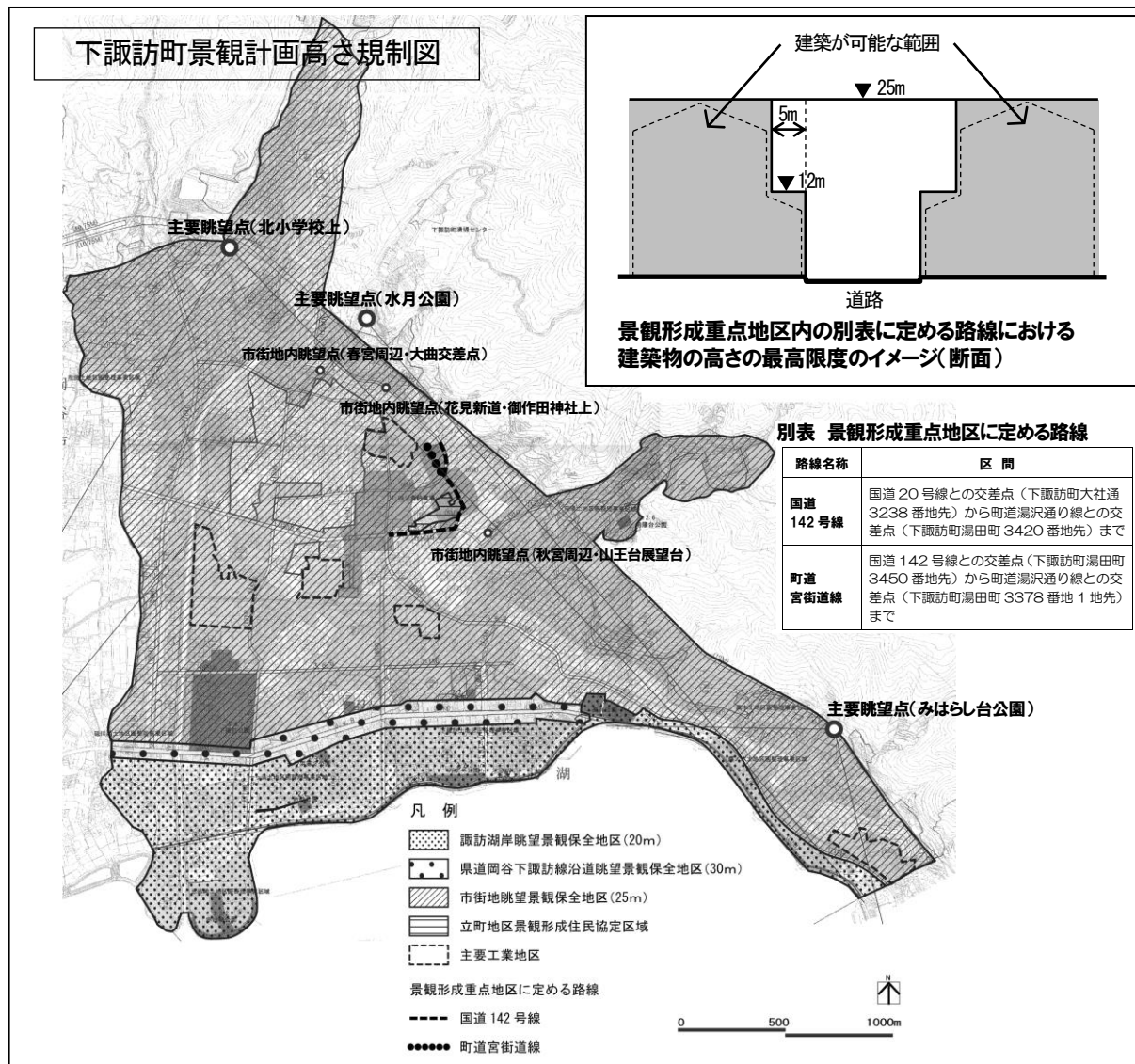
(1) 地区区分による景観誘導及び規制の取り組み

下諏訪町内をそれぞれの景観特性により、10の地区区分を指定し、特に重点区域内においては、下諏訪宿景観形成重点地区、春宮（諏訪大社下社春宮）沿道地区、甲州道中地区を設定して歴史的景観形成を推進しています。



(2) 高さ規制による取り組み

下諏訪宿景観形成重点地区内においては、建築物の高さを12mに規制しています。その他の重点地区内においては、20mまたは25mに高さ規制をして諏訪湖や市街地の眺望を保全します。



(3) 建築物の形態・意匠の規制による取り組み

下諏訪宿景観形成重点地区においては、建築物の形態・意匠について歴史的町屋建築様式またはこれに調和するものを基準としています。その他の区域においても伝統的様式の建築物による町並みが形成されているとおりについては歴史的町並みに調和する形態・意匠に努めるよう求めています。

(4) 景観重要樹木の指定による取り組み

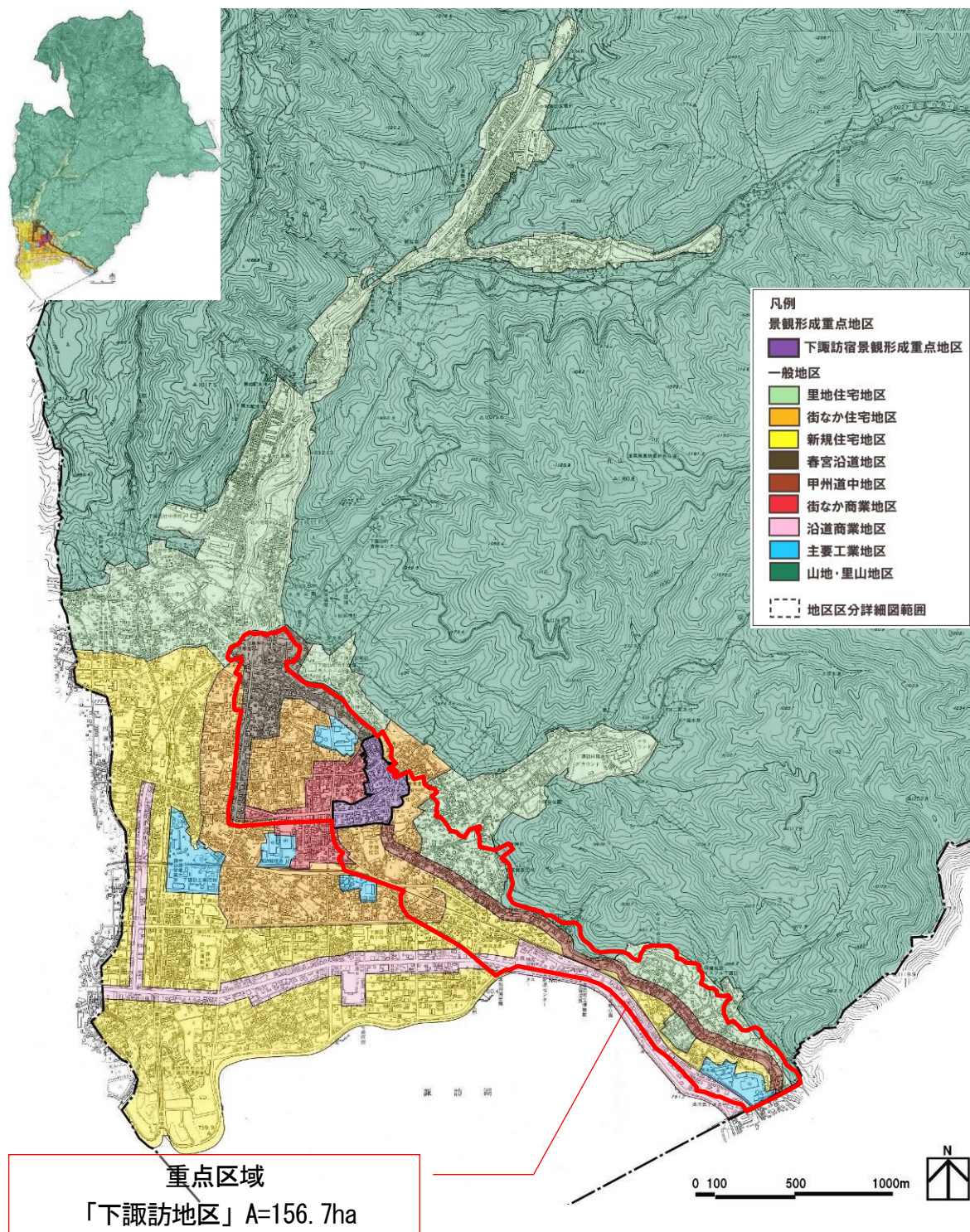
景観の要となる下諏訪町の歴史を伝える樹木について、景観重要樹木に指定して保全管理及び活用を図るよう方針を定めています。

(5) その他の規制の取り組み

建築物の配置については通りと町並みに調和した配置であること、外観の色彩については

色彩基準を定めて町並みの歴史的景観形成を推進しています。

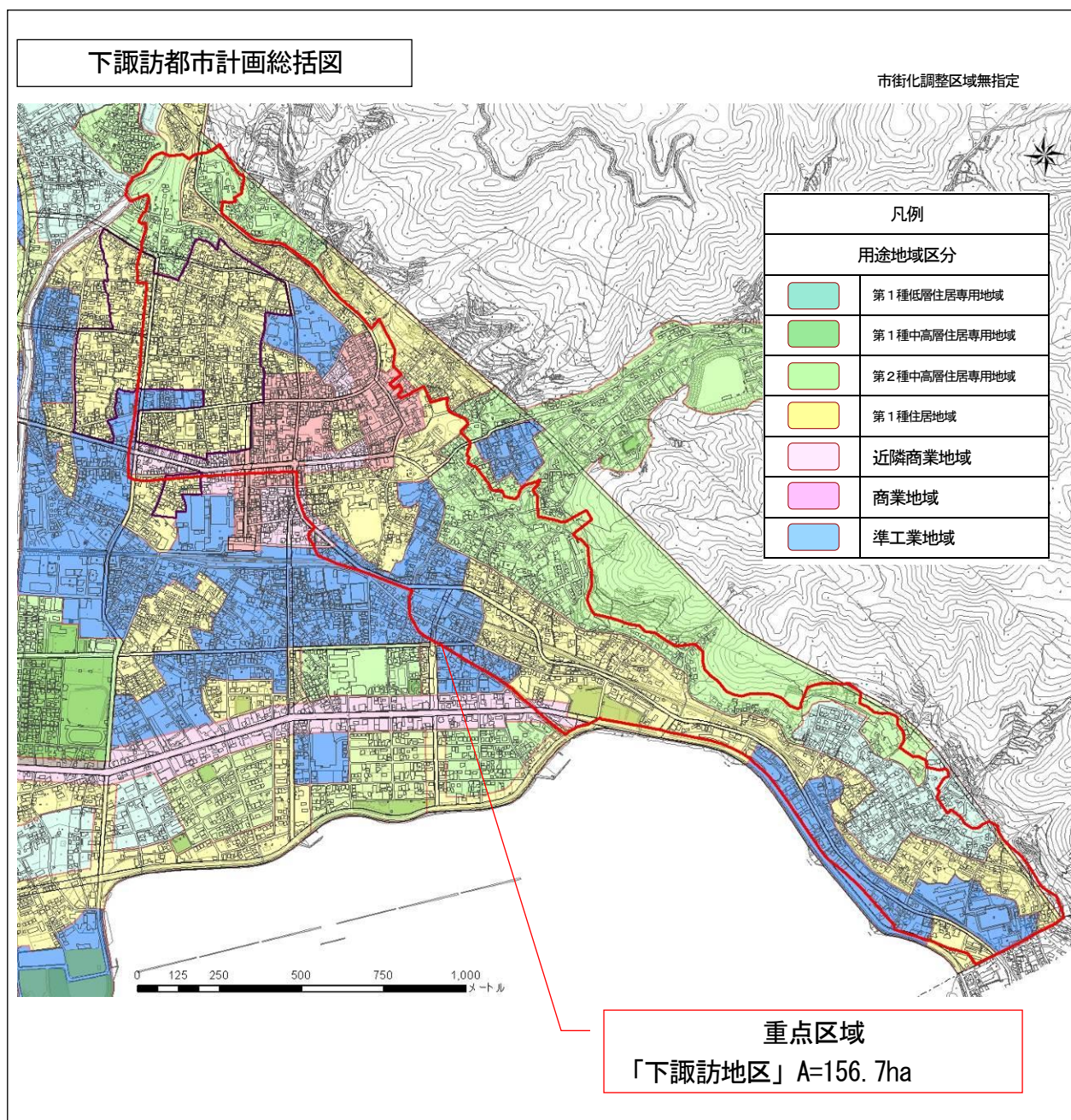
下諏訪町景観計画地区区分図



2 重点区域における都市計画の活用

現在、重点地区内においては、用途地域による建築行為などの規制以外の取り組みはありませんが、今後歴史的風致の維持向上の趣旨を広くに周知しながら、住民との議論や合意形成を通じて、本計画に沿った歴史的風致維持向上地区計画の決定、景観計画に沿った高度地区の設定、または歴史的景観や町並みを保全するための地区計画等の都市計画を導入する必要があります。

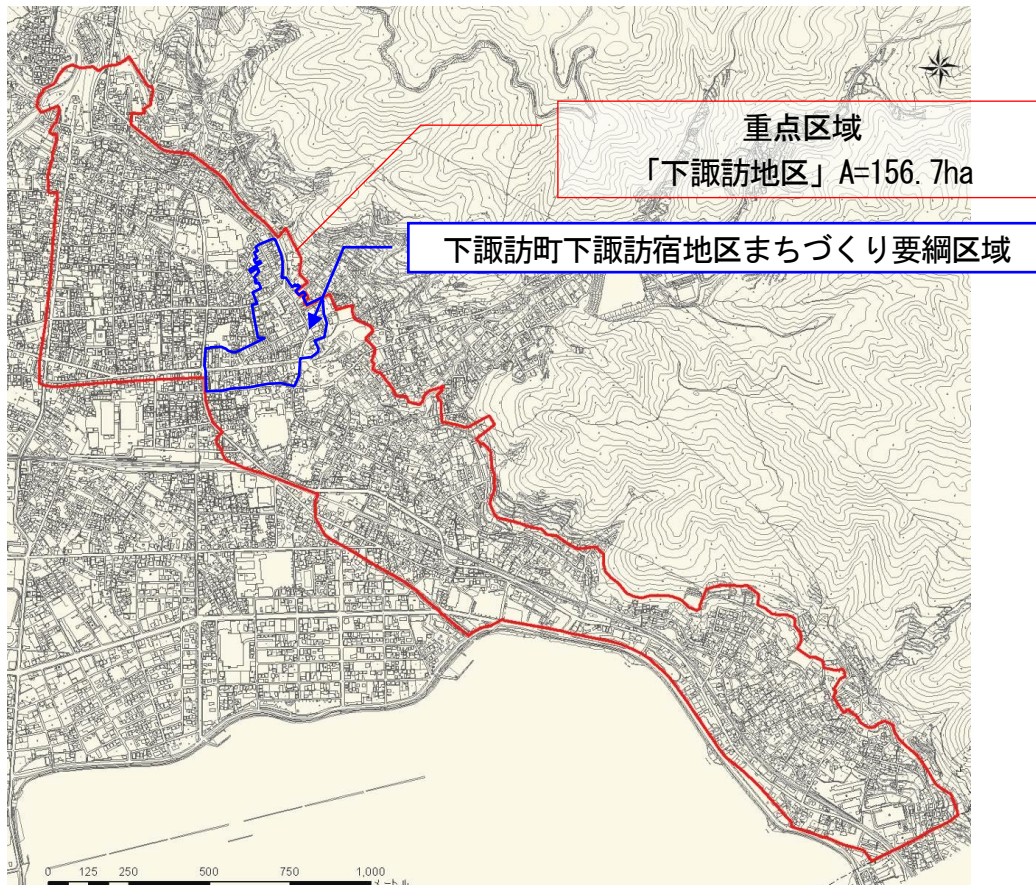
また、屋外広告物の規制についても、長野県から権限委譲を受けて下諏訪町独自の屋外広告物の規制のための条例による、歴史的景観保全のための規制及び誘導が必要です。



3 その他の取り組み

下諏訪町景観計画のほか、重点地区内において歴史的景観や町並みの保全を目的とした「下諏訪町下諏訪宿まちづくり要綱」及び住民主体のまちづくり協定が締結された区域については、これらにもとづいて、建築物の建築計画について、助言と指導を行っています。

① 下諏訪町下諏訪宿地区まちづくり要綱（平成19年9月1日施行）



この要綱は、下諏訪宿周辺地区の歴史的な町並みとその環境を保全し、ゆとりとうるおいのある住環境整備のためのまちづくりを推進するため、街なみ環境整備事業に係る下諏訪宿周辺地区のまちづくりに関し以下のような必要事項を規定しています。

- ◇土地所有者等の協力
- ◇歴史的環境保存計画及び住宅環境保全計画の策定
- ◇建築物等の整備及び維持管理に関する事項
- ◇地区施設等の維持管理に関する事項
- ◇まちづくり協定等の締結
- ◇現状変更行為の届出

② 住民協定等

重点区域内には、4件の住民協定並びにまちづくり協定が締結されています。



名称：立町地区景観育成住民協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成 5 年 12 月 23 日		平成 6 年 2 月 4 日
概 要		
<p>街づくり基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 階数は3以下、高さ12m以下とする。 外壁色は白、またはベージュ系を基準とする。 屋根は、黒・灰色または茶系統を基準とする。 ○屋外広告物 <ul style="list-style-type: none"> 高さ3mを超えるもの、一辺が1.2mを超えるもの、表示面積が1㎡を超えるもの、刺激的な色彩装飾のものは、自己看板を除き設置、架設してはならない。 ○緑化 <ul style="list-style-type: none"> 緑化に努めること ○清掃美化 <ul style="list-style-type: none"> 互いに清掃美化に努めること ○施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置の自粛 小公園等の施設整備ができる 		

名称：下諏訪宿湯田町まちづくり協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成19年7月12日	平成19年7月12日	平成19年9月26日
概 要		
<p>まちづくり憲章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「和」を基調とした中山道の坂の風情があるまちづくり 2 安全にゆっくり散歩・入浴のできるまちづくり 3 緑あふれる環境に優しいまちづくり 4 老いも若きも皆が楽しめるまちづくり 5 親しみと対話のあるまちづくり <p>○建築物等の整備に関する事項</p> <p>建築物の外観意匠は下諏訪宿周辺の歴史的町屋建築様式を基本とする。 建築物の外観の色調は、木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。 敷地の周囲には植栽を行い緑化に努める。 屋外広告物を設置しようとする場合は下諏訪宿周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。 駐車場などの空き地には、周辺景観に調和する柵、塀、生け垣による目隠しをし、緑化に配慮する。 協定者は建造物の改修新築にあたっては事前に委員会へ相談する。</p> <p>○建物等の維持管理に関する事項</p> <p>○地区施設の維持管理に関する事項</p>		



湯田町の街なみ

名称：下諏訪宿横町木の下まちづくり協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成19年7月12日	平成19年7月12日	平成19年9月26日
概 要		
<p>○建築物等の整備に関する事項</p> <p>建築物の外観意匠は下諏訪宿周辺の歴史的町屋建築様式を基本とする。 建築物の外観の色調は、木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。 敷地の周囲には植栽を行い緑化に努める。 屋外広告物を設置しようとする場合は下諏訪宿周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。 駐車場などの空き地には、周辺景観に調和する柵、塀、生け垣による目隠しをし、緑化に配慮する。 協定者は建造物の改修新築にあたっては事前に委員会へ相談する。</p> <p>○建物等の維持管理に関する事項</p> <p>○地区施設の維持管理に関する事項</p>		



横町木の下の街なみ



立町の街なみ

名称：下諏訪宿立町まちづくり協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成19年11月1日	平成19年11月14日	平成20年1月15日
概要		
<p>○建築物等の整備に関する事項</p> <p>建築物の外観意匠は下諏訪宿周辺の歴史的建築様式を基本とする。 建築物の外観の色調は、木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。 敷地の周囲には植栽を行い緑化に努める。 屋外広告物を設置しようとする場合は下諏訪宿周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。 駐車場などの空き地には、周辺景観に調和する柵、塀、生け垣による目隠しをし、緑化に配慮する。 協定者は建造物の改修新築にあたっては事前に委員会へ相談する。</p> <p>○建物等の維持管理に関する事項</p> <p>○地区施設の維持管理に関する事項</p>		

第3節 下諏訪町全体に期待される効果

下諏訪町は諏訪大社下社、中山道甲州道中下諏訪宿及び下諏訪温泉という3つの歴史的な成り立ちを有し、これらに関連する歴史的な建造物や伝統文化が所々に残された町です。また、この町に暮らす私たちは、千二百年も長きにわたって諏訪大社御柱祭の伝統を受け継ぎその熱気と気概はあたかも遺伝子に引き継がれたかのように継承されてきました。私たちの町は、お祭りに対する情熱と、町の歴史的な趣を大切に思う心とを同時に持つ人が多く暮らす町です。

本計画で設定する重点区域はお祭りの熱気と、歴史的な風情が特に重複するエリアです。

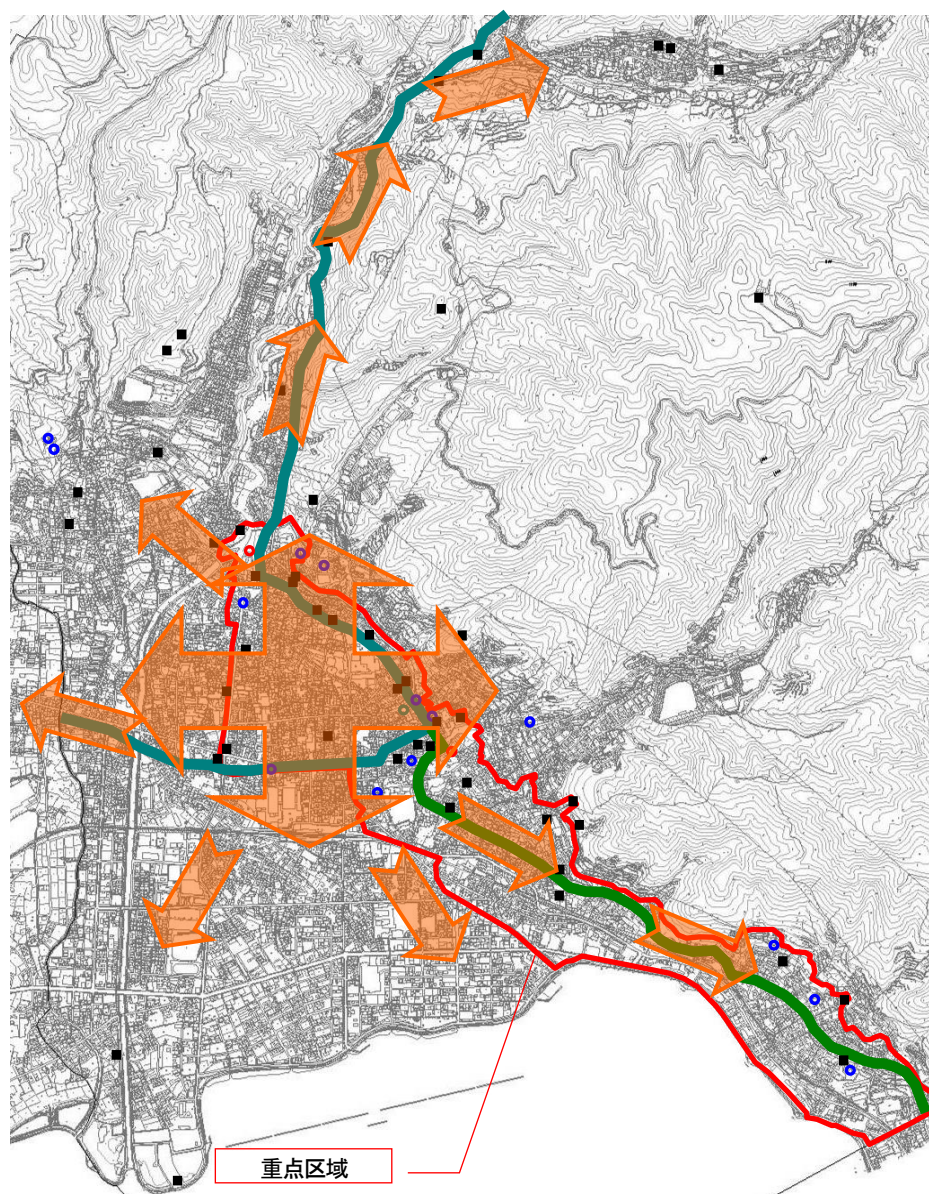
この区域は、三角八丁のイベントや歴史に触れるまちあるきの企画、NPO やまちづくり協議会によるまちづくり活動などの住民主体の活動の場となっており、歴史的風致の維持向上のための施策を効率的に実施することにより、重点区域を中心に中山道及び甲州道中を伝播して歴史的な建造物や風情を視点としたまちづくりが広まっていくと考えます。

歴史的な建造物や風情を視点としたまちづくりが広まることにより、文化財に対する意識が高揚され、文化財を大切にし、文化財を活用するという具体的な活動が促進されることも同時に期待されます。

既に、三角八丁地区においては、景観まちづくりを主題とした新たなまちづくり協議会の設立が進められおり、高木富部地区においては、住民主体の歴史まちづくり活動が具体化しつつあります。

また、下諏訪町景観計画は下諏訪町全体の景観形成に資するものであり、歴史的風致の維持向上と、良好な景観形成、及び文化財の保存活用の相乗効果で地域のゆとりとうるおいのある住環境の保存につながるものと考えます。

さらに、住民と協働の施策の展開により、若い世代や観光旅行者等到下諏訪町の歴史文化とそれらが醸し出す風情を的確かつ広範に伝えることにより、伝統文化の円滑な伝承と、人々の交流促進による地域の活性化が期待できます。



第4章 下諏訪町における歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

第1編 文化財の保存又は活用に関する事項

1 下諏訪町の文化財の保存または活用に関する事項

(1) 文化財の保存または活用の現況と今後の方針

文化財はわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり（文化財保護法第3条）、大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならないものです（文化財保護法第4条第2項）。町内には国指定の文化財（重要文化財（建造物）1件、重要文化財（美術工芸品）1件、天然記念物1件）が3件、登録有形文化財（建造物）が3件、登録有形民俗文化財が1件、県指定の文化財（史跡1件、民俗文化財2件、工芸品1件）が4件、町指定の文化財が55件あります。これらのうち10件について公共団体が所有し、この他は法人や個人などの民間団体が所有し、所有者により適切に維持管理が行われています。

公開の状況は、国指定重要文化財である諏訪大社下社春宮及び秋宮の7棟の建造物外観は一般参拝者に公開され、同じく諏訪大社下社の重要文化財銅印（印文「賣神祝印」）は宝物殿において公開されています。国指定天然記念物霧ヶ峰湿原植物群落の八島ヶ原湿原は湿原保護のための木道が整備され、自然保護監視員による自然観察会や、NPO 霧ヶ峰基金によるインタープリテーションが催されています。県指定史跡青塚古墳は一般に公開され、同じく諏訪湖の丸太舟は下諏訪町立諏訪湖博物館・赤彦記念館にて一般公開されています。県指定無形民俗文化財諏訪大社の御柱祭りは多くの県民が参加しています。この他の文化財についても、諏訪大社下社周辺では、観光ボランティアガイドによる案内などにより来町者へ紹介され、町内の文化財について下諏訪町ホームページで紹介しています。

下諏訪町に現存する文化財については、将来にわたって保存伝承され、生活の中に活用されることを目的に、保存と活用をさらに推進します。

このため、文化財の個別の案件ごとに長野県文化財保護条例及び下諏訪町文化財保護条例に基づき、文化財の本質的な価値を保存するために、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為については、許可制による行為の規制を行っていますが、国指定重要文化財については保存活用計画が未策定であり、今後はより一層の保護の措置を前進させるため、下諏訪町と所有者が協調して、文化財の保存活用計画の作成を推進します。

現在、町内の指定・未指定の文化財やそれらを取りまく環境を含め、地域全体での維持管理及び活用についての総合的な方策がまとまっていません。そこで、下諏訪町全体の文化財の保存と活用に関する基本的な構想の策定に向け、今後中山道・甲州道中・下諏訪宿及び製糸業などの近代の遺構・遺産に関する調査と、広域的な範囲を持つ諏訪大社及び諏訪湖の民俗に関する調査を実施し、下諏訪町教育委員会ははじめ他の文化財保護団体等と密接な連携を持って、文化財の周辺環境まで含めた総合的な保存と活用のための歴史文化基本構想の策定を推進します。

さらに、有形の文化財は防災に配慮しながら現状保存を尊重するため、町所有の有形文化財については防災対策が概ね終了しています。本計画の計画期間内において国指定重要文化財諏訪大社下社春宮及び秋宮の防火設備の充実を行い、この他の町指定文化財についても耐震化の推進などを計画的に行います。無形の文化財については将来へ向け円滑に伝承される

よう、特に後継者の育成が必要な騎馬行列に関して指導員の認定などの措置を行っていますが、本計画期間内に騎馬保存会への衣装や道具の整備に対する助成などの措置を講じます。

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理又は整備にあたって、国、長野県及び下諏訪町の指定文化財等については、関係法令を遵守し適正な手続きによる対応をします。なお、町に文化財の修理に関する専門家がない案件については、長野県文化財保護審議会委員などの協力を仰ぎ文化財修理委員会を設置し、指導と助言のもと、修理又は整備を行います。

また、下諏訪町教育委員会による文化財現状調査の定期的な実施について文化財所有者の意向を確認しながら計画し、修理に関する技術的指導及び必要な手続きについて指導します。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を推進するため、来場者等の便益に資する周辺道路や来場者駐車場など、公共施設整備を推進します。

歴史資料などの動産文化財を、諏訪大社下社宝物殿、下諏訪町立諏訪湖博物館・赤彦記念館、下諏訪町立歴史民俗資料館、下諏訪町立今井邦子文学館などで管理し公開しています。今後も案内標識や案内看板の増設を進め、複数の文化財を総合的、有機的に連携して保存活用を図るため、観光振興計画等と連携して案内施設整備を進めます。

(4) 文化財の周辺環境の保存に関する方針

建造物や遺構等の文化財を取り巻く環境については、その景観の保存が特に必要です。このため、文化財と一体となった周辺景観の保存及び良好な形成のため、下諏訪町景観計画と下諏訪町景観条例に基づき景観保全を推進します。

また、文化財と一体となって価値をなす周辺環境を保存するため、樹木の伐採の制限、保存樹木調査と指定を進め、文化財の背景となる里山の環境整備について継続して関係部局と連携します。また、文化財周辺の景観保全のため無電線化を推進します。

(5) 文化財の防災に関する方針

下諏訪町地域防災計画により、諏訪広域消防本部、下諏訪町消防署、下諏訪町消防団及び下諏訪町各区自主防災会は、常時連携して防災訓練等を行っています。特に国指定重要文化財である諏訪大社下社春宮及び秋宮周辺においては、下諏訪町消防署、下諏訪町消防団及び下諏訪町各区自主防災会により文化財の防災対策を念頭に置いた訓練を繰り返し行っており、今後とも連携をもって継続します。

また、大規模地震対策特例措置法に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受け、文化財等の防災対策についても強化していく必要があります。国指定文化財については、放水銃及び自動火災報知器の設置が完了し、今後文化庁の支援を受けてより防災施設の強化が図られる予定ですが、指定建造物の周辺においても防火貯水槽の新設など防火施設の充実などに努めます。県指定の建造物は、町内にありませんが町指定の建造物のうち、下諏訪町所有の建造物については耐震化が完了しており、これ以外の建造物について計画的に耐震診断と防火設備の点検を行い、必要のあるものについては耐震化と防火設備の整備を指導します。

さらに、現在調査中の土砂災害危険箇所について危険箇所の指定を受ける文化財については、危険度に関する個別調査を実施し、その結果に基づき避難マニュアルの作成などのソフ

ト事業の支援を行い、必要に応じて防災施設の整備について長野県と協調して取り組みます。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

現在取り組み中の、子ども体験教室（まが玉づくり、黒曜石の石器づくり）や出前講座、自然観察会に引き続き、平成20年度から新規に文化財講座、文化財見学会などを開催し、体験を通じた文化財の保存及び活用の普及啓発に努めます。また、街かど博物館の運営や登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋ほかを活動拠点とする伏見屋邸サポート倶楽部などの活動、各地区公民館の教養講座など民間主体の文化財活用の普及啓発の支援を継続して行います。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

埋蔵文化財の取り扱いにあたっては、常に長野県と連絡調整を行い、その指導を受けているところですが、今後も同様に密接な連携をもって埋蔵文化財の保護と活用を進めます。

町内には、114件にのぼる埋蔵文化財包蔵地が所在しています。和田峠周辺地には黒曜石石器を中心とした先土器時代の遺跡地が多くあり、山麓（標高800m前後）一体を中心に縄文時代の遺跡地が集中しています。最近では、古代から中世にかけての特徴的な遺物が出土した四王前田遺跡の発掘調査が行われ報告がまとまりつつあります。市街地では多くが包蔵地のエリアと重複し複合して人々が暮らしてきた様子がわかります。中山道・甲州道中の合流する下諏訪宿は中世より集落の形成があったと考えられ、近世の宿制定により整備され現在に至っているところですが、遺構等その範囲について踏査を進めます。これにより町内の埋蔵文化財の踏査は概ね完了する見込みです。

これらの包蔵地に関しては昭和61年発行の「遺跡詳細分布調査報告書」により、土木建設業者に説明会を開催し、開発行為等にあたっては事前の協議を行うよう指導して保護保存に努めています。開発行為等にあたっては、下諏訪町教育委員会及び下諏訪町建設水道課にて確認審査及び指導を行い、開発行為等により遺跡などの不時発見があった場合は緊急調査、保護保存について協議を行うよう指導し、あわせて周辺を含めた一体的な保護保存にもついても対応ができるよう指導します。

また、平成5年から実施中の町内遺跡詳細分布調査事業の調査結果を有効に活用し、計画的に埋蔵文化財発掘調査事業を実施し、出土品については適正な管理と公開に努めます。

(8) 文化財の保存・活用に係る下諏訪町教育委員会の体制と今後の方針

下諏訪町では現在文化財の指定、保存及び活用、又は指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え意見を具申し、そのために必要な調査研究を行うため、下諏訪町文化財保護条例に基づいた歴史、民俗、美術工芸、文学、自然の専門分野の7名の文化財専門委員を委嘱しています。専門的知識経験をお持ちの委員の方々に引き続き助言を頂きながら、教育委員会の主導のもと、文化財の保存及び活用を推進します。専門分野がない文化財の保存活用を行う際には、その内容に応じて長野県文化財審議会委員の指導、助言を頂きます。

また、関連文化財群及び歴史文化保存活用区域の設定に向け広域市町村の連携により調査研究を行います。

(9) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO団体の状況と今後の体制整備の方針

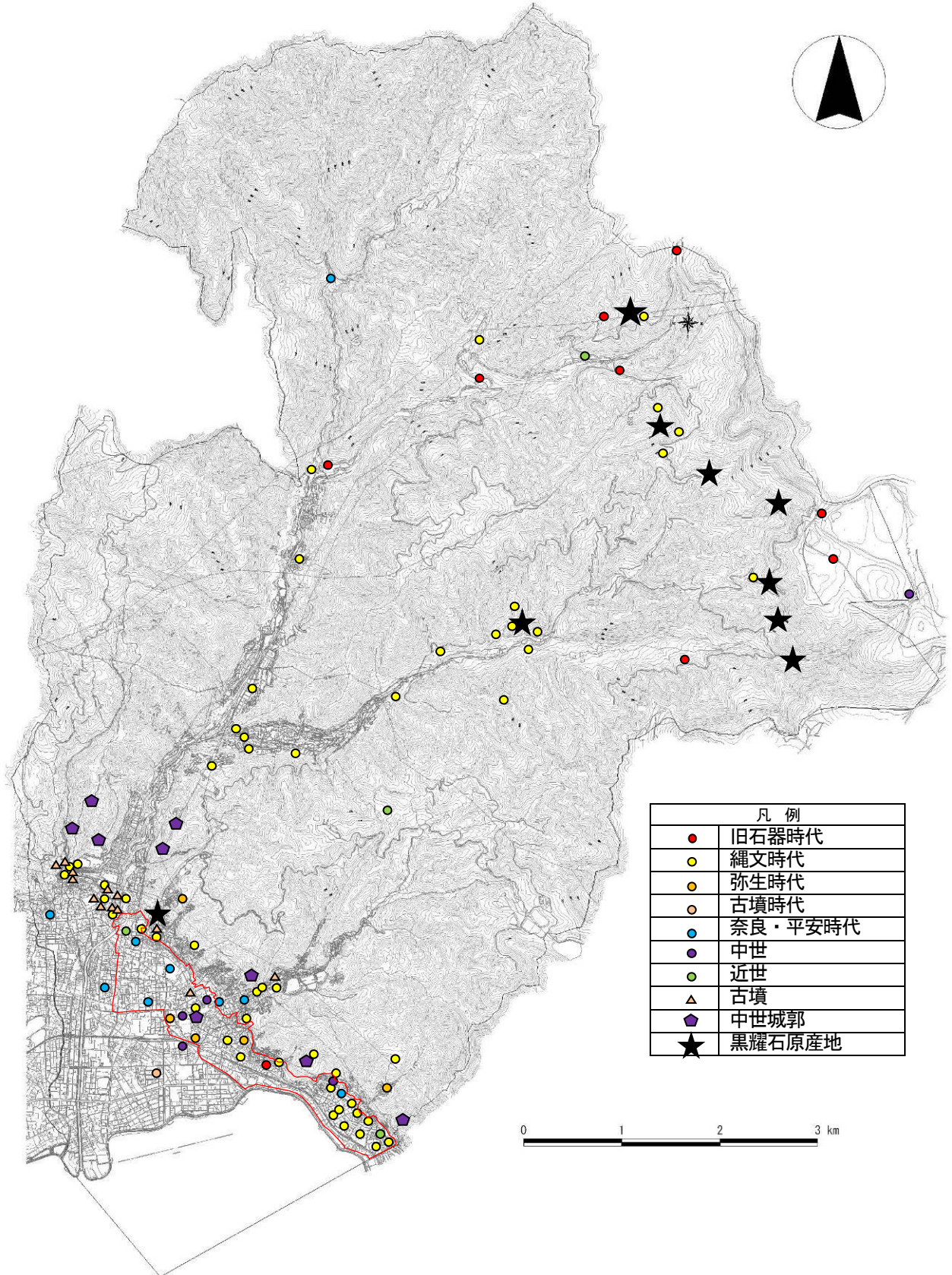
現在文化財の保存及び活用に積極的に取り組んでいただいている団体等は以下のとおりです。

団体等名称	活動拠点	活動の概要
下諏訪宿湯田町まちづくり協議会	今井邦子文学館	下諏訪町立博物館分館である「今井邦子文学館」の維持管理を受託し、日常的な維持管理のほか、中山道の湯の町の歴史について来場者への説明と資料展示を行っている。
下諏訪宿横町木の下まちづくり協議会		家々の歴史を活かしたまちづくりに取り組み、屋号や伝説をツールとして下諏訪宿を全国に発信している。
下諏訪宿立町まちづくり協議会		中山道沿いの面影ある街なみを保全し、行灯を使ったライトアップなどにより地域活性化を図っている。
伏見屋邸サポート倶楽部 ・公益社団法人岡谷市下諏訪町シルバー人材センター ・NPO法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」 ・下諏訪社中学校 (総合学習の時間)	伏見屋邸 (登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋ほか)	旧中山道沿いの築約150年の商家を軸として、歴史的建築物の活用によって地域活性化を進めるため、来館者への説明とおもてなし、各種文化イベントの開催、小中学生の歴史文化体験、中学校の総合学習の時間への協力などを行っている。

下諏訪宿湯田町まちづくり協議会、下諏訪宿横町木の下まちづくり協議会及び下諏訪町立町まちづくり協議会については、下諏訪町建設水道課と密接な連携を持って、地域主体のまちづくりに取り組んでおり、下諏訪町は協議会活動について支援を行っています。また、NPO法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」は下諏訪町チャレンジ支援金により下諏訪町総務課と協働して地域活性化の活動を行っています。

今後、下諏訪町教育こども課が主体となって伝統文化の伝承に係る住民団体及び文化財保護に積極的に取り組む企業などに呼びかけを行い、多様な人々による民公協働の保存・活用が展開されるようPRし、これらの団体と連携して文化財の保存と活用を推進します。

下諏訪町埋蔵文化財分布図



2 重点区域における文化財の保存又は活用に関する計画

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の計画

重点区域には、国指定文化財 2 件、登録有形文化財 3 件、長野県指定文化財 2 件、町指定文化財が 24 件あり、そのうち建造物及び史跡は国指定文化財 1 件、県指定文化財 1 件、町指定文化財が 6 件です。

国指定文化財については、長野県の指導のもと文化財保護法により現状変更及び保存に影響する行為について許可制による規制を行っていますが、個別の文化財の保存管理計画は策定されていないので、今後一層の保護の措置を講ずるため、所有者の理解を得ながら策定に向けて支援を行い、文化財の保存と活用を推進します。

長野県及び下諏訪町の指定文化財については、今後も長野県文化財保護条例及び下諏訪町文化財保護条例に基づき、現状変更及び保存に影響する行為について許可制による規制を適正に行うとともに、住民主体の活用を推進するための支援を行います。

未指定の文化財については、その本質的な価値が認められるものについては、文化財の指定を進め、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定してその保存を図り、住民主体の活用を推進するための支援を行います。

指定文化財や歴史的な建造物のうち、今井邦子文学館、伏見屋邸（登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋ほか）、魁塚などは住民主体の活用が進んでいることが特徴です。さらに住民主体の文化財等の保存・活用の推進を図るため、諏訪大社下社秋宮周辺における下諏訪宿湯田町まちづくり協議会、下諏訪宿横町木の下まちづくり協議会、下諏訪宿立町まちづくり協議会など地域に根ざした住民団体による、歴史を活かしたまちづくりが先駆的に進められている現状に引き続き、下諏訪町その他地域においても地域の歴史や文化財を活用したまちづくりへの取り組みがなされるよう啓発を行い、下諏訪町チャレンジ支援金事業による支援を行います。

また、御柱祭、騎馬行列、道中長持ち、木遣りなどについては当町に特有な民俗文化財ですが、特に騎馬行列については、指導員の認定制度や道具や衣装の調達等について引き続き支援を行い、道中長持ちや木遣りについては、各保存会と連携して下諏訪町青少年健全育成協議会を通じて後継者の育成や伝統技術の伝承が円滑に行われるよう支援します。

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する計画

重点区域内においては、文化財の保存と活用を通じた市街地の活性化を図るため、①国指定文化財については、建造物のさらに良好な保存整備、②その他指定文化財については、伝統文化の円滑な伝承、③未指定文化財については、住民主体の活用の促進を主眼に、文化財の修理と整備を行います。そのため、本計画期間内に、諏訪大社下社における国指定重要文化財6棟及び登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋1棟並びに下諏訪町指定文化財1棟の3件の文化財について保存整備と修復を計画し、これらをその周辺環境も含め総合的に保存・活用して下諏訪町の歴史的な魅力の増大と活力の向上を図ります。

文化財の修理及び整備にあたっては、指定文化財については、引き続き関連法令を遵守した適正な手続きが行われるよう下諏訪町教育委員会が関係機関と連携を図りながら指導にあたります。指定文化財の保存整備について、今後は周辺環境を含めた保存という観点で整備が行われることが課題であるので、関係者の理解を求めながら技術指導を行い、町指定文化財については、必要により下諏訪町文化財保護条例に基づく支援を行います。

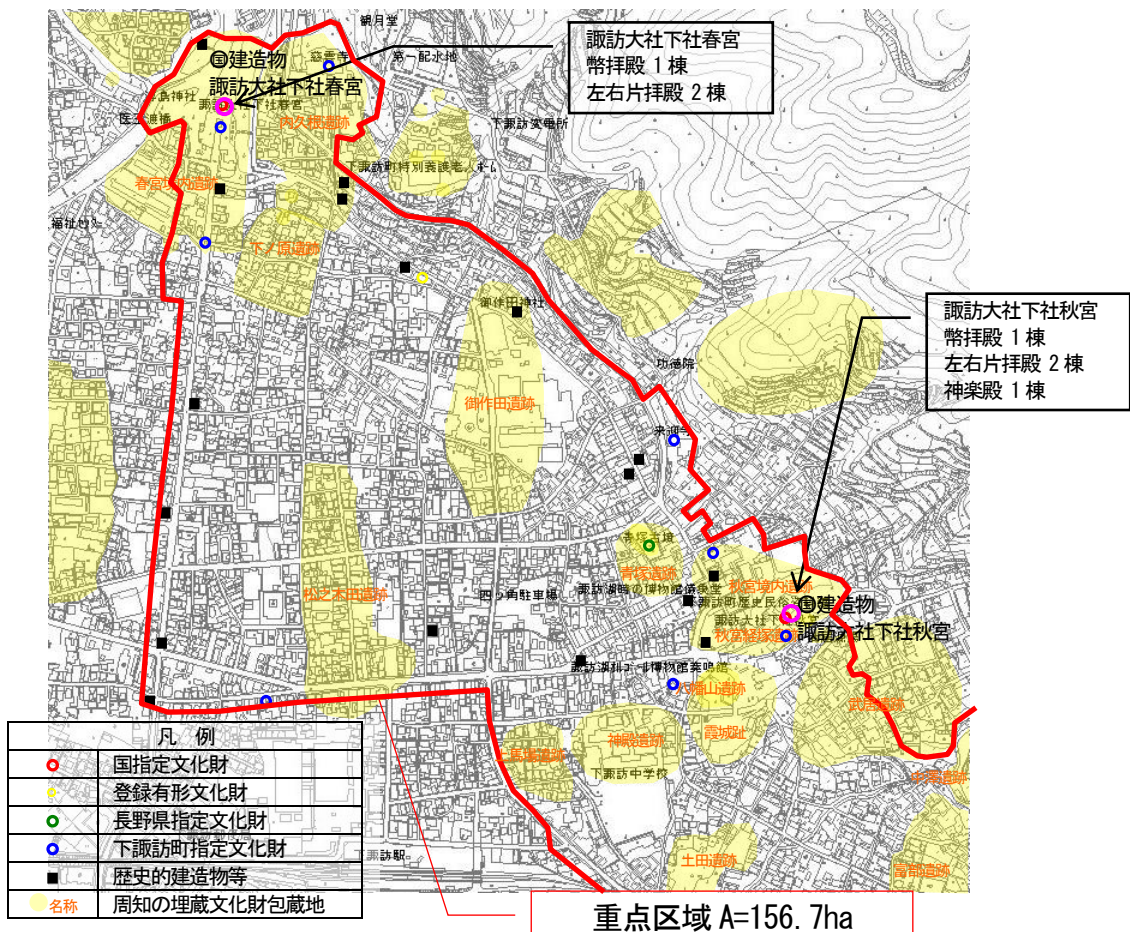
また、歴史的風致の維持向上に特に必要な建造物を整備する場合については、専門家と学芸員の諸調査と歴史的考察を踏まえて歴史まちづくり協議会において復元計画を策定して整備を行います。

① 諏訪大社下社春宮及び秋宮

事業概要

国指定重要文化財である建造物7棟について、良好に保存するために、春宮の3棟について、国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業により保全整備される。

- 諏訪大社下社春宮幣拝殿 1棟 : H20年度～H21年度 屋根葺替及び部分修理
- 諏訪大社下社春宮左右片拝殿 2棟 : H20年度～H21年度 屋根葺替及び部分修理
- 諏訪大社下社秋宮幣拝殿 1棟 : H21年度～H22年度 屋根葺替及び部分修理
- 諏訪大社下社秋宮左右片拝殿 2棟 : H21年度～H23年度 屋根葺替及び部分修理
- 諏訪大社下社秋宮神楽殿 1棟 : H22年度～H23年度 屋根葺替及び部分修理



春宮幣拝殿及び片拝殿



秋宮幣拝殿及び片拝殿



秋宮神楽殿

② 伏見屋邸

事業概要

築約 150 年を経過する伏見屋邸について保存と活用を図るため、平成 20 年度から平成 23 年度にかけて伏見屋邸敷地買収、来場者駐車場敷地買収、1 階復元修理工事をおこなう。

当該建造物は指定文化財でないが、復元にあたっては、下諏訪町歴史まちづくり協議会委員のうち、歴史、民俗、建築の専門家と下諏訪町教育委員会学芸員による改変経過等調査及び耐震診断により復元計画を策定し、歴史まちづくり協議会の意見聴取を経て史実に即した復元が行われるよう事業を行う。2 階部分については、史実調査を踏まえて、平成 25 年から復元整備計画を策定して、復元整備に向けた検討を行う。

当該事業箇所は、国指定重要文化財である諏訪大社下社秋宮と春宮を結ぶ 1.2 km の中山道沿いに位置し、秋宮からは 0.8 km、春宮からは 0.4 km の徒歩圏内であり、事業完了後は体験や交流の場としてより積極的な活用を図るため、企画段階から NPO 団体などと協働して事業を推進し、国指定重要文化財である諏訪大社下社秋宮と春宮を結ぶ中山道沿いの歴史的風致保存の拠点として、また文化財を歩いて巡る際のネットワークの要としたい。

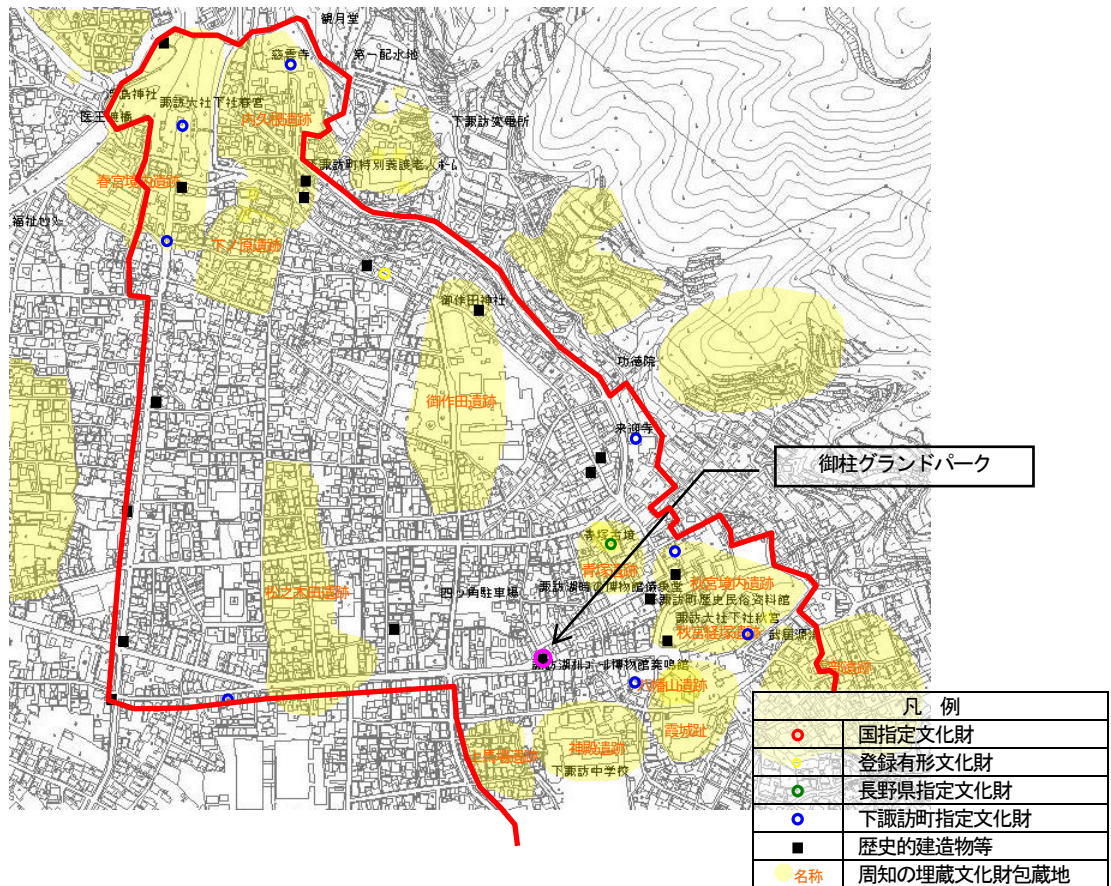


③ 高札場復元事業（御柱グランドパーク）

事業概要

事業予定箇所は、中山道下諏訪宿の入口にあたる歴史的な要所であり、長野県が施工する国道 142 号歩道拡幅工事に合わせ、中山道下諏訪宿の入口にあった高札場を復元し、人々の交流スペースとして整備する。

下諏訪宿の歴史的な成り立ちを象徴する高札場の史実に即した復元により、点在する国指定重要文化財他の文化財を歩いて巡るネットワークの要の一つとなり、文化財を訪れる人々の活動が活性化される。また、事業の実施にあたっては、下諏訪町歴史まちづくり協議会の歴史・民俗・建築史及び建築士の指導のもと地域住民の手による史実調査と復元計画の作成を行うことにより、文化財の保存と活用に関する普及啓発を促進し、下諏訪宿の歴史的な趣を象徴する小公園として整備したい。



現況



整備イメージ図

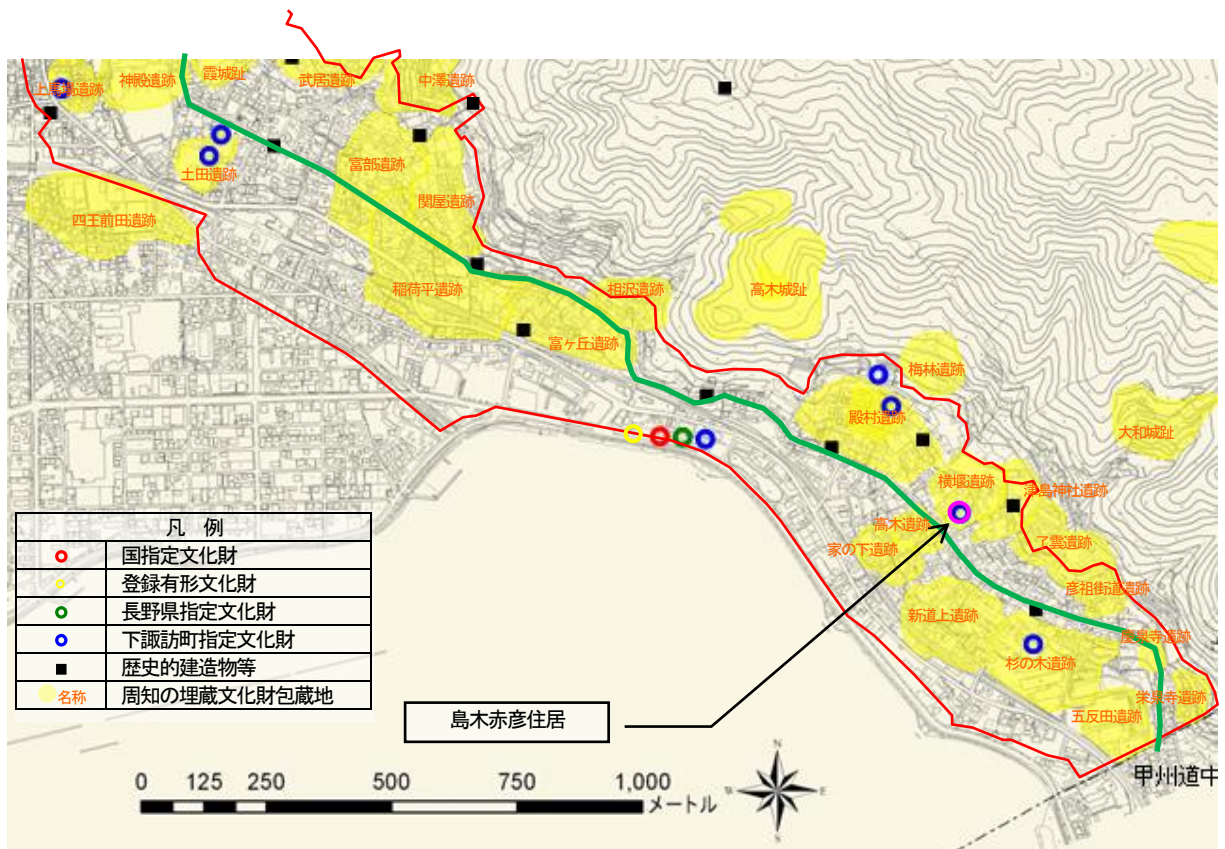
④ 島木赤彦住居復元事業（柿蔭山房）

事業概要

町指定文化財島木赤彦住居（約 191.7 m²）は、文化・文政年間(1804～1829)以前の建築と推定される間口 8 間半、奥行き 5 間半の茅葺き平屋建ての建造物である。母屋及び土蔵は高島藩に仕えた士族久保田家の家であり、地域の歴史的風致である小宮祭の御柱の曳行や道中長持ちの催行の背景となる歴史的建造物である。また、短歌の集団アララギ派のリーダー島木赤彦(1876～1926)本名久保田俊彦が大正 15 年(1926)にこの家で亡くなるまで活動の本拠としたものであり、現在は町が所有して保存管理を行い、短歌による文化活動や干し柿作り体験等の地域の歴史文化を伝承するイベントなどに合わせて随時公開をしている。

この建造物は、主要な構造は建築当時の姿を残しているものの、何回かの茅葺き屋根の葺き替え改修により小屋組など屋根構造が改変されており、町内にも数少ない茅葺き構造を正確に後世に伝えるため、建築士及び民俗に係る文化財専門委員と建築士による史実調査と復元設計を行い、復元修理事業を実施する。平成 25 年度から史実調査に着手し平成 27 年度に事業を完了し、保存管理計画により平成 28 年度から一般公開を予定する。

本事業の実施により、アララギ派歌人島木赤彦と地域の歴史的建造物について普及啓発を推進し、甲州街道沿線地区の歴史文化の保存整備を充実したい。

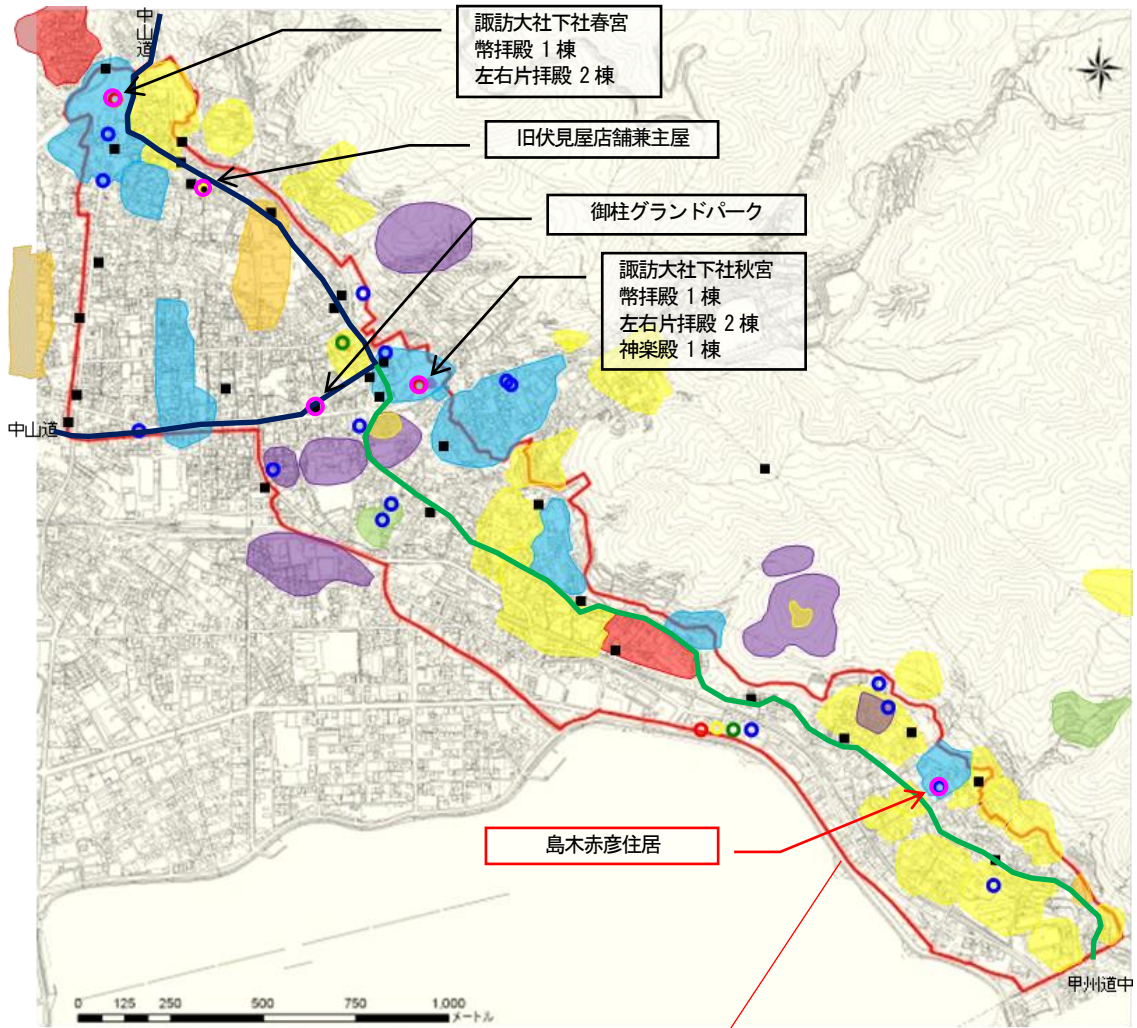


町指定文化財島木赤彦住居(昭和 30 年代)



町指定文化財島木赤彦住居(現在)

文化財の修理（整備を含む）に関する計画位置図



重点区域 A=156.7ha

凡例 (文化財)	
●	国指定文化財
●	登録有形文化財
●	長野県指定文化財
●	下諏訪町指定文化財
■	歴史的建造物等

凡例 (周知の埋蔵文化財包蔵地)	
色塗り	時代区分
■	旧石器
■	縄文
■	弥生
■	古墳
■	奈良・平安
■	中世
■	近世

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設の計画

文化財等を中心とした歴史的風致の維持向上のためには、人々の活動の拠点となる又は活動を支援するための、道路、公園、駐車場などの施設の充実が必要です。

必要と考えられる以下の事項について計画的に整備を進め、良好に維持管理を行います。

小公園緑地の整備

文化財等を中山道及び甲州道中を經由して結ぶネットワーク上のポイントに小公園や緑地を整備します。

御柱グランドパーク、千尋池、ポケットパーク、綿の湯跡等、高木津島公園

道路の整備

重点地区内の歴史的風致をさらに身近に感じられるようなまち歩きができるように、美装化及び歩道拡幅により歩行者に優しい道路整備を進めます。

町道宮街道線（中山道）、町道立町線（中山道）、国道142号ほか

無電柱化

歴史ある街なみ景観を形成するため、道路の無電柱・無電線化を進めます。

町道宮街道線（中山道）、町道立町線（中山道）、国道142号ほか

案内施設の整備

観光旅行者等及び伝統文化の後継者に歴史的建造物を中心とした私たちの歴史的風致を伝えるため、観光振興計画と整合を図って案内看板等及び案内施設の整備を行います。

歩行者用案内看板の設置、下諏訪観光協会との協働

展示施設の整備

文化財を公開、保存する施設については、バリアフリー化などにより活用の促進を図ります。

今井邦子文学館、島木赤彦住居

有形民俗文化財等の動産文化財の保存と展示

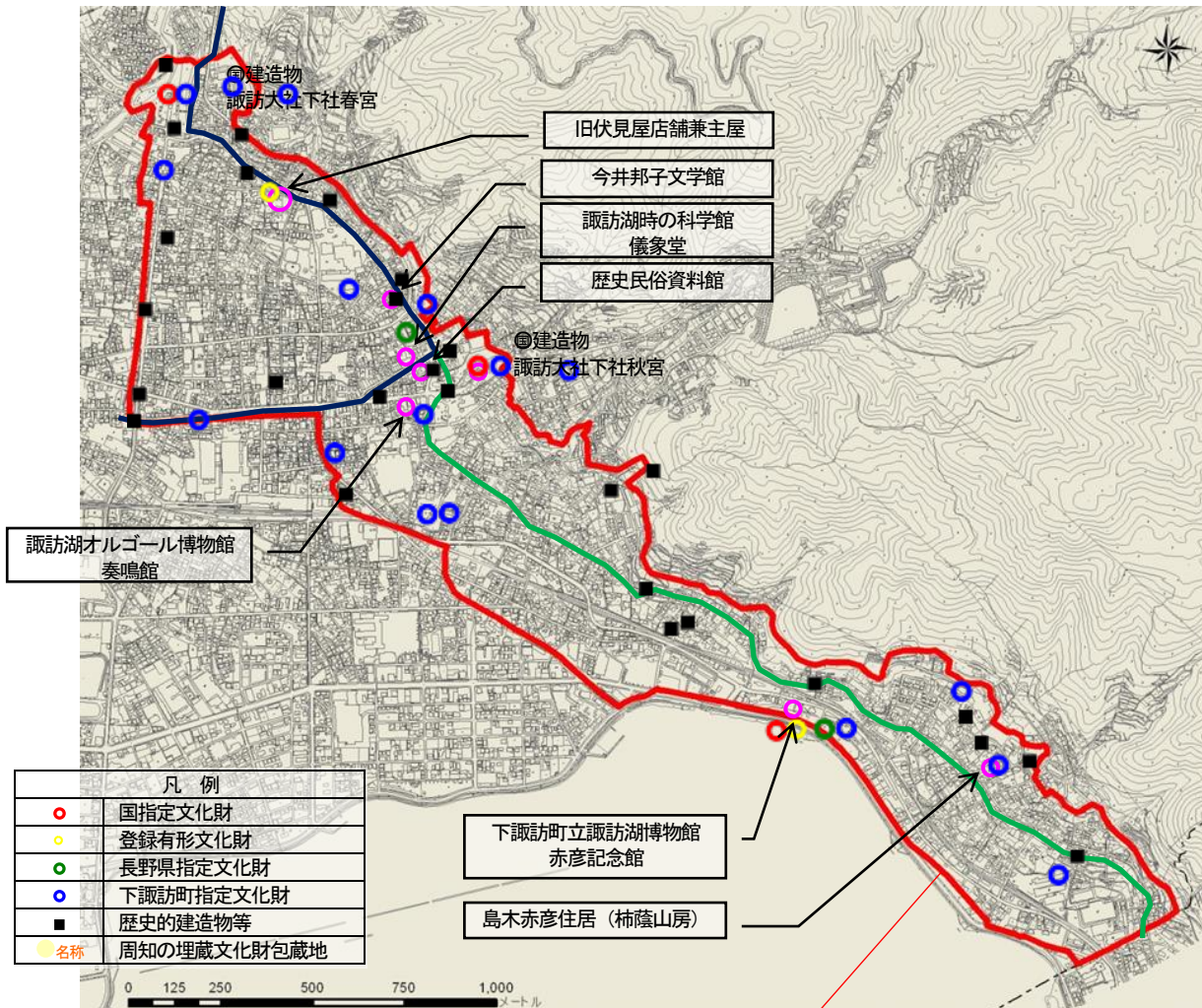
民俗文化を良好に伝承するため、所有者の理解を得られた動産文化財について、引き続き展示公開を行い、良好に保存・活用するため、既存施設を有効利用します。

下諏訪町今井邦子文学館、下諏訪町歴史民俗資料館、街かど博物館

重点区域内においては、有形民俗文化財などを保存し、展示している公共施設は6施設あります。

下諏訪町歴史民俗資料館、今井邦子文学館については、今後とも地域住民による親しみやすい営業を継続します。諏訪湖時の科学館儀象堂および諏訪湖オルゴール博物館奏鳴館については、指定管理者制度による運営を継続します。

文化財の保存・活用を行うための施設（展示施設など）



重点区域 A=156.7ha

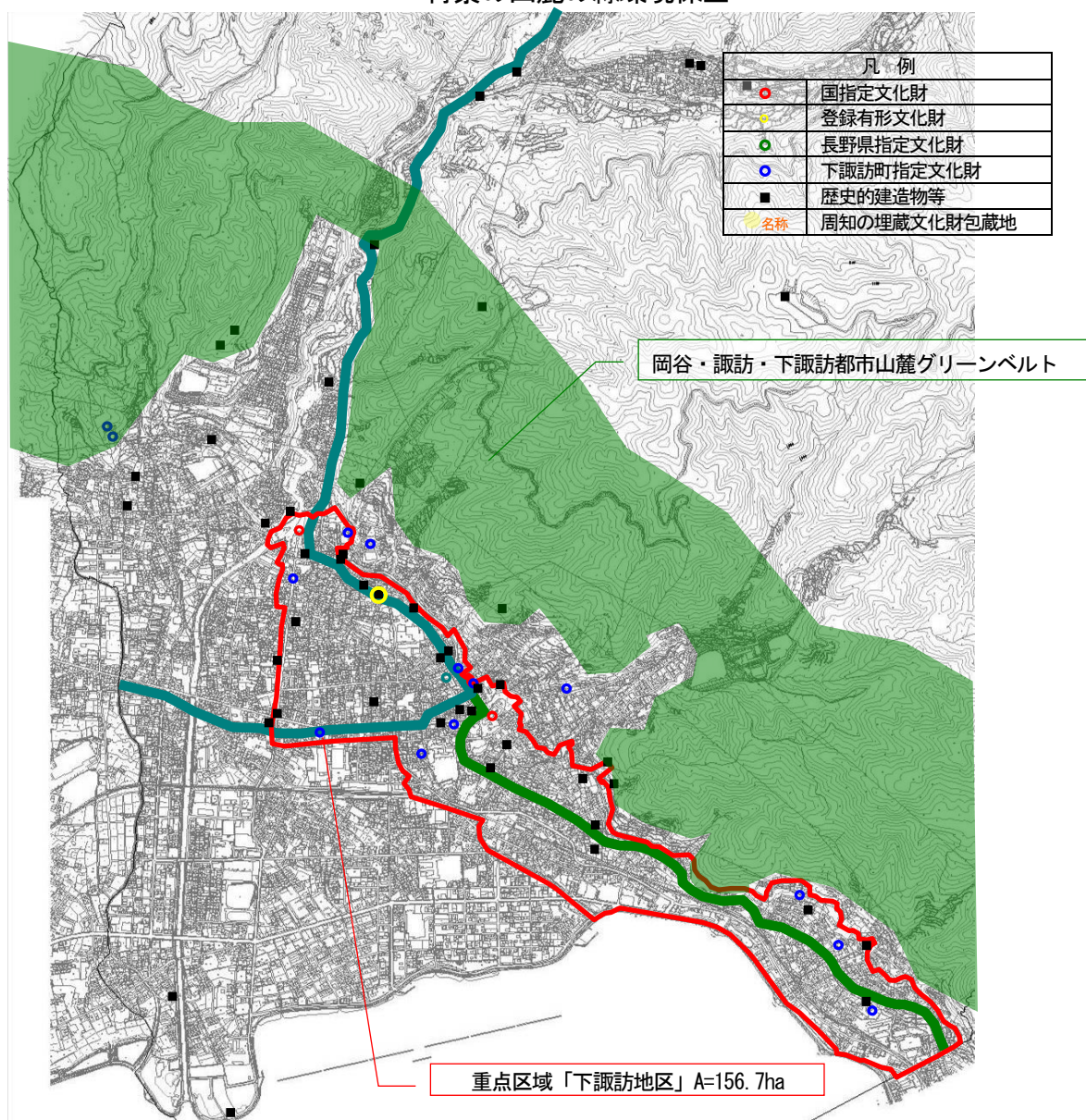
(4) 文化財の周辺環境の保存に関する計画

重点区域内の指定文化財及び歴史的に価値のあると認められる建造物等の周辺区域については、文化財を核としてその周辺環境を一体として保存するために、教育委員会部局とまちづくり部局が連携して施策を講じるとともに、周辺に暮らす方々、文化財を訪れる方々に、文化財とその周辺環境の保存の大切さについて理解を頂けるよう啓発し、文化的に豊かな住環境の整備を促進します。このために、景観条例の制定による屋外広告物などの規制、まちづくり要綱による竹木の伐採等の規制、下諏訪町教育委員会の実施する文化財巡りなどを行います。

また、下諏訪町は多くの文化財や歴史的建造物が緑の山並みを背景として存在しています。この景観を保全するため、長野県が策定した岡谷・諏訪・下諏訪都市山麓グリーンベルト構想に基づき、市街地に面した山麓斜面をグリーンベルトの範囲において、一連の樹林帯等の緑地として保全・再生・創出し、重点区域の北側周辺山麓の緑環境を保全します。

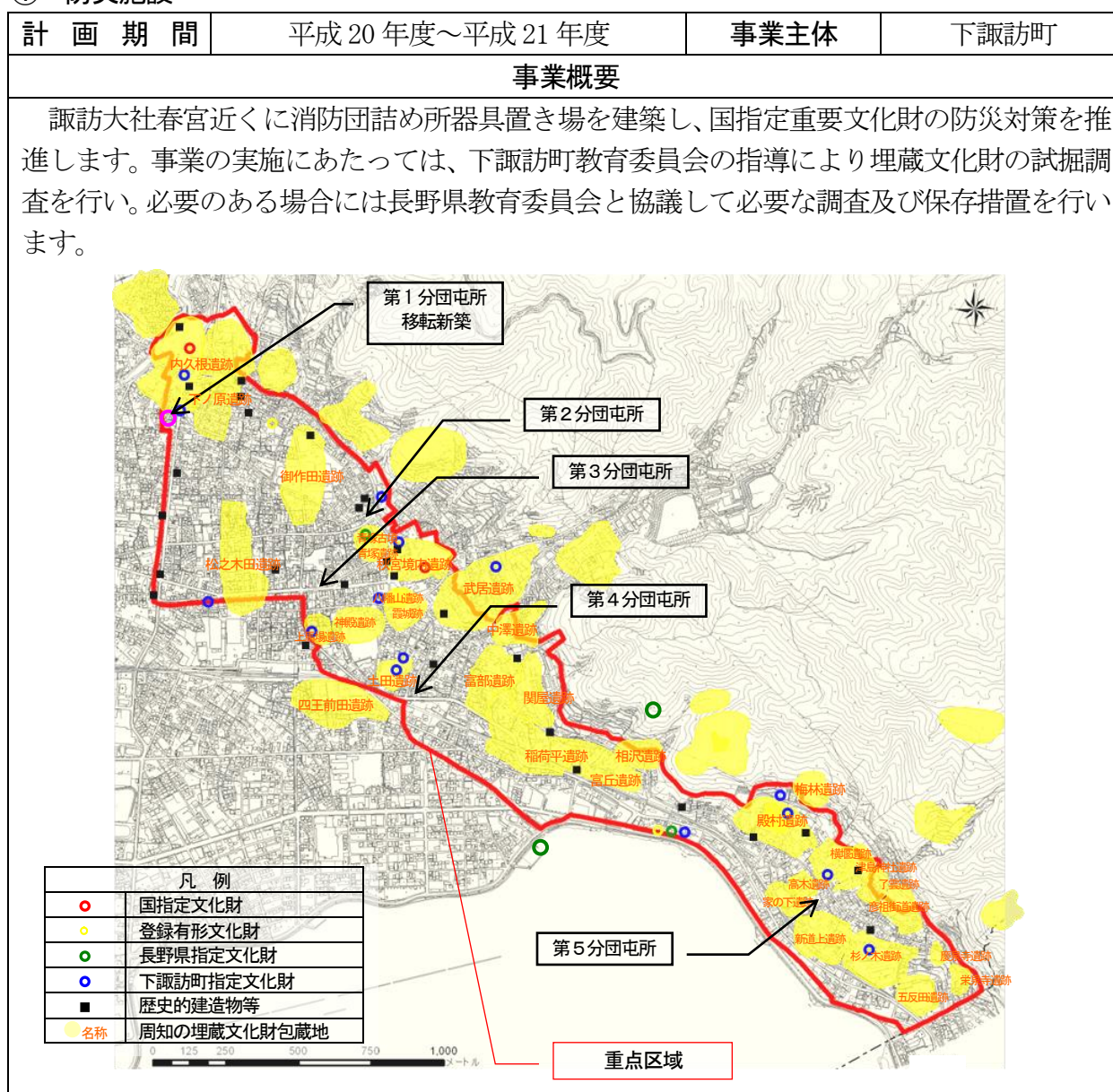
また、国指定重要文化財である諏訪大社下社秋宮及び春宮については、社叢について町指定天然記念物とし、諏訪大社により神域として良好に保存されていますが、下諏訪町の特徴的な文化である御柱祭に用いられる御柱が1世紀の時を経て育つ山間部について、現在行われている住民主体の育林作業を継続して支援していきます。

背景の山麓の緑環境保全



(5) 文化財の防災に関する計画

① 防災施設



国指定重要文化財の諏訪大社下社春宮及び秋宮においては、諏訪大社が平成20年度から行っている、国宝重要文化財等保存整備事業にあわせて防火設備の改修を行います。

これらの防火対策と平行して、地震ハザードマップの整備結果に沿って、秋宮及び春宮周辺において、耐震性防火水槽の設置と防災器具置き場の設置について検討します。

また、長野県が行う土砂災害防止法に基づく区域指定にあわせて、土砂災害に対する文化財等の防災対策について検討を行い、必要な防災施設及び設備について整備計画を策定し、土砂災害に備え、下諏訪町地域防災計画に基づく体制の整備を行います。

これらの施設整備のほか、下諏訪町地域防災計画により、諏訪広域消防本部、下諏訪町消防署、下諏訪町消防団及び下諏訪町各区自主防災会は、常時連携して防災訓練等を行っています。特に国指定重要文化財である諏訪大社下社春宮及び秋宮周辺においては、下諏訪町消防署、下諏訪町消防団及び下諏訪町各区自主防災会により文化財の防災対策を念頭に置いた訓練を繰り返し行っており、今後とも連携をもって継続します。また、下諏訪町教育委員会が行う年2回の文化財パトロールにおいて、防災施設の定時点検をします。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する計画

歴史的風致の維持向上及び文化財の普及啓発のため、平成22年度から下諏訪町立博物館の主催により「歴史的風致みてある記」を年に2回程度開催し、文化財を巡る街歩きと解説を行います。さらに、教育委員会職員などが地域へ出かけて生涯学習のための講演を行う「出前講座」において、文化財の保存及び活用について普及啓発を図ります。現状のメニューにおいて「下諏訪宿と幕末のできごと」については特に重点区域内に関連の深いテーマで、人気の高いメニューでもあります。「出前講座」のメニューや内容は地域の実情にあわせて柔軟に対応しており、今後も引き続きこれらの講座において文化財の保存及び活用の普及啓発を図ります。また、文化財講座等、文化財に関するメニュー及び文化財の保存活用に関するメニューを今後随時追加して、利用の促進を図ります。

また、現在取り組み中の、まが玉づくりや黒曜石の石器づくりなどの子ども体験教室等の体験型学習による文化財活用の普及啓発を進めます。

さらに、観光ボランティアガイドによる文化財ツアー、伏見屋邸における中学生のワークショップなど民間の主催による文化財活用の活動に今後とも必要な支援を行います。

「出前講座」のうち文化財に関するメニュー
島木赤彦の生涯
今井邦子の生涯
下諏訪宿と幕末のできごと
諏訪湖の漁業
諏訪湖でのスケートの歴史
下駄スケートからスラップまで
ふしぎな石ー黒曜石ー
生活用具にみる人々の暮らし ～明治時代～ (子供向け)
古文書の学び方
諏訪湖のなりたち



「出前講座」

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する計画

重点区域内は、古代においては県史跡青塚遺跡、中世では諏訪神社関係の遺跡が多数存在し、中でも諏訪神社大祝の居館である神殿遺跡は重要であり、その建物址の一部も発掘されるなど、先史時代から近世にかけての重要な遺跡が密集しており、先史時代から中世にかけての遺跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定済みであり、今後はその保存活用を図るとともに、発掘調査の出土品等については適切に保存し、公開活用します。また、重点区域内の中山道・甲州道中の合流する下諏訪宿は中世より集落の形成があったと考えられ、近世の宿制定により整備され現在に至っているところです。遺構等その範囲について踏査を進め、埋蔵文化財包蔵地として指定していきます。

さらに、道路や小公園などの歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、埋蔵文化財の調査と保存に万全を期して事業を実施します。この際発掘調査見学会や体験会の開催など、地域住民と協働して文化財に関する普及啓発を図ります。施設整備において新たな埋蔵文化財が発見された場合は、長野県教育委員会及び下諏訪町教育委員会と迅速に連絡調整を行って保護保存の措置をとり、連携して調査等を実施します。

(8) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO団体等各種団体の状況及び今後の体制整備の計画

現在文化財の保存及び活用に積極的に取り組んでいただいている団体等は以下のとおりです。下諏訪宿湯田町まちづくり協議会、下諏訪宿横町木の下まちづくり協議会、下諏訪宿立町まちづくり協議会については、協議会活動補助金により住民主体の歴史を活かしたまちづくりを支援します。また、NPO 法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」については、必要に応じて下諏訪町チャレンジ支援金制度により歴史的建築物を活用した活性化事業を支援します。

今後も引き続き、騎馬保存会等の伝統文化伝承の主体となる団体について、衣装や道具の整備に必要な支援を行います。

このほか、下諏訪町の進める民公協働の理念に沿って、文化財等の管理団体の組織化と育成を計画的に行います。

団体等名称	活動拠点	活動の概要
下諏訪宿湯田町まちづくり協議会	今井邦子文学館	下諏訪町立博物館分館である「今井邦子文学館」の維持管理を受託し、日常的な維持管理のほか、中山道の湯の町の歴史について来場者への説明と資料展示を行っている。
下諏訪宿横町木の下まちづくり協議会		家々の歴史を活かしたまちづくりに取り組み、屋号や伝説をツールとして下諏訪宿を全国に発信している。
下諏訪宿立町まちづくり協議会		中山道沿いの面影ある街なみを保全し、行灯を使ったライトアップなどにより地域活性化を図っている。
伏見屋邸サポート倶楽部 ・公益社団法人岡谷下諏訪シルバー人材センター ・NPO 法人「匠の町しもすわあきないプロジェクト」 ・下諏訪社中学校 (総合学習の時間)	伏見屋邸 (登録有形文化財旧伏見屋店舗兼主屋)	旧中山道沿いの築150年の商家を軸として、歴史的建築物の活用によって地域活性化を進めるため、来館者への説明とおもてなし、各種文化イベントの開催、小中学生の歴史文化体験、中学校の総合学習の時間への協力などを行っている。

また、次世代の文化財保存及び伝承の人材育成のため、引き続き子供体験教室など若年層を対象とした啓発活動を実施します。

第2編 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針

① 小公園緑地の整備又は管理に関する方針

文化財等の周辺における歴史的風致の維持向上のため、小公園緑地の整備にあたっては、文化財等の周辺環境の保存のための緩衝帯の整備及び伝統文化を担う人々の活動を活性化するためのオープンスペースの提供を目的とし、地域住民と協働で整備計画を立案して整備にあたることとします。

利用にあたっては、住民が主体となって組織された管理団体に維持管理を委託するなどにより、住民主体の企画運営によってその活用が促進されるよう民公協働の理念に基づいた管理を行います。

② 道路又は公共駐車場の整備又は管理に関する方針

歴史的町並み景観の保全及び良好な景観形成などの市街地環境の保全のため、道路の整備にあたっては、街なみ景観の保全形成をその目的として景観形成に資するための美装化及び無電柱を推進します。また、歴史的資産を核とした文化財ネットワークの構築のため、バリアフリー化などによる周遊環境の整備により点在する文化財のネットワーク化を推進します。管理にあたっては、歴史的風致の維持及び向上を図ることを主眼とした道路管理を行います。

公共駐車場については、文化財周辺への流入車両抑制のため、案内システムの改良などの適切な管理を行います。

③ 案内施設の整備又は管理に関する方針

歴史的資産を核とした文化財ネットワークの構築のため、案内施設の整備にあたっては、点在する文化財のネットワーク化を推進し回遊性を向上させること及び来訪者や伝統文化を受け継ぐ後継者へ文化財の保存と活用を普及啓発することを目的としてユニバーサルデザインの導入と文化財等に関する案内の充実を図ります。また、管理にあたっては情報の適切な更新などの管理を行います。

④ 建造物の復元、修理又は管理に関する方針

文化財をはじめとした歴史的建造物の良好な保存整備を進めるため、建造物の復元にあたっては、下諏訪町歴史まちづくり協議会の歴史・民俗・建築の専門家の指導のもと史実の調査と復元計画の策定を行い、歴史的事実に沿った復元整備を行います。

建造物の修理にあたっては、法令及び本計画の指針に基づいた適正な手続きを行い、保存と活用の推進のための整備を行います。管理にあたっては、民公協働の理念に基づき管理団体と協働して実施し、広く一般に公開するとともに体験教室や文化財講座、文化財見学会などの開催により文化財の利用を促進します。

(1) 小公園緑地の整備

① 小公園整備事業

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成20年度～令和4年度

【事業の概要】

諏訪大社門前に位置する条件を活かして、地域住民と観光客の憩いと交流の場となるよう5箇所の小公園の整備を行い、諏訪大社及びまちづくり団体等と民公協働による維持管理を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

綿の湯跡は、湯玉伝説に伝えられるように下諏訪温泉の期限と歴史を象徴する場所であり、中山道と甲州道中が合流する追分けの地点でもあり、また下諏訪宿の間屋場の跡地でもあるが、現在は駐車場として利用されている現状であり歴史的風致を阻害しているため、地域の固有の歴史を伝える人々の憩いの場として再整備することにより、歴史的風致の大きな向上が見込まれる。

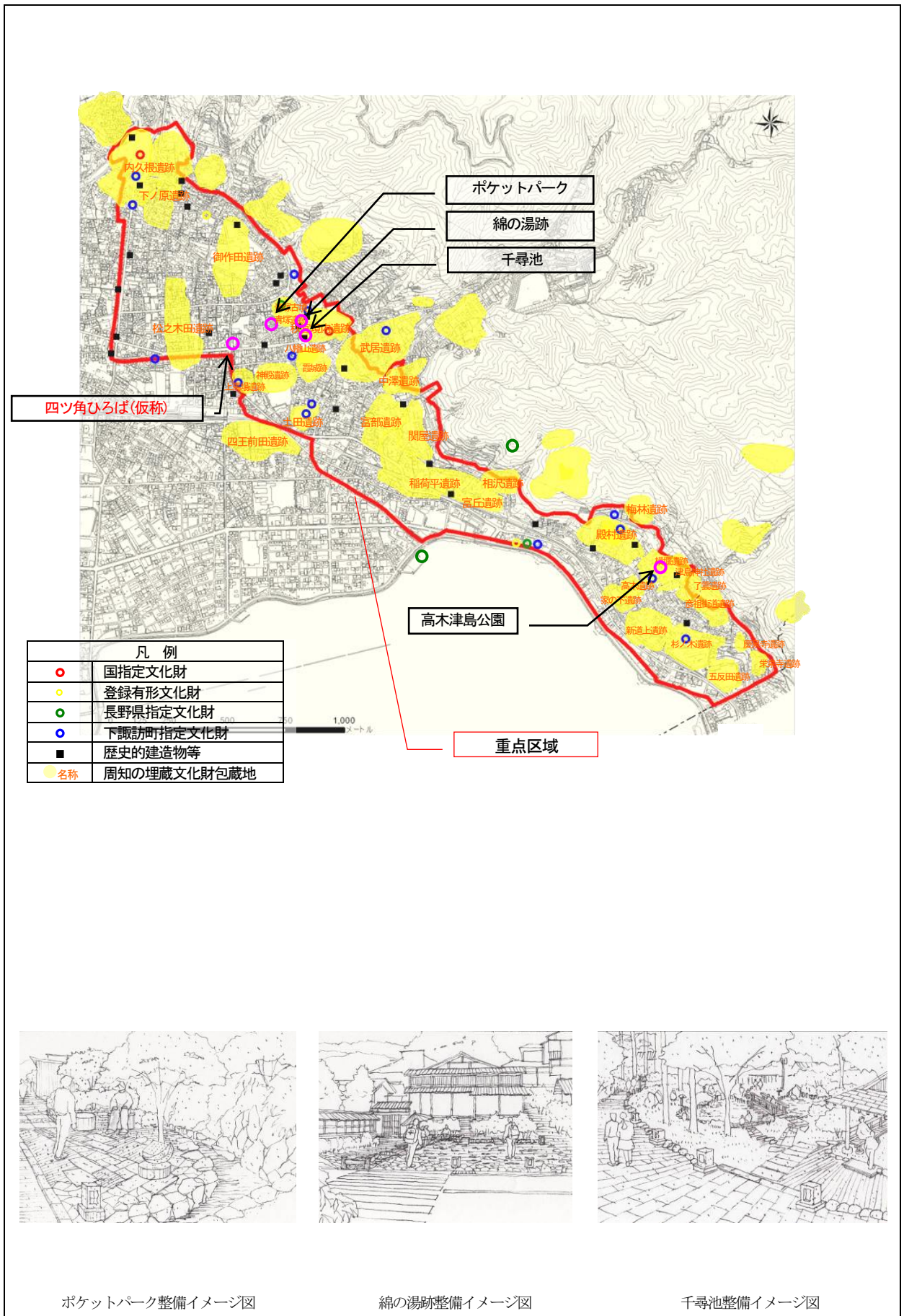
ポケットパークは、上水道の整備されていない時代においては、井戸として地域住民の生活用水をまかなっていた場所であり、市街地においては希少なゲンジボタルの生息地であり地域の住民に大切に保存されている。中山道下諏訪宿の用水の歴史を伝え、動植物の生息環境も良好に保全しながら地域住民の憩いと活動の場を整備することにより、民俗文化が伝承され、また地域住民の活動が活性化されることが見込まれる。

千尋池は、国指定重要文化財銅印（印文「賣神祝印（めがみほうりのいん）」）が発見されたとも伝えられ、諏訪大社下社秋宮門前の重要な場所である。人々で賑わう市街地と秋宮の神聖な御神域との緩衝帯として整備することにより、諏訪大社下社秋宮の国指定重要文化財である4棟の建造物の周辺環境が保存され、諏訪大社に関する歴史的風致の維持向上に大きく寄与する。

高木津島公園は、隣接する津島神社を中心とした道中長持ちの歴史的風致や小宮祭の歴史的風致に係る地域の人々の営みの拠点とするとともに、土石流危険渓流の下流域の文化財の防災のための土石流の減衰機能を兼備することにより、下流に位置する町指定文化財島木赤彦住居ほかの防災が図られ、歴史的風致の向上に寄与する。

四ツ角ひろば（仮称）は、国道20号と諏訪大社秋宮へ続く大社通りの交点に位置し、また電車等を利用した来訪者にとっても諏訪大社秋宮の門前として下諏訪町の顔となる場所であり、この区域を小公園として整備することで観光客をもてなす玄関口となり、周辺の街なみを中山道と甲州道中の宿場町、下諏訪温泉のいで湯の町として大きく印象付けることができるため歴史的風致の維持向上に寄与する。

この5箇所の小公園について、歴史と文化財の周辺環境といったそれぞれの特徴と国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮周辺に位置する条件を活かして、人々の活動の場を提供することにより歴史的風致の維持向上が見込まれる。



(2) 道路の整備

① 道路美装化事業（下諏訪宿周辺地区）

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

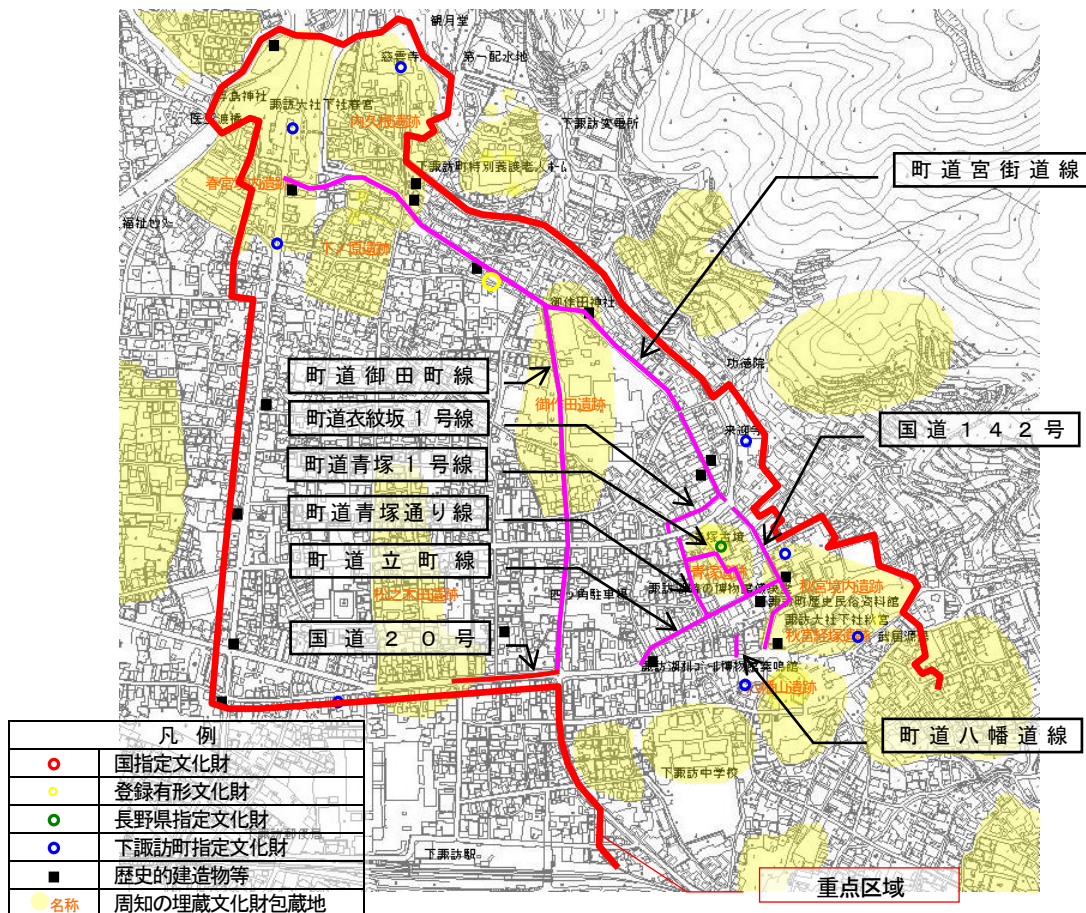
【事業期間】 平成20年度～令和4年度

【事業の概要】

旧中山道及び周辺道路9路線について、歩行者通行帯の舗装グレードアップ等により、視覚的な歩車分離による歴史的街なみ景観の整備を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

国道142号の一部、町道立町線及び町道宮街道線は江戸五街道の中山道と重複しており、かつては旅人の往来があった路線であり、現在も街道巡りの来訪者が多い路線である。また、下諏訪町の歴史文化を色濃く残す路地の散策を楽しむ人々も多く見られ、町道横内道線、町道立町1号線などの車両の通行のない道路については石畳の舗装によりうるおいのある道路空間の整備を進めてきたところであるが、引き続いて中山道下諏訪宿の歴史的な経過を持つ路線について、歩行者空間の確保に考慮した舗装のグレードアップにより、多くの人々が歩いて下諏訪宿の歴史的な趣を楽しめるよう道路の美装化を進め、文化財等を巡って歩きやすい環境と、人々が心地よく活動できる街なみが整備され、国指定重要文化財諏訪大社秋宮、県指定史跡青塚古墳、下諏訪町立歴史民族資料館等の歴史的建造物の活用が促進され、歴史的風致の維持向上に寄与する。





町道宮街道線整備イメージ図



国道142号整備イメージ図



町道立町線イメージ図

② 道路美装化事業（諏訪大社下社春宮周辺地区）

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

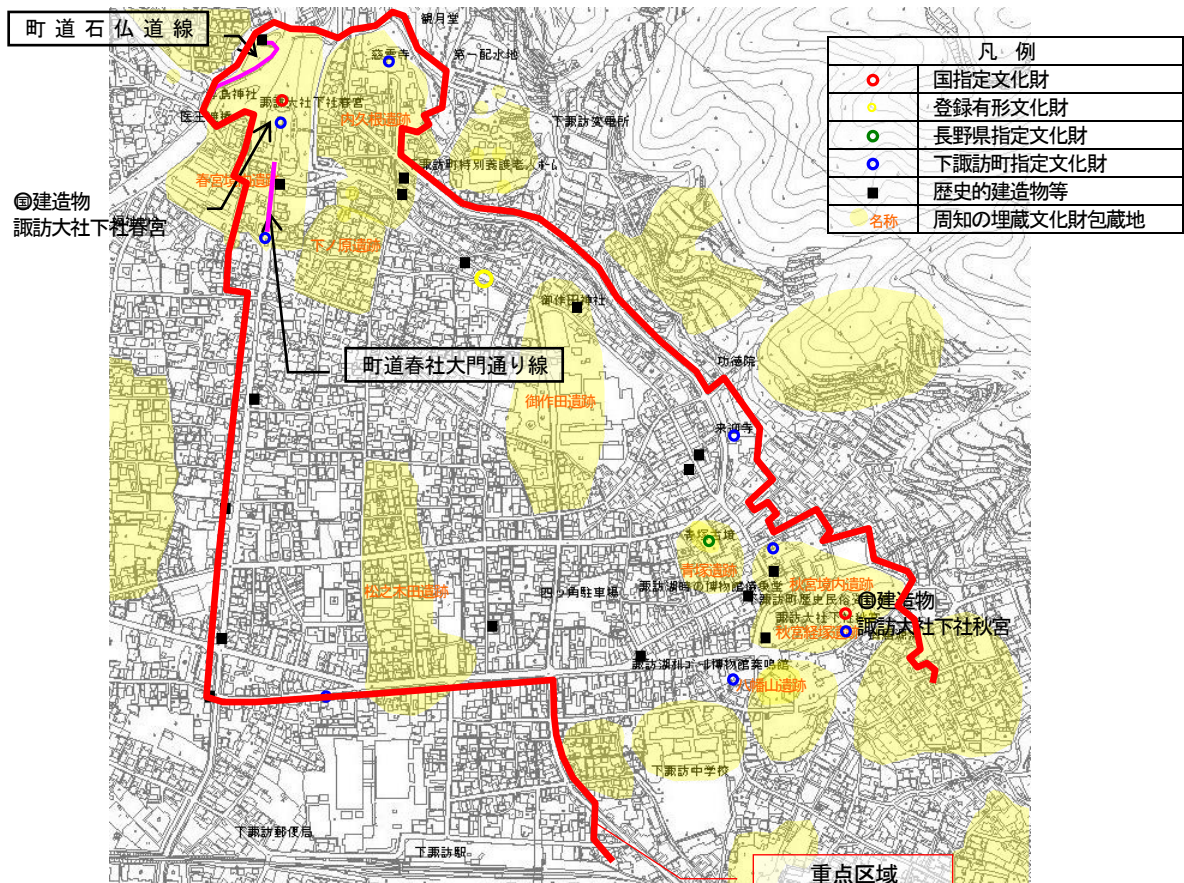
【事業期間】 平成23年度～令和4年度

【事業の概要】

国指定重要文化財諏訪大社下社春宮と万治の石仏を連絡する町道及び町指定文化財春宮下馬橋に隣接する町道の美装化により、周辺の周遊環境を整備する。

【歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

町道石仏道線は、町指定文化財万治の石仏へ連絡する通路であるが未舗装の道路のため文化財の活用に支障が生じている。町道春社大門通り線は国指定文化財諏訪大社下社春宮幣拝殿他の文化財を連絡する門前の参道であり、これら路線の通行環境を整備することにより、国指定重要文化財諏訪大社下社春宮周辺において、文化財や歴史的建造物巡りなどの散策回遊性が促進され、より活発な人々の交流と活動及び文化財等の活用促進が期待される。



(3) 無電柱・無電線化

① 無電柱化推進事業

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成20年度～令和4年度

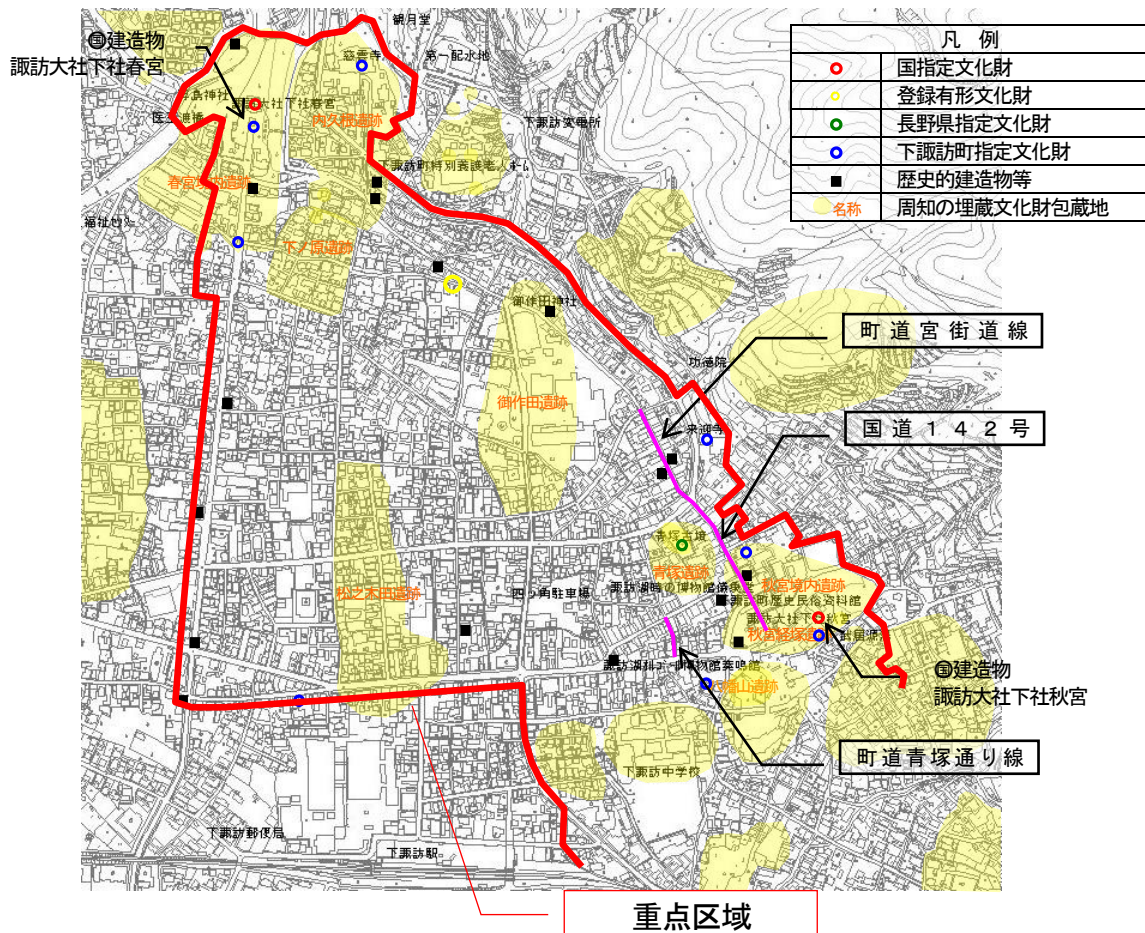
【事業の概要】

旧中山道、旧甲州街道等の路線について、裏配線、片寄せ配線などの手法により、沿線の電柱の移転を行い、信州の山並みを背景とした街なみ景観を整備する。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

下諏訪宿の区域においては、間口が狭いという宿場の敷地割りの特徴から道路上に設置された電柱があり、上空の架線は信州の山並み景観を大きく阻害している。

住民主体の景観を主題とした街なみ環境整備が進められるなか、無電線化により中山道とその周辺における歴史的街なみ景観形成がより促進され、歴史的風致の構成要素である良好な市街地環境が整備されることにより、歴史的風致の向上が図られる。



(4) 案内施設の整備

① 案内施設整備事業（諏訪大社下社周辺地区）

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

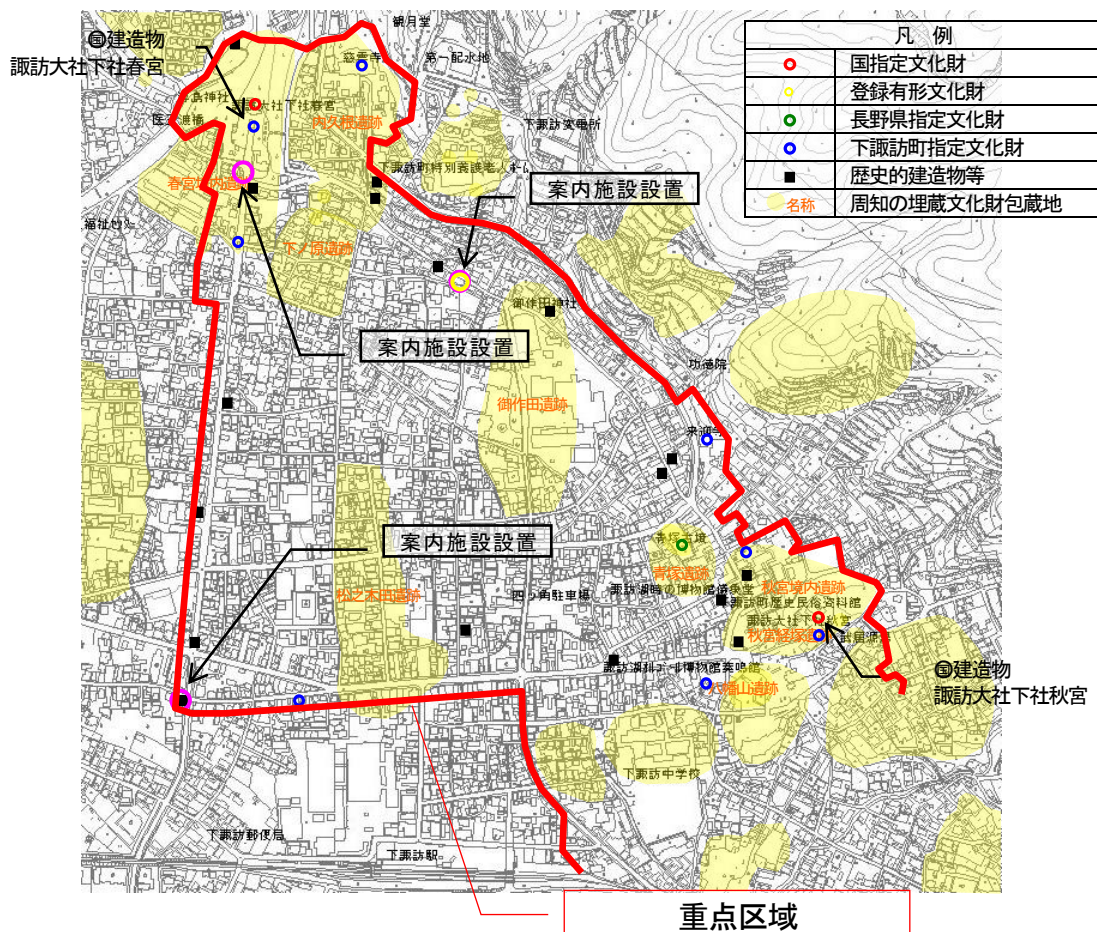
【事業期間】 平成24年度～令和4年度

【事業の概要】

町内の次世代を担う世代や観光旅行者等に、町内の歴史的風致の要素を有機的に伝え、それぞれを訪ね歩くことによって下諏訪町の歴史的風致を体験できるよう、案内施設の整備を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

文化財や歴史的建造物を連絡するコースを御柱祭や御舟祭りなどの伝統文化の通り道と重ね合わせて物語性のある周遊路を提案することにより、点在する文化財を有機的に連携させ、文化財等を徒歩で回遊しやすい環境整備を行い、伝統文化を受け継ぐ後継者への啓発を図り、人々の活動を活性化することにより歴史的風致の向上が図られる。



② 案内施設整備事業（三角八丁地区）

【整備主体】 下諏訪町

【活用する支援事業の名称】 長野県地域発元気づくり支援事業

【事業期間】 平成20年度

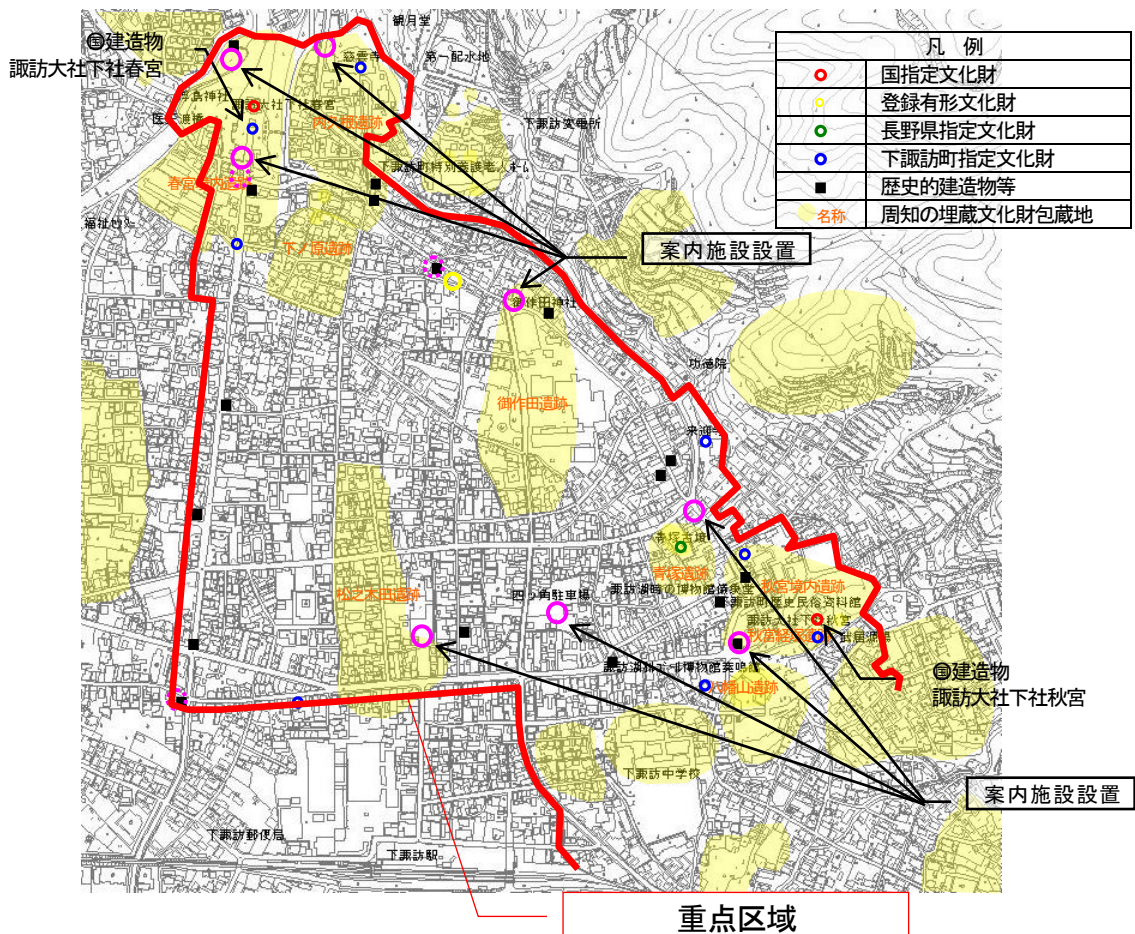
【事業の概要】

諏訪大社下社周辺地区において、歴史資源を活かしながら、住民と下諏訪町が協働してまち歩きによる魅力ある観光地づくりを推進するため案内看板を設置する。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

文化財や歴史的建造物及びお祭りの催行路を巡る物語性のある周遊路を住民との協働事業によって協議して提案することにより、多くの人々が文化財等の認識を深めることにより、文化財等の保存と活用についてより広く理解がされると見込まれる。

また、点在する文化財を有機的に連携させ、文化財等を徒歩で回遊しやすい環境整備を行い、伝統文化を受け継ぐ後継者への啓発を図り、人々の活動を活性化して歴史的風致の維持向上を図る。



③ 案内施設整備事業（富部高木地区）

【整備主体】 下諏訪町

【活用する支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

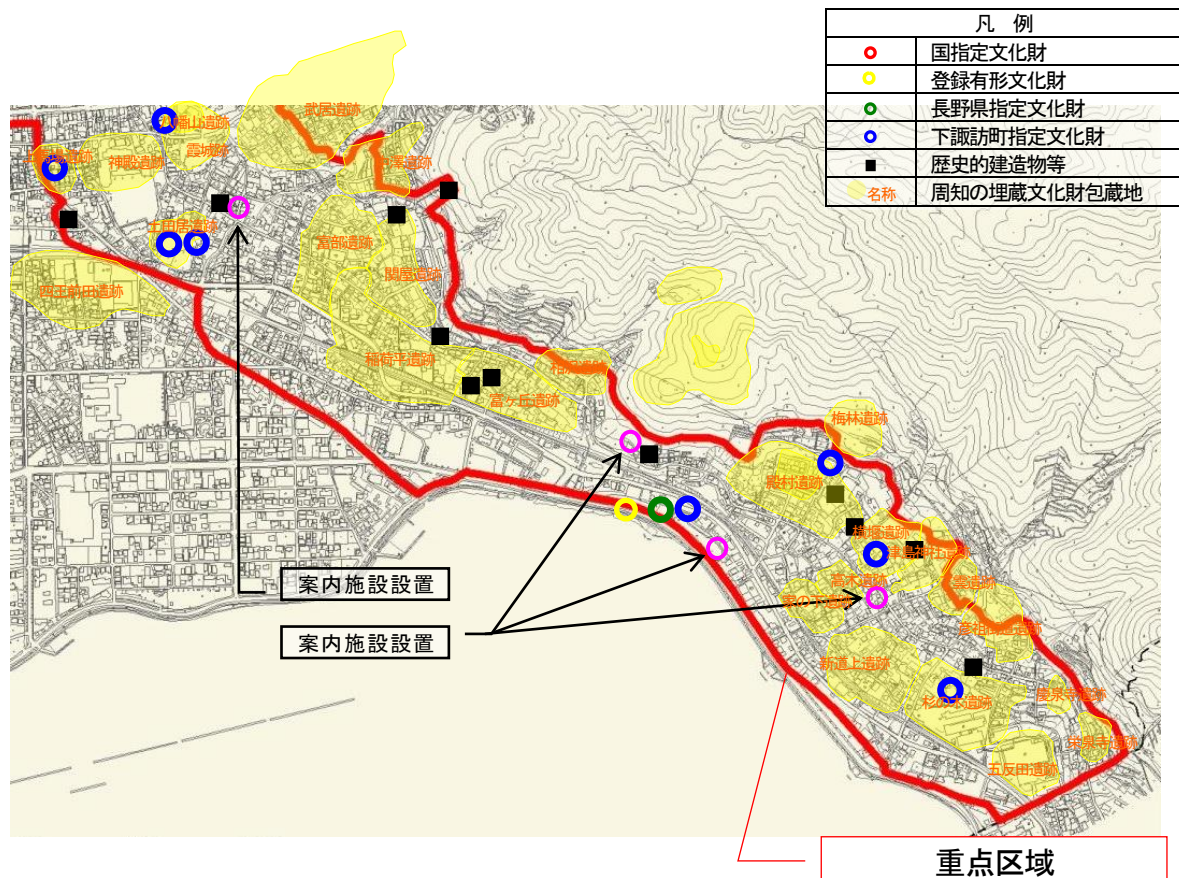
【事業期間】 平成25年度～令和4年度

【事業の概要】

富部高木地区において、点在する歴史資源を有機的に活かしながら、住民と下諏訪町が協働してまち歩きによる魅力ある地域づくりを推進するため案内看板を設置する。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

道中長持ちの歴史的風致や小宮祭の歴史的風致に見られる伝統文化の通り道と、点在する文化財や歴史的建造物を案内看板などにより有機的に連携させ、文化財等を徒歩で回遊しやすい環境整備を行い、地域の伝統文化を受け継ぐ後継者への啓発を図り、人々の活動を活性化することにより歴史的風致の向上が図られる。



(5) 建造物の復元修理

① 高札場復元事業（御柱グランドパーク）

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

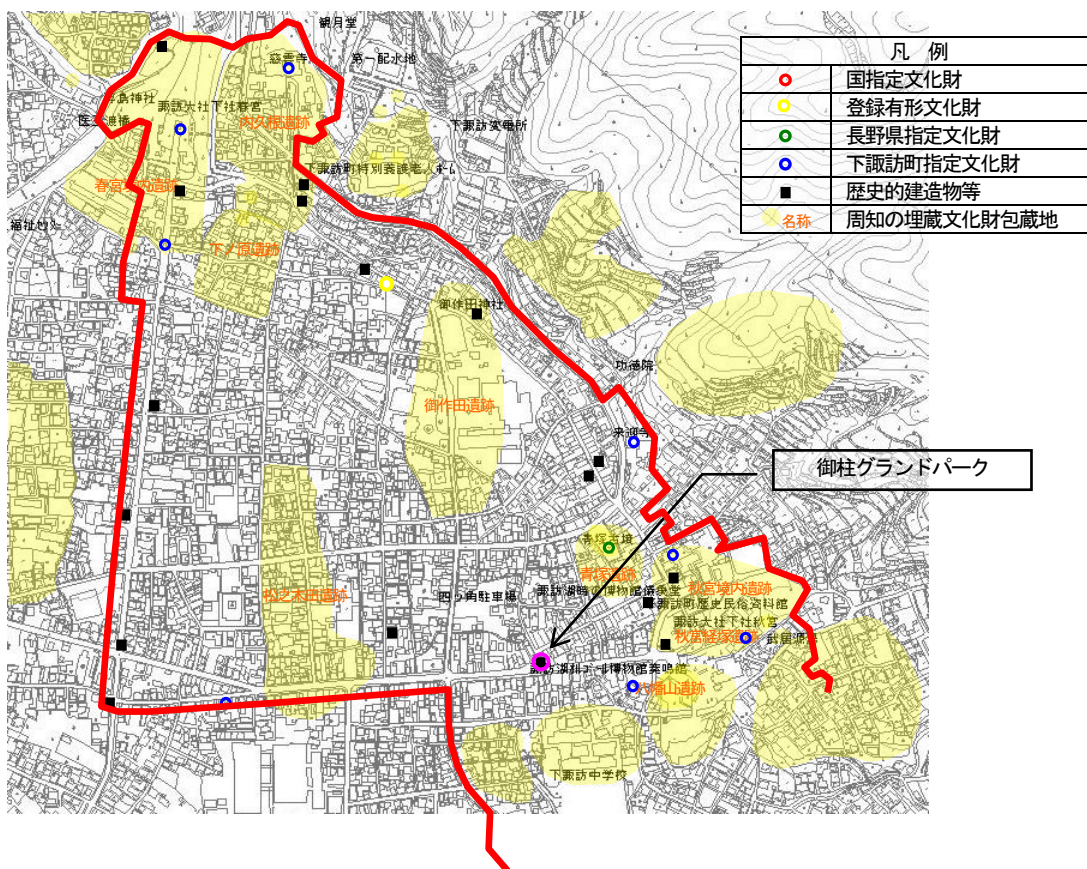
【事業期間】 平成 20 年度～平成 29 年度

【事業の概要】

長野県が施工する国道 142 号歩道拡幅工事に合わせ、中山道下諏訪宿の入口にあった高札場を復元し、地区住民と観光客の交流スペースとして整備する。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

事業予定箇所は、中山道下諏訪宿の入口にあたる歴史的な要所であり、下諏訪宿の歴史的な成り立ちを象徴する高札場の史実に即した復元により、点在する国指定重要文化財他の文化財を歩いて巡るネットワークの要の一つとなり、文化財を訪れる人々の活動が活性化される。また、事業の実施にあたっては、下諏訪町歴史まちづくり協議会の歴史・民俗・建築史及び建築士の専門家の指導のもと地域住民の手による史実調査と復元計画の作成を行うことにより、文化財の保存と活用に関する普及啓発が促進され、歴史的風致が維持向上されると見込まれる。



現況



整備イメージ図

② 伏見屋邸復元修理事業

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】 平成20年度～平成22年度

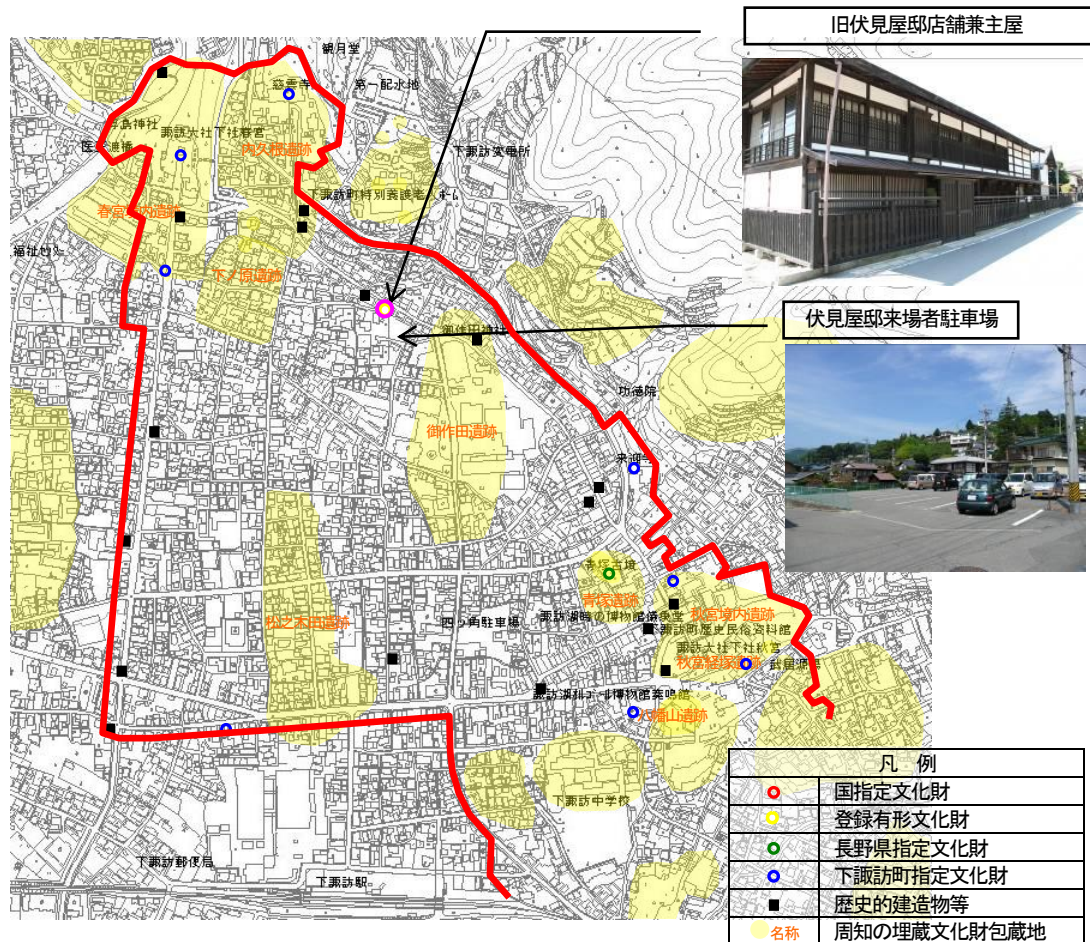
【事業の概要】

築約150年を経過する旧伏見屋店舗兼主屋について保存と活用を図るため、平成20年度から平成22年度にかけて伏見屋邸敷地買収、来場者駐車場敷地買収、復元修理工事をおこなう。

当該建造物の、復元にあたっては、下諏訪町歴史まちづくり協議会委員のうち、歴史、民俗、建築の専門家と下諏訪町教育委員会学芸員による改変経過等調査及び耐震診断により復元計画を策定し、歴史まちづくり協議会の意見聴取を経て史実に即した復元が行われるよう事業を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

当該事業箇所は、国指定重要文化財である諏訪大社下社秋宮と春宮を結ぶ1.2kmの中山道沿いに位置し、秋宮からは0.8km、春宮からは0.4kmの徒歩圏内であり、文化財を歩いて巡るネットワークの要の一つとなり、文化財を訪れる人々の活動が活性化される。事業完了後は体験や交流の場としてより積極的な活用を図るため、企画段階からNPO団体などと協働して事業を推進することにより、文化財の保存と活用が推進される。これらにより、諏訪大社下社秋宮と春宮を結ぶ中山道沿いの歴史的風致保存の拠点として、また文化財を歩いて巡る際のネットワークの要として歴史的風致の維持向上に寄与すると見込まれる。



③ 島木赤彦住居復元修理事業

【整備主体】 下諏訪町

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

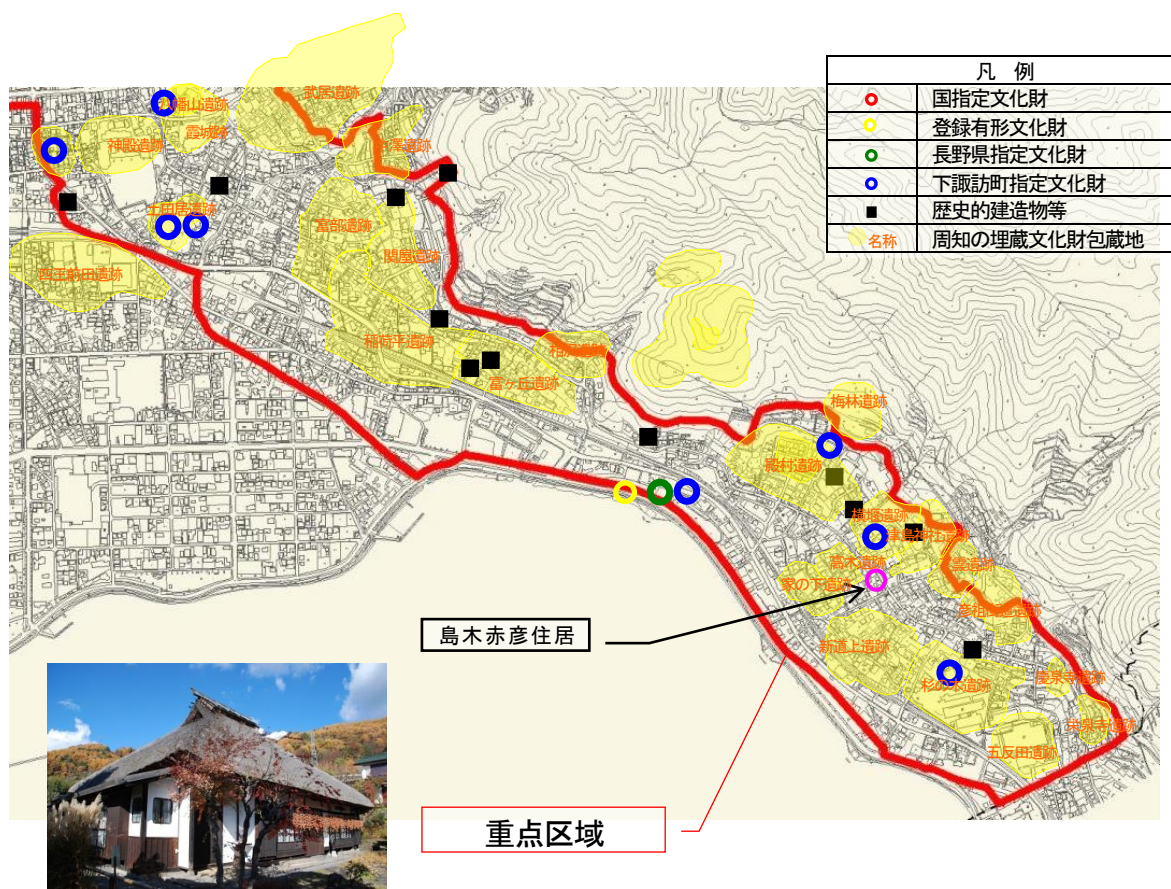
【事業期間】 平成 25 年度～平成 27 年度

【事業の概要】

文化・文政年間(1804～1829)の建築と推定される町指定文化財島木赤彦住居（約 191.7 m²）は、下諏訪町内において数少ない茅葺きの建造物であり、主要な構造は建築当時の姿を残しているものの、何回かの茅葺き屋根の葺き替え改修により小屋組など屋根構造が改変されており、町内にも数少ない茅葺き構造を正確に後世に伝えるため、建築士及び民俗に係る文化財専門委員と建築士による史実調査と復元設計を行い、復元修理事業を実施する。平成 25 年度から史実調査に着手し平成 27 年度に事業を完了する。

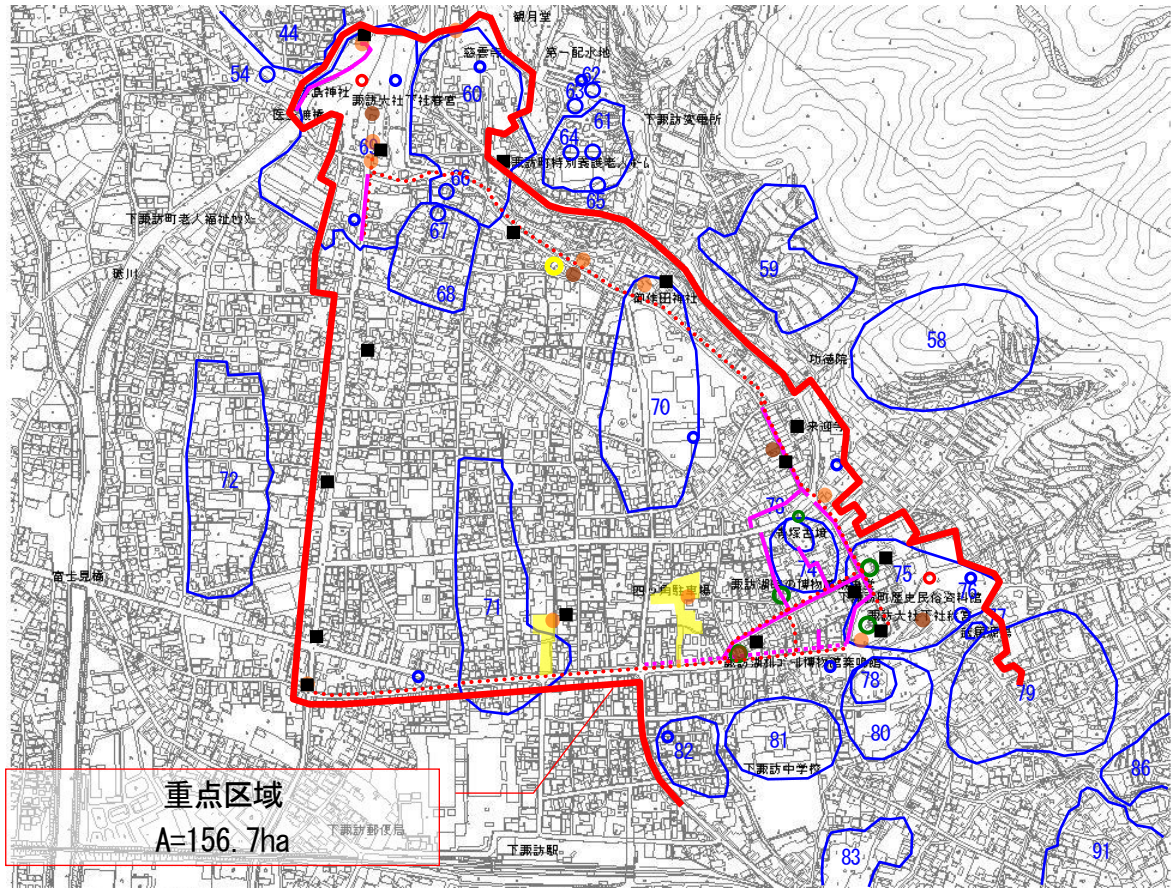
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由】

事業予定箇所は、富部高木地区における道中長持ちの歴史的風致や小宮祭の歴史的風致が特に色濃く残されている地区であり、当該建造物は地域の伝統文化である干し柿作り体験による干し柿が茅葺き屋根の軒に吊されるなど甲州道中沿線地域の歴史的景観の主要要素にもなっており、史実に即した復元と活用により、地域の歴史文化を伝承する拠点となるとともに、点在する地域の文化財を歩いて巡るネットワークの要の一つとなり、文化財を訪れる人々の活動が活性化され、地域の歴史的風致がさらに維持向上されると見込まれる。



町指定文化財島木赤彦住居現況

歴史的風致維持向上施設計画と遺跡分布図(三角八丁地区)



番号	名称	番号	名称
44	小田野駒形遺跡	71	松之木田遺跡
54	大祝邸古墳	72	福の神遺跡
58	桜城址	73	青塚古墳
59	御田林遺跡	74	青塚遺跡
60	内久根遺跡	75	秋宮境内遺跡
61	天白遺跡	76	秋宮経塚遺跡
62	ジジ穴古墳	77	柵宜垣外遺跡
63	ババ穴古墳	78	八幡山遺跡
64	天白古墳	79	武居遺跡
65	天白東下古墳	80	霞城址
66	石窟古墳	81	神殿遺跡
67	下原釜石古墳	82	上馬場遺跡
68	下ノ原遺跡	83	土田遺跡
69	春宮境内遺跡	86	中澤遺跡
70	御作田遺跡	91	富部遺跡

凡例	
○	国指定文化財
●	登録有形文化財
○	長野県指定文化財
○	下諏訪町指定文化財
■	歴史的建造物等
○	小公園整備
—	道路美化
---	歩道拡幅
---	無電柱化
■	公共駐車場管理
○	案内看板設置
○	建造物の復元、修理

歴史的風致維持向上施設計画と遺跡分布図(富部高木地区)



番号	名称	番号	名称
78	八幡山遺跡	98	高木城北遺跡
79	武居遺跡	99	殿村遺跡
80	霞城址	100	梅林遺跡
81	神殿遺跡	101	横堰遺跡
82	上馬場遺跡	102	津島神社遺跡
83	土田遺跡	103	高木遺跡
84	四王前田遺跡	104	家の下遺跡
86	中澤遺跡	105	了雲遺跡
91	富部遺跡	106	彦祖街道遺跡
92	関屋遺跡	107	新道上遺跡
93	稻荷平遺跡	108	杉ノ木遺跡
94	富ヶ丘遺跡	109	五反田遺跡
95	相沢遺跡	110	慶泉寺跡
96	相沢窪遺跡	111	栄泉寺遺跡
97	高木城址		

凡例	
○	国指定文化財
●	登録有形文化財
●	長野県指定文化財
●	下諏訪町指定文化財
■	歴史的建造物等
○	小公園整備
—	道路美化
...	歩道拡幅
...	無電柱化
■	公共駐車場管理
●	案内看板設置
●	建造物の復元、修理

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第1節 歴史的風致形成建造物の指定の要件

1 法令等により歴史的価値のあると認められている建造物

下諏訪町は、法令等により歴史的文化的価値のあると認められている下記の建造物及び歴史的風致の形成に深く関与する建造物のうち、重点区域内に位置する建造物であって、本計画の推進に必要かつ重要な建造物について、「歴史的風致形成建造物」を指定します。

指定の対象は、建造物の他、歴史的な価値が高いと認められる遺跡及びこれらと一体となって構成される門柵塀などの構造物を含むものとします。

また、重点区域内の諏訪大社下社建造物等の重要文化財又は中山道甲州道中等の歴史的要素との関係性を有し、かつ下諏訪町の伝統文化等の人々の活動と密接な関連を持つものとします。

指定にあたっては、建造物の所有者及び管理者の意見を尊重したうえで、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条各項の規定に基づいた手続きを行います。

○ 重点区域内に位置し法令等により歴史的文化的価値のあると認められている建造物

種別	指定年月日	名称	員数	所有者 (管理者)	所在地ほか
長野県指定文化財					
建造物	該当無し				
町指定文化財					
建造物		諏訪大社下社春宮下馬橋（諏訪大社下社所有）	ほか3件		
遺跡		魁塚（相楽塚）（下諏訪町所有）	ほか3件		

2 法令等による指定のない建造物

法令等に指定のない建造物等については、以下の条件により歴史的風致形成建造物に指定します。

指定にあたっては、建造物の所有者及び管理者の意見を尊重したうえで、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条各項の規定に基づいた手続きを行います。

歴史的風致形成建造物の指定条件

- ① 重点区域内に位置すること
- ② 昭和16年（1941）以前に建築された建造物であること
- ③ 建築物の場合は、その意匠が下諏訪宿に見られた往事の建築様式又は寺社建築様式であること
- ④ 歴史性、地域性、希少性が特に高く、下諏訪町の歴史風致の形成に深く関与すると判断され、その保存と活用が必要と認められる建造物等であること
- ⑤ 下諏訪町がその管理に関する権原を有する、または取得する見込みの確実であること等により広く一般に公開が可能なもの

第2節 歴史的風致形成建造物の指定の予定

1 歴史的風致の形成に深く関与する建造物の候補

名称と写真	所有者 (管理者)	所在地	備考
伏見屋邸 	下諏訪町	下諏訪町東町下 521-1	平成21年4月16日指定
万治の石仏 	下諏訪町	下諏訪町東山田社 6914 先	
歴史民俗資料館 	下諏訪町	下諏訪町立町 3530-1	
島木赤彦住居 	下諏訪町	下諏訪町北高木 9180	

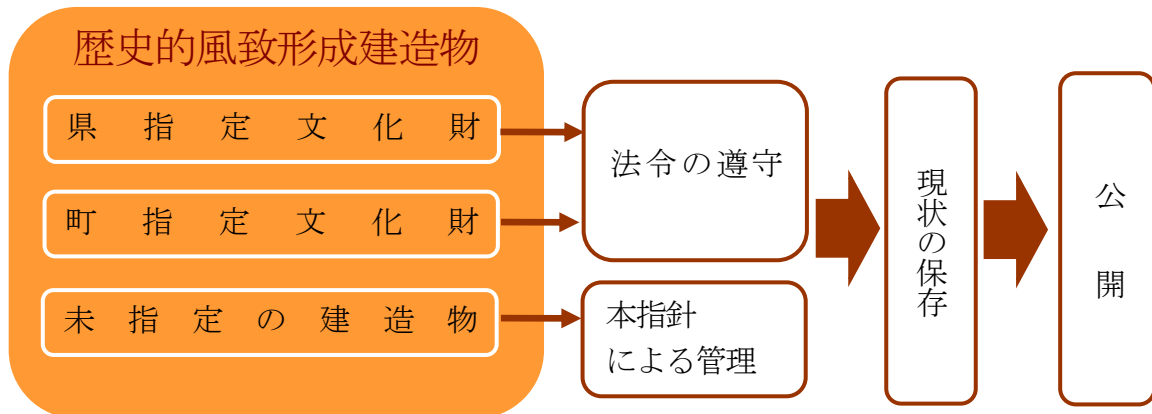
2 文化財指定予定の建造物等

将来において下諏訪町の文化財指定が見込まれる歴史的建造物については、その歴史的価値について事前に適切な調査を行い、その保存が図られるよう、専門の者の意見を聞きながら、技術的な助言を行います。

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

第1節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の管理にあたっては、長野県文化財保護条例、下諏訪町文化財保護条例等法令による文化財の指定を受けたものについては、当該法令の趣旨を遵守して行うものとし、その公開に配慮することとします。さらに、県及び町指定の文化財については外観及び内部の現状保存に特に努めることとします。



また、法令による文化財の指定のない歴史的風致形成建造物の維持管理にあたっては以下のことを遵守することとします。

- (1) 歴史的風致形成建造物の所有者並びに管理者は、建造物の良好な状態での保存と公開に努めなければならない。なお、公開にあたっては外観のみでなく、可能な範囲で内部の公開も行うことに努めるものとする
- (2) 歴史的風致形成建造物の所有者は、別に管理者または管理団体を選任する場合は下諏訪町教育委員会と協議し、届出ることとする。
- (3) 歴史的風致形成建造物の所有者並びに管理者は建造物の外部及び内部の意匠を変更しようとする場合は、事前に下諏訪町教育委員会の許可を得ること、なお、日常の清掃、補修、修繕に係るものはこの限りでない。
- (4) 歴史的風致形成建造物の日常の清掃、補修、修繕に係る経費は所有者並びに管理者の負担とする。
- (5) 歴史的風致形成建造物の所有者に変更があった場合は、すみやかに下諏訪町教育委員会へ届け出ることとする。
- (6) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とします。
 - (1) 長野県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県宝については、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請又は同条例第14条第1項の規定に

基づく修理の届出が行われた行為。同条例第25条第1項の規定に基づく県有形民俗文化財については、同条例第27条第1項の規定に基づく現状変更の届出又は同条例第29条の規定に基づく修理の届出が行われた行為。同条例第30条第1項の規定に基づく県史跡名勝天然記念物については、同条例第34条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請又は届出が行われた行為。

- (2) 下諏訪町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく指定文化財については、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出が行われた行為。

下諏訪町歴史的風致維持向上計画【参考資料】

別表1 指定有形文化財（建造物）及び指定記念物の状況

	類型	種別	名称	員数	所有者（管理者）	所在地ほか
◆ 国指定文化財						
2	記念物	植物	霧ヶ峰湿原植物群落 (八島ヶ原湿原植物群落)	1	国有地	下諏訪町八島
3	有形文化財	建造物	諏訪大社下社		諏訪大社下社	下諏訪町大門（1）193-1
			春宮幣拝殿	1		
			春宮左右片拝殿	2		
			秋宮幣拝殿	1		
			秋宮左右片拝殿	2		
		秋宮神楽殿	1		下諏訪町上久保（1）3580	
◆ 登録有形文化財						
2	有形文化財	建造物	旧伏見屋店舗兼主屋	1	下諏訪町	下諏訪町東町下521-1
			旧伏見屋南土蔵	1		
			旧伏見屋北土蔵	1		
◆ 県指定文化財						
1	有形文化財	遺跡	青塚古墳	1	諏訪大社下社	下諏訪町横町木の下3340
◆ 町指定文化財						
2	有形文化財	遺跡	西餅屋茶屋跡	1	武居清志ほか3	下諏訪町西餅屋3089
3	有形文化財	遺跡	樋橋茶屋本陣跡	1	小松治郎	下諏訪町樋橋 3005-1
6	有形文化財	遺跡	浪人塚	1	樋橋	下諏訪町砥沢口3036-□
7	有形文化財	建造物	慈雲寺山門	1	白華山慈雲寺	下諏訪町東町中（1）606
8	有形文化財	建造物	熊野神社本殿	1	第7区区長	下諏訪町東山田（5）社7505
9	有形文化財	遺跡	中山道一里塚（五十四里）	1	下諏訪町	下諏訪町一里塚2272-2
10	記念物	植物	天桂松	1	白華山慈雲寺	下諏訪町東町中（1）606
11	有形文化財	遺跡	下諏訪宿本陣遺構	1	岩波尚宏	下諏訪町横町木の下3492-1
14	有形文化財	遺跡	犬射馬場四至ノ標石	4	下諏訪町ほか3	下諏訪町上馬場、菅野町
15	有形文化財	建造物	春宮下馬橋	1	諏訪大社下社	下諏訪町県道諏訪大社春宮線
16	記念物	植物	諏訪大社下社社叢		諏訪大社下社	下諏訪町大門（1）193
			春宮社叢	1		
			秋宮社叢	1		
17						下諏訪町上久保（1）3580
19	有形文化財	遺跡	魁塚（相楽塚）	1	下諏訪町	下諏訪町魁町5363
20	有形文化財	遺跡	ジジ穴・ハバ穴古墳	2	下諏訪町	下諏訪町東町中（1）628-618
22	記念物	植物	武居桜	1	武居町内会長	下諏訪町武居南5915-1
28	有形文化財	建造物	東山田行屋	1	東講社	下諏訪町東山田（5）社7503
29	有形文化財	建造物	鍔焼地藏尊堂	1	来迎寺	下諏訪町横町木の下3454
30	有形文化財	遺跡	尾掛松	1	津島神社	下諏訪町南高木8971
31	記念物	植物	高木のしだれ桜	1	第5区	下諏訪町北高木9441
32	記念物	植物	専女の櫨	1	諏訪大社下社	下諏訪町上久保（1）5794
33	有形文化財	建造物	島木赤彦住居（柿蔭山房・赤松・クルミ）	1	下諏訪町	下諏訪町北高木9180
49	有形文化財	建造物	慈雲寺本堂（棟札2枚）	1	白華山慈雲寺	下諏訪町東町中（1）606

別表2 指定有形文化財（建造物）及び指定記念物並びに歴史的建造物等の概要

番号	名称	概要
1	山吹城址	下社大祝（おおほうり）金刺氏の城址。主郭、副郭、土塁、空堀、曲輪の跡が良く残されている。
2	水月公園	高島藩主諏訪忠晴がこの地に逍遙亭を設け、後に地元の俳人らにより水月園として開園した。
3	慈雲寺 ◎工芸品 梵鐘 ◎建造物 山門 ◎植物 天桂松 ◎彫刻 日根野織部正高吉の五輪塔	正安2年(1300)創立の臨済宗の古寺。現在の建物は、文化5年(1808)再建、境内には墓碑、石造物、建造物等の文化財が点在している。 梵鐘は長野県指定文化財、山門・天桂松・日根野織部正高吉の五輪塔が下諏訪町指定文化財
4	◎遺跡 ジジ穴、ババ穴	横穴式の石室を持つ古墳時代末期の古墳。
5	宝光院 ◎彫刻 薬師如来立像	修験道道場、宝暦4年(1754)開講。薬師如来像はもと諏訪大社下社春宮の和光山観照寺の本尊。
6	竜の口	中山道から慈雲寺入り口の石段の右脇にあり、中山道を通る旅人ののどを潤した。文政8年(1825)作の石彫。
7	諏訪大社下社春宮 ◎建造物 幣拝殿 1棟 左右片拝殿 2棟	国指定文化財の幣拝殿1棟及び左右片拝殿2棟は安永6年(1777)築、その他筒粥殿、万治2年(1659)建造の石の大鳥居、天保4年(1833)作の大鳥居前の石灯籠などの建造物が境内に点在する。
8	◎建造物 諏訪大社下社春宮下馬橋	天正6年(1578)造営、元文年間(1736頃)の修造といわれ、切り妻造りの古い建築様式を残す建造物。この橋より奥は神域で、馬上の人は馬を下りて、橋の下を流れる御手洗（みたらし）川で身を清めて参拝したと言われる。
9	建てぐるみ住宅	土蔵を母屋に接続させて両方を同じ屋根の下に組み込んだ家を「建てぐるみ」と言われる。
10	東町の伏見屋邸 登録有形文化財 旧伏見屋店舗 兼主屋ほか	明治20年(1887)建築。このころの当主はこのあたりで最初に器械製糸を創業した家である。部屋数も多く、造作も豪華で明治時代の商家の代表例である。
11	中山道五十五里塚跡	中山道の南側にあったが、明治初年に消滅して、昭和になって石碑が建立された。
12	注連掛（しめかけ）	諏訪大社下社御柱祭山出し祭で、東俣から曳行（えいこう）された八本の御柱が、途中木落しの行事を終えここに曳き揃えられる。周囲に注連縄が張られて一ヶ月後の里曳き祭を待つところである。
13	千尋池	鎌倉時代まで付近一帯が湿地であったといわれる。江戸時代に甲州道中が通じて下諏訪宿の街が拡大し、池は狭められた。この池に投げ込まれていた「売神祝ノ印（めがみほうりのいん）」（国指定重要文化財）が天文年間(1532～1554)に拾い出された。
14	秋宮スケートリンク	明治42年(1909)に水田をリンクとして設置された。大正11年2月ここで我が国初のフィギュアスケート公式競技会が開催され、翌13年には国内初のアイスホッケー公式競技会が開催された。
15	綿の湯跡	女神様が、上社からお持ちになった湯を含ませた化粧用の綿を置いたところ湯が湧き出したという伝説がある。心のやましい者が入ると湯が濁るとも言われる。また、この場所には6坪ほどの下諏訪宿の間屋場（会所）があり、宿つぎの公用書状の遞送、輸送人馬の配置、助郷（すけごう）人夫の賃金会計などを行った。
16	◎下諏訪宿本陣遺構	文久元年(1861)の図面では、建家280坪(926㎡)、畳数232畳、他建物並びに庭545坪、総坪825坪(2,727㎡)と記され、大名・幕府役人の宿泊に使われ、その運営費用は間屋業の収益でまかなわれた。必要に応じて、丸屋（まるや）・檜物屋（ひものや）が脇本陣をつとめた。
17	下諏訪町立歴史民俗資料館	建物は明治初期に建てられたものであるが、江戸時代の宿場商家の特徴を残している。表は「縦繁格子（たてしげごうし）」の「出格子造り」で、大戸を入ると「見世」と呼ばれる広い板の間、裏庭へ通ずる土間など宿場の典型的な造りである。陳列資料は、下諏訪宿・和宮様ご下向・樋橋合戦・偽官軍事件など。
18	高札場跡	お触れ書きや罪人の罪状などを掲示する場、間屋場前から友之町境へ移った。

19	㊦遺跡 青塚古墳	諏訪地方唯一の前方後円墳、石室は横穴式であるが、古くの発掘により遺物などは不明。古墳の周囲から円筒埴輪も発見され、築造時期は7世紀頃と思われる。
20	来迎寺 ㊦建造物 鏡焼(かなやき)地蔵尊堂 ㊦彫刻 鏡焼地蔵尊	天文10年(1541)開山の浄土宗寺院。和泉式部の幼少の頃にまつわる伝説があり供養塔も建てられている。その守り本尊の鏡焼地蔵尊がある。
21	今井邦子文学館	江戸時代に茶屋を営んでいた「松屋」を当時の面影を可能な限り再現して建設した文学館。 今井邦子は、「明日香」を創始した歌人で、亡き後も弟子たちによって「明日香」が引き継がれて活動されている。
22	旦過湯	慈雲寺旦過寮があった所、下諏訪三湯(綿の湯、小湯、旦過湯)の中で最も高温で、傷・吹き出物に効能があるという。
23	桜城址	古くから「下社の大城」といわれ諏訪大社大祝(おおほおり)金刺氏の城であると考えられる。田畑などに開墾され、現在は数条の空壕が残っている。
24	御作田神社	諏訪大社下社の摂社。諏訪大社下社の田植祭はこの神田で6月30日に行われ、この稲は60日で穂となるという不思議な伝説が伝えられ、これは下社七不思議のひとつとなっている。
25	㊦遺跡 犬射馬場四至ノ標石	鎌倉時代、武士は日頃の鍛錬に騎射の武芸を重視し、それが遊戯化したり、神事化したりしたものが多い。この場所は犬追物をした所である。
26	青雲館	諏訪八十八箇所霊場の第五十四番礼所で行屋でもあった。明治26年(1893)12月に青雲館が建てられ、当時は下諏訪最大の集会所であった。
27	㊦遺跡 魁塚	維新の魁をした人々の供養塚ということで魁塚と名付けられた。慶応4年(1868)3月3日相楽総三以下8人の赤報隊幹部が官軍幹部との意思の疎通を欠き行き違いを生じたことから偽官軍の汚名を着せられ、ここで斬首された。住民の人々によって毎年4月3日に慰霊の神事が行われている。
28	春宮大門大鳥居	明治25年(1892)7月30日建立の唐金鳥居。建立寺には鳥居前に一对の銅燈籠があったが戦時供出により現存しない。
29	石燈籠	文政12年作の高さ6mの石燈籠。燈籠に火が入ると諏訪湖から見え、人々はこの灯火を目印にしたといわれる。
30	土波止(つちはし)新田開墾の碑	文化4年(1807)新田開拓が行われたことを記念し、明治32年(1899)に記念碑が建立された。
31	赤砂飛行場	昭和3年(1928)1月諏訪飛行協会を結成、3月に格納庫が完成し、翌年には複葉機で郡内を飛ぶ等した。
32	諏訪大社下社秋宮 ㊦建造物 幣拝殿 1棟 左右片拝殿 2棟 神楽殿 1棟	古来、諏訪大社下社は諏訪大社上社とともに信濃之国一之宮、全国一万余社の分社を持つ諏訪神社の総本社として栄えている。境内には、国指定重要文化財の幣拝殿1棟、左右片拝殿2棟、神楽殿1棟のほか、夜になると枝を下げて寝ると言われる「寝入りの杉」や御宝殿の四隅に建てられた御柱などがある。
33	㊦植物 専女の櫻	高さ30m、目通り周囲6m、町内有数の巨木。
34	言成(いいなり)地蔵尊	誰の願いも言いなりに叶えてくれるという。諏訪神社境内に安置され善男善女のお参りが絶えなかったが、神仏分離令により菟倉に安置されたが毎日少しずつ元あった場所の方へ移動するので、信者が驚き今ある場所へ再び安置したと言われる。
35	甲州街道旧承知橋石橋	この石橋は、輝石安山岩の一枚岩で重量約13t。武田信玄が川中島の合戦に際し、諏訪大社の千手観音に戦勝を祈願して社殿の建て替えと千手観音堂に三重塔の建立を約した。合戦の帰途、信玄がこの橋を渡ろうとすると馬が立ち止まって動こうとしない。信玄は約束を思い出し、下馬して「神のお告げ承知つかまつり候」と申し上げたという。この伝承から承知川と呼ばれるようになった。石橋の表面には煉瓦模様が刻まれ防滑とも信玄の埋蔵金の隠し図とも言われ新しい橋の架け替えに伴い、道路側に石垣に移された。
36	㊦植物 武居桜	幹周り2.5m、樹高10m、推定樹齢300余年。この桜が咲く頃に苗間作りが始まるので苗間桜とも呼ばれる。
37	御射山社	奥霧ヶ峰八島高原の大草原に旧御射山社がある。祭りに諸国の武将が集まり雄大な牧狩りの祭祀が行われたが、永禄年代以降年々祭祀が困難になり、慶長元年(1596)に本社を移した。

38	殿村遺跡	縄文時代中期の住居址、弥生時代の住居址、奈良・平安時代の住居址、中世の住居址が検出。
39	㊦建造物 島木赤彦住居	柿蔭山房（しいんさんぼう）と名付けられ、アララギ派の島木赤彦が明治30年(1897)から大正15年(1926)まで住んでいた住宅。高島藩の散居武士の家で味噌蔵には文政2年(1819)とあることから居間などはそれ以前の建築と考えられる。
40	㊦植物 しだれ桜	幹周り3m、樹高20m、推定樹齢300余年。元和元年(1615)高島藩主諏訪頼水の子忠恒が大坂夏の陣に出陣し、帰藩の記念として持ち帰った苗を藩士に分け与えたという。
41	津島神社と神楽殿	本殿は元禄7年(1697)造営と伝えられ、神楽殿は天保4年(1833)上棟されている。
42	橋本屋（政屋）	江戸から甲州街道茶屋として栄えた。表は千本格子で、二階は出梁作りになっている。
43	㊦遺跡 尾掛松	古代の「松之木湛（たたえ）」の神事の場。尾掛松に神霊が大空から降臨することを信じて祀ったもの。
44	木落の坂	諏訪大社下社御柱祭において御柱を東俣（ひがしまた）国有林から注連掛（しめかけ）まで引き出す祭りを「山出し祭」と言う、その最大の難所が木落の坂で、100mの急坂を曳き下ろす「木落し」では命知らずの若者が御柱の先端に競って乗り、木遣り唄に続いて轟然たる地響きとともに一気に下る様は諏訪人の血を湧かす場面である。
45	菘倉薬師	辰野の七蔵薬師、長谷の戸倉薬師と信濃三薬師のひとつ、明治36年(1903)再建。
46	米神神社	村の鎮守。嘉永7年(1851)本殿と拝殿が建立。
47	工女の墓	この地菘倉で製糸業が始められたのは明治11年(1878)であり、早くに製糸業が行われたのは以下の条件による。 砥沢共有林と東俣官林を控え燃料確保が容易であった。当時の動力の水車を回す水利が豊富であった。中央線開通の前で信越線大屋駅から和田峠を原料の繭が越えてくるルート沿いにあった。 明治中頃には、7工場が操業し、男女500人の製糸工場の町に一変し、落合発電所で発電した電気によりいち早く灯りがともった。望みかなわず、故郷も見ずして死んだ製糸工女の墓があり、彼岸など線香の煙が絶えない情景は村人の心の優しさが伺える。
48	棚木場（たなこば）	諏訪大社下社御柱祭の前年に御柱を東俣の広大な国有林内から伐採してここへ揃え置き、御柱祭の年にここから注連掛（しめかけ）まで引き出す山出し祭がスタートする。
49	㊦遺跡 中山道五十四里塚	享和の文献に「左右共に立木榎木に御座候」とあり、往事は田の中で目立っていたと思われる。
50	㊦遺跡 樋橋茶屋本陣跡	集落の中央が曲の手になっている形態は多くの宿場に見られる。本陣の「嘉登屋（かどや）」は曲がり角にあり、大名・公家たちのお小休み等に使われた。文久元年(1861)に和宮下向の折りに御殿が建てられたが樋橋大火で焼失した。
51	㊦遺跡 浪人塚	元治元年(1864)水戸の天狗党が尊皇攘夷を迫って800人余の勢力で和田峠を越えてきた。高島藩と松本藩がこれに備えて布陣したが、挟み撃ち戦法により敗走した。明治4年(1871)高島藩が浪士軍の戦死塚を造り替えた。
52	㊦遺跡 西餅屋茶屋跡	西餅屋は、樋橋と同じく中山道の難所和田峠路の下諏訪宿側に設けられた休憩所の一つで、藩では一人扶持を給して旅人の便をはからせた。西餅屋名物として「力餅」が売られていた。
53	石小屋跡	和田峠は冬期など人馬の犠牲も多く、古峠に登る途中に地元の名主が呼び掛け石積の壁と片屋根の小屋を設け、吹雪の折など人馬の待避所とした。
54	古峠	中山道で最も標高が高く、とりわけ雪や雨の時は人馬共に難渋した。頂上からは木曾御嶽山が望まれ御嶽信仰の信者が多く中山道を通った。
55	和田峠トンネル	昭和6年(1931)7月から内務省直営により15万円の工費で和田トンネル及びブスノーシェードの工事が着工され、昭和8年(1933)1月完成し、同8月から鉄道省省営自動車の下諏訪駅から丸子まで運行された。

56	㊦植物 八島ヶ原高層湿原	標高 1,630m の高地で、日本最南の高層湿原であり、年間で、約 360 種類もの植物が開花する。泥炭層は 1 万 2 千年をかけて約 8m の厚さに達している。
57	星ヶ塔黒耀石産出地	黒耀石の良質な産出地として有名。旧石器時代・縄文時代に各種の利器として加工された。これらの分布範囲はこの地域を中心に半径 230km に及び当時の交易状況を知る資料である。
58	旧御射山（もとみさやま）遺跡	現在は石垣の上に古い石の祠と、周囲のゆるい斜面の芝の面に多くの土壇を残し、往古の祭りをしのぼせる。江戸時代後期の旧御射山祭の図を見ると、神殿仮屋、神楽所、穂屋（ほや）（茅葺きの仮屋、祭りがすむと取り払われた）などの建物、勅使の棧敷、北条・千葉・和田・佐々木・梶原などの鎌倉幕府首脳の棧敷などがみえ、武芸の披露がされていた。
59	㊦建造物 熊野神社本殿	安永 8 年(1779)造営、拝殿、社務所、舞屋、本殿があり、本殿の彫刻が見事である。
60	㊦建造物 東山田行屋	霊山信仰の修験の場。行屋の東には水垢離の施設もある。
61	妙光山峰御薬師堂	東山田草分けの家が招聘した薬師といわれる。
62	西浦薬師堂	厨子には、塑像の薬師如来及び脇士があり十二神将も揃っている。
63	すずめおどりの屋根	下諏訪の古い民家には破風の頂点をのぼしたその上に「雀おどり」が見られた。
64	小田野駒形遺跡	縄文時代中期の住居址 20 軒が馬蹄形状を成して発掘された。その他、旧石器時代の居住地と石器、縄文時代前期・後晩期の遺物、弥生時代中・後期の遺物、平安期の遺物も出土している。
65	万治の石仏	諏訪大社下社春宮の石の大鳥居と同じ石工が彫ったと伝えられる。岡本太郎氏が世に出した石仏として有名で、昨年は首が伸びる仏様としてテレビでも紹介され、観光客が多く訪れる。
66	上の城址、下の城址	武田信玄の家来横手彦左衛門居城と見られる。上社と下社の争いが絶えなかった明応年間(1497 頃)下社大祝が上社に攻められ逃げ込んだとも言われる。
67	伝 鎌倉街道	鎌倉に幕府があった頃、鎌倉を中心に諸国へ通じた主要道、「いざ鎌倉」という時にこの道を一気に鎌倉へかけつけた。町内は、高木、富部若宮神社前、武居、秋宮裏、慈雲寺裏を通り、砥川を渡って東山田へと通じていた。
68	若宮神社	建御名方命（たけみなかたのみこと）と八坂刀売命（やさかとのみこと）との御子、十三神、天照皇大神が合祀されている。鎮座の記録ははっきりとしていない。
69	甲州道中一里塚（五十三里）跡	甲州道中は初め甲州海道と言われたが、後に甲州道中と改められた。江戸日本橋を起点とし新宿・八王子・笹子峠・甲府までを表道中といい、甲府から下諏訪の中山道に合するまでを裏道中といわれた。五十三里の一里塚は甲州道中最後の一里塚で、ここから十余町(約 1km)の下諏訪宿で中山道へ合流する。
70	稻荷平遺跡	縄文中期住居跡と弥生後期住居跡が確認されている。下諏訪町における最大の遺跡。

別表3 指定有形文化財（建造物を除く）及び指定無形文化財の概要

	類型	種別	名称	員数	所有者 (管理者)	所在地ほか	
◆ 国指定文化財							
1	有形文化財	考古資料	銅印（印文「賈神祝印」）	1	諏訪大社下社	下諏訪町上久保（1）3580	
◆ 登録文化財							
1	有形文化財	民俗文化財	諏訪湖の漁撈用具及び舟 大工用具	904	下諏訪町	下諏訪町西高木10616-111	
◆ 県指定文化財							
2	有形文化財	民俗文化財	諏訪湖のまるた舟	2	下諏訪町	下諏訪町西高木10616-111	
3	有形文化財	工芸品	慈雲寺梵鐘	1	白華山慈雲寺	下諏訪町東町中（1）606	
4	無形文化財	民俗文化財	諏訪大社の御柱祭り	諏訪大社式年造御柱大祭保存会（諏訪大社内）	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村		
◆ 町指定文化財							
1	有形文化財	彫刻	石造弥勒菩薩座像	1	第3区区長	下諏訪町上久保（2）土田墓地	
4	有形文化財	彫刻	日根野織部正高吉供養塔	1	白華山慈雲寺	下諏訪町東町中（1）606	
5	有形文化財	彫刻	天竜道人の墓	1	渋川 彰	下諏訪町上久保（2）5596	
			騎馬行列の所作				
12	無形文化財	民俗文化財	第1区下原騎馬		第1区区長	下諏訪町	
13			第3区友之町騎馬		第3区区長	下諏訪町	
18	有形文化財	彫刻	金銅薬師如来立像	1	敬愛社	下諏訪町東町中（1）572-2	
21	有形文化財	彫刻	石像十王像	1	第1区	下諏訪町大門（1）455 明新館	
23	有形文化財	典籍	五点具足阿字軸	1	宮坂俊二	下諏訪町小湯の上（1）3852	
24	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来立像	1	白華山慈雲寺	下諏訪町東町中（1）607	
25	有形文化財	彫刻	薬師如来像	1	小湯の上念仏講	下諏訪町小湯の上（1）3841公会所	
26	有形文化財	彫刻	鍍焼地藏尊	1	来迎寺	下諏訪町横町木の下3454	
27	有形文化財	工芸品	瀬戸飴釉瓶子	1	長崎宣光	下諏訪町北高木9140	
34	有形文化財	彫刻	万治の石仏	1	国有地	下諏訪町東山田（7）	
35	有形文化財	民俗資料	湯立の釜	1	第7区区長	下諏訪町東山田（3）	
36	有形文化財	書跡	延宝元年下原村検地野帳	2	第1区区長	下諏訪町東町中（1）	
37	有形文化財	書跡	寛文五年高木村宗門改帳	1	松倉国雄	下諏訪町東高木9183	
38	有形文化財	彫刻	木造弘法大師坐像	1	岩波 巖	下諏訪町緑町258	
39	有形文化財	彫刻	木造金山大権現立像	1	岩波 巖	下諏訪町緑町258	
40	有形文化財	彫刻	木造役の行者像	1	第10区区長	下諏訪町東豊6262-1	
41	有形文化財	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	1	小松秀夫	下諏訪町横町木の下3461	
42	有形文化財	民俗資料	武居薬師十二神将	1	武居町内会長	下諏訪町武居南5916-1	
43	有形文化財	歴史資料	島木赤彦の遺墨と関係資料	10	下諏訪町	下諏訪町西高木10616-111	
44	有形文化財	考古資料	土田遺跡朱彩壺型土器	1	下諏訪町	下諏訪町西高木10616-111	
45	有形文化財	歴史資料	相楽総三関係資料	33	下諏訪町	下諏訪町西高木10616-111	
46	有形文化財	歴史資料	中村勝五郎日記	4	中村 博美	下諏訪町西高木10616-111	
47	有形文化財	歴史資料	立木種清建築資料	426	下諏訪町(208)	下諏訪町西高木10616-111	
48	有形文化財	古文書	元禄二年東山田村宛山論裁許状	2	第7区	下諏訪町東山田 社6671-1	
			秋宮経塚出土品				
50	有形文化財	工芸品	舟形水差	1	諏訪大社	下諏訪町上久保（1）3580	
			和鏡-2	2			
			花形鏡	1			
			黄瀬戸香炉	1			
			灰釉と黄金	46			
51	有形文化財	工芸品	諏訪大社下社宝物			諏訪大社	下諏訪町上久保（1）3580
			和鏡	1			
			舟形鏡	1			
			鎌	1			

	類型	種別	名称	員数	所有者 (管理者)	所在地ほか
◆ 町指定文化財						
52	有形文化財	書跡・典籍・古書	諏訪大社下社文書		諏訪大社	下諏訪町上久保(1) 3580
			右大将家下文	1		
			小笠原長基寄進状	1		
			小笠原持長社領安堵状	1		
			江戸幕府朱印状 御教書	1		
68	有形文化財	書跡・典籍・古書	下社副祝職宛行状	1	下諏訪町	下諏訪町西高木10616-111
69	無形文化財	民俗文化財	諏訪大社下社の御柱木遣り		下諏訪町木遣保存会	下諏訪町

参考文献等

「増訂版下諏訪町誌（上巻）」	昭和60年3月15日	下諏訪町誌増補版編纂委員会
「増訂版下諏訪町誌（中巻）」	平成元年11月15日	下諏訪町誌増補版編纂委員会
「増訂版下諏訪町誌（下巻）」	平成2年11月15日	下諏訪町誌増補版編纂委員会
「下諏訪町誌民俗編」	平成12年3月21日	下諏訪町誌民俗編編纂委員会
「改定下諏訪町の文化財」	平成15年9月16日	下諏訪町文化財専門委員会
「生涯学習ガイドブック わが町下諏訪 歴史編」	平成9年1月29日	下諏訪町社会教育委員会
「生涯学習ガイドブック わが町下諏訪 文芸・文化編」	平成9年1月29日	下諏訪町社会教育委員会
「下諏訪町 信濃国一之宮諏訪大社（下社編）」	平成16年2月	下諏訪商工会議所
「下の原のお騎馬」	平成17年12月8日	河西孝雄

国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/>

文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/>

下諏訪町ホームページ

<http://www.town.shimosuwa.nagano.jp/>

下諏訪商工会議所ホームページ

<http://www.cci.shimosuwa.nagano.jp/>

下諏訪観光協会ホームページ

<http://www.shimosuwa.com/>